

官報

號外

大正六年六月二十七日

水曜日

印刷局

第三十九回 衆議院議事速記録第三號

大正六年六月二十六日(火曜日)午後一時十四分開議

議事日程 第二號 大正六年六月二十六日

午後一時開議

第一 裁判所ノ設立ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第三 大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第五 東洋拓殖株式會社法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第七 北海道拓殖鐵道建設費利子支出ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第九 輕便鐵道補助法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第十一 借入鐵道及輕便鐵道ノ買収ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第十二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第十三 軍事救護法案(政府提出) 第一讀會

第十四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第十五 軍人恩給法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

○議長(大岡育造君) 御報告ヲ申シマス、昨二十五日午前十時鳳凰閣ニ於テ拜謁ヲ賜リ、奉答文ヲ捧呈致シマシタ——勅語ヲ賜リマシタ

(總員起立)

○議長(大岡育造君) 尙諸般ノ報告ヲ命ジマス

(書記朗讀)

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

大正三年度歳入歳出總決算

大正三年度各特別會計歳入歳出決算

大正三年度歳入歳出決算検査報告

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

提出者 高木益太郎君 藤井善助君 柏原文太郎君

東方調査局設置ニ關スル建議案

提出者 伊東知也君

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

市町村立小學校教員ノ待遇ニ關スル質問主意書

提出者 根本正君 恆松隆慶君

前亞米利加合衆國シヤトル領事高橋清一ノ太田房太郎不法送還及不法監禁ニ關スル質問主意書

提出者 植原悦二郎君

山陰鐵道濱田線其ノ他ノ線路ニ關スル工事建設ノ方針並山陰線中停滯貨物運送方針ニ關スル質問主意書

提出者 恆松隆慶君

政府ノ產業政策ノ不統一並國貨滯積船腹調節ニ對シ政府ノ所有船ヲ利用セサル件ニ關スル質問主意書

提出者 白河次郎君

一委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

豫算委員會

委員長 山本悌二郎君

理事 堀切善兵衛君

委員 石黑涵一郎君

理事 吉原正隆君

委員 小山溫君

理事 高木益太郎君

委員 齋藤珪次君

理事 野村嘉六君

委員 齋藤珪次君

理事 高木益太郎君

委員 齋藤珪次君

理事 高木益太郎君

委員 齋藤珪次君

理事 高木益太郎君

委員 齋藤珪次君

理事 高木益太郎君

委員 齋藤珪次君

理事 高木益太郎君

委員 齋藤珪次君

理事 高木益太郎君

三十二番	鈴木梅四郎君	三十三番	今村勸三君	二百九十四番	橋本喜造君	二百九十五番	櫻井兵五郎君
三十四番	古島一雄君	三十五番	濱田國松君	二百九十六番	川崎克君	二百九十七番	古屋慶隆君
三十七番	望月長夫君	五十九番	木下謙次郎君	二百九十八番	川崎雄君	二百九十九番	山道襄一君
六十番	津末良介君	六十一番	本出保太郎君	三百番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
六十七番	秋田寅之介君	七十番	古川清君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
七十三番	若尾鐵之助君	八十八番	石川玄三君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
九十二番	堀尾茂助君	百六番	澤村來太郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
百九番	堀尾茂助君	百六番	澤村來太郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
百十三番	堀尾茂助君	百六番	澤村來太郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
百四十六番	三輪市太郎君	百四十五番	野村治三郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
百五十二番	山内範造君	百五十三番	兒玉亮太郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
百五十五番	橫田千之助君	百五十九番	小田切磐太郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
百六十四番	鵜澤總明君	百六十五番	三橋德五郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
百七十四番	岡崎邦輔君	百七十五番	中橋德五郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
百八十四番	則元由庸君	百八十六番	中西六三郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
百九十七番	一宮房治郎君	二百一十番	齋藤藤二郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百一十二番	熊谷直鏡吉君	二百一十三番	鳩山一助君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百一十四番	熊谷直鏡吉君	二百一十八番	秦山一助君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百一十九番	中村啓次郎君	二百二十一番	古谷久綱君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百二十二番	兒玉好熊君	二百二十三番	恆松隆慶君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百二十四番	齋藤圭次郎君	二百二十九番	野田卯太郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百三十一番	床次竹二郎君	二百三十二番	江藤哲藏君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百三十三番	粕谷義三君	二百三十八番	大岡育造君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百三十九番	村野常右衛門君	二百四十三番	戶水寬八君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百四十五番	井島義雄君	二百五十二番	松浦五兵衛君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百五十九番	清山豐治郎君	二百六十一番	岡浦辰喜君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百六十二番	丸山照藏君	二百六十三番	岡浦辰喜君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百六十四番	正水照藏君	二百六十五番	岡浦辰喜君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百六十六番	護得久朝惟君	二百六十七番	松岡勝太郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百六十八番	杉山太朗君	二百六十九番	片岡政治郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百七十番	井原百介君	二百七十一番	櫻井中萬逸君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百七十二番	小山東助君	二百七十三番	井田文四郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百七十四番	松田三德君	二百七十五番	井田文四郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百七十六番	高橋久次郎君	二百七十七番	添田飛雄太郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百七十八番	榎軍之佐君	二百七十九番	井原喜代太郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百八十番	竹村貞君	二百八十一番	磯貝浩君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百八十二番	武市彰一君	二百八十三番	半谷清壽君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百八十四番	本間三郎君	二百八十五番	石田孝吉君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百八十六番	白田久内君	二百八十七番	黑須龍太郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百八十八番	關田和知君	二百八十九番	樋口秀雄君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百九十番	牧口義矩君	二百九十一番	岩佐善太郎君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君
二百九十二番	河波荒次郎君	二百九十三番	川崎安之助君	三百一十番	荒川五郎君	三百一十番	淺野順平君

三百七十九番 本田 恆之君
三百八十一番 小池 仁郎君
三百八十六番 互理 胤正君
三百六十八番 橫田 孝史君
三百八十番 小泉 又次郎君
三百三十番 白田 久内君
三百七十五番 齋藤 隆夫君
(以上六月二十五日)

七十三番 吉村 鐵之助君
二百二十九番 小川 平吉君
二百三十九番 野田 卯太郎君
九十二番 若尾 璋八君
二百三十番 村野 常右衛門君
(以上六月二十六日)

○議長(大岡育造君) 會議ヲ開キマス、御諮リ申事ガアリマス、齋藤二郎君ヨリ請暇ノ申出ガアリマス、病氣ニ付今二十六日ヨリ向フ二週間、許可スルコトニ御異議ハアリマセカ

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○議長(大岡育造君) 御異議ガ無ケレバ許可致シマス、此際本職ヨリ小山君ニ御答辯ヲ申シマス、昨日小山君ヨリ去二十二日ノ會議ノ速記録ニ關シテ、御質問ノアリマシタ其趣意ハ了承致シマス、議長ハ當日小山君ノ注意ヲ容レマシテ、休憩前ニ引續キ開會スル旨ノ宣告ヲ致シマス、從テ速記録ガ此開會ノ宣告ヨリ始マルノハ自然ノ結果ト存ジマス、此外ニ何等意味ハ御坐イマセヌ——國務大臣ヨリノ演說ノ通告ガアリマス、其通告ハ……

○小山松壽君 議長

○議長(大岡育造君) 唯今宣告中デアリマス

○小山松壽君 宣告ガ御濟ニナッタラバ御許シテ願ヒマス

○議長(大岡育造君) 寺内總理大臣、勝田大藏大臣、本野外務大臣、此三大臣ハ通告ニ從テ演說ヲ許シマス——寺内內閣總理大臣

(國務大臣伯爵寺内正毅君登壇)

○國務大臣(伯爵寺内正毅君) 諸君、第三十九帝國議會ノ開會ニ際シテ、總選舉ノ結果新ニ當選ノ名譽ヲ荷ウテ詔命ニ應ゼラレタル諸君ト相見エマシテ(大聲ニ願ヒマス)ト呼フ者アリ、茲ニ政府ノ所見ヲ陳ブルコトヲ得マス、本大臣ノ光榮トスル所デ御坐イマス、内外ニ對スル政府ノ施設ノ大綱ニ付キマシテハ、今年ノ一月當議場ニ於キマシテ陳述致シタ所デ御坐イマス、爰ニ重ネテ解説致シマス、政府ハ其後專ラ是ガ遂行ニ努メテ居リマシテ、外ニ對シマシテハ常ニ東洋ノ大局ノ保全ヲ顧念致シ、聯合與國トノ關係ヲ保護シテ交戰ノ目的ヲ達スルコトヲ期シテ居ル次第デアリマス、此間ニ於ケル戰局ノ異動ヲ申シマス、露國ノ政變ト米國ノ參戰トハ、其顯著ナルモノデアリマシテ、特ニ米國ノ參戰ハ聯合諸國ト共ニ最モ歡迎シテ居ル所デ御坐イマス、支那民國ノ政爭ハ猶未ダ安定スルニ至リマセヌガ、我政府ハ善鄰密接ノ關係ニ鑑ミマシテ、鞏固ナル政府ノ下ニ長ク治安ガ保タレ、彼我兩國ノ利益ガ増進セラル、コトヲ希望致シマス、而シテ斷斷エズ其推移ニ留意シテ親善ノ隣誼ヲ持續シ、アル次第デ御坐イマス、本大臣ハ時局ノ甚ダ重大ナルヲ念ヒマシテ、臨時外交調査機關ノ特設ヲ奏請致シマシテ、練達堪能ノ人ヲ奏薦致シマシテ、臨時外交調査委員會ヲ組織致シ、既ニ會同審議ノ端緒ニ就クコトヲ得マシテ、御坐イマス、前議會ニ提出致シタル大正六年度總豫算ハ、不幸ニシテ其成立ヲ見ルマデ運バナカッタノデ御坐イマス、ソレデ政府ハ前年度豫算ヲ施行スル爲ニ、實行豫算ヲ編成ヲ致シマシタ、而シテ政府既定ノ政策ニ關スルモノ、又

ハ時局其他ノ關係上一日ヲ緩ウスルコトノ出來ナイ所ノ各種施設ノ費目ハ、追加豫算ト致シテ諸般法律案ト共ニ當議會ニ提出スルコトニ致シマシタ、是等ハ何レモ皆國家緊切ノ要務デアリマシテ、遷延ヲ許スコトヲ得ナイモノデ御坐イマス、諸君、幸ニ政府ノ意圖ノ在ル所ヲ諒知セラレマシテ、特ニ此時局ニ鑑ミテ、審議協賛ヲ與ヘラレムコトヲ偏ニ希望致シマス、次第デ御坐イマス

(拍手起ル)(貧弱ナル拍手ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 勝田大藏大臣

(國務大臣勝田主計君登壇)

○國務大臣(勝田主計君) 諸君、私ハ此處ニ大正六年度歲計豫算追加案ヲ諸君ニ御紹介致シマシテ、併セテ財政經濟ニ關係致シマス政府施設ノ一端ニ付キマシテ、皆様ニ申上グルノ光榮ヲ荷ヒマス、抑、帝國政府財政經濟ノ施設ニ關シマス所ノ大體ノ方針ニ付キマシテハ、御承知ノ如ク、現內閣成立ノ當初、茲ニ二十八議會ニ於テ大體ノ所宣明致シテ御坐イマス、政府ハ此時局ノ趨勢ニ鑑ミマシテ、財政ノ基礎ヲ鞏固ニ致シマス、共ニ時局ノ進展ニ順應スベキ所ノ諸般ノ施設ヲ講ジマシテ、内ハ生産事業ノ發達ヲ促進シ、外ハ海外ニ於ケル所ノ經濟ノ伸張ヲ圖リマス、又戰爭ノ終局ニ伴ヒマシテ生ジマス所ノ一般財界ノ變動ニ備ヘテ致シマス、尙ホ財界ノ好況ヨリ生ジテ來マス所ノ各種ノ影響ノ中デ、其利アルモノハ之ヲ助長シ、其害アルモノハ之ヲ抑制スルコトヲ云フコトニ付キマシテ、著々進行ヲ致シタイト思フデアリマス、殊ニ日支ノ經濟的提携デアリマス、此事ニ付キマシテハ最モ重キヲ置キマシテ、著々其計畫ヲ進メタラシメ、次第デ御坐イマス、又聯合各國ト親誼協力ノ關係ヲ助長致シマス、爲ニ、財政上ノ援助ヲ出來得ルガケ與ヘルコトニ努力ヲ致シテ居ル次第デアリマス、豫算ニ付キマシテハ御承知ノ如ク、不幸ニシテ不成立ニ終リマシタ爲ニ、此年度當初ヨリハ施行豫算ノ範圍内ニ於キマシテ、實行豫算ヲ編成致シマシテ、之ヲ施行致シテ居ルト云フコトハ、皆様ノ御承知ニナッタ居ルコトデアリマス、此實行豫算ノ歲入總額ハ六億八百餘萬圓ニナッタ居リマス、歲入總額ハ五億五千五百餘萬圓ニナッタ居リマス、差引歲入ニ於キマシテ五千七百餘萬圓ノ超過ヲ示シテ居リマス、是ガ實行豫算ノ計數デアリマス、然カ致シマシテ、是等實行豫算ハ申上迄モナク前年度豫算ノ制限ヲ受ケテ居ルコトデアリマス、依テ、述モ此豫算ヲ以テハ各般ノ施設ニ關シマシテ、急切ノ必要ヲ充スコトハ出來マセヌ、是ガ即チ今回追加豫算ヲ此處ニ提出致シマシタ所以デアリマス、此追加豫算ヲ編成致シマス、方リマシテハ、申上迄モナク政府ハ努メテ緊縮ノ方針ヲ執リマシテ、既定ノ經費若クハ政策上又ハ時局ニ伴ヒ、此國力發展ニ必要ト致シマス所ノ經費ヲ計上致シマシタ次第デアリマス、御手許ニ迴テ居リマス、此追加豫算案デアリマス、其中追加第一號豫算ト云フモノガアリマス、即チ是ハ申セバ普通經費ノ豫算デアリマス、此追加豫算第一號ニ計上致シテアリマス所ノ歲入ハ、經常部ニ於キマシテ千六百餘萬圓、臨時部ニ於キマシテ千七百餘萬圓、合計三千三百餘萬圓ト云フコトニナッタ居リマス、又歲出ヲ申シマス、經常部ニ於キマシテ四千四百餘萬圓、臨時部ニ於キマシテ四千七百餘萬圓、合計八千八百餘萬圓ト云フコトニナッタ居リマス、是等ノ歲入歲出ヲ差引キマス、ト云フ、歲入ニ於テ五千四百餘萬圓ノ不足ガ立テ居ルト云フコトニナッタ居リマス、此五千四百萬圓ノ不足ハ曩ニ申上ゲマシタ所ノ實行豫算ノ上ニ於テ、五千七百餘萬圓ノ歲入超過ガアリマス、此中ヲ以テ補填スルコトヲ計畫ヲ立テタデアリマス、又追加第二號デアリマス、此追加第二號ハ一般會計ニ關シマス、所謂臨時事件費ガ計上シテ

御坐イマスノデ、此歳出ハ臨時軍事費特別會計ヘ繰入レル所ノ金ガ千五百萬圓、臨時事件豫備費ト致シテ五千三百餘萬圓、合計六千九百餘萬圓ト云フコトニナッテ居リマス、其歳入ハ總額六千六百餘萬圓ニナッテ居リマス、是等ノ歳入歳出ノ差引ヲ致シマスルト、二百九十餘萬圓ノ不足ヲ生ズル、斯ウ云フ計算ニナッテ居リマス、此二百九十餘萬圓ノ不足ハ先刻申上ゲマシタ所ノ實行豫算ノ歳入ノ上ニ於キマシテ五千七百餘萬圓殘テ居ル、是レカラデス、追加第一號ノ不足五千四百萬圓ヲ差引キマシテ、尙利リマス所ノ、其剩リヲ以テマシテ補填ヲ致シテ平均ヲ取ツタト云フコトニナッテ居リマス、追加第三號ハ電話擴張ニ關係致シマス所ノ豫算案デ御坐イマス、其歳入ガ三百九十九萬餘圓ニナッテ居リマシテ、歳出ガ三百三十三萬餘圓ト云フモノニナッテ居リマス、歳入歳出差引キマシテ六十六萬餘圓ノ剩餘ヲ生ズル、計算ニナッテ居リマス、大體ハ追加第一號ヨリ追加第二號ニ及ビマシテ、歳出歳入ノ大數ハ左様デアリマス、此處ニ右申シマシタ所ノ追加第一號ニ付キマシテ、少シク内容ヲ申上ゲタイト思フデアリマス、此追加第一號ニ於キマシテ計上致シテアリマス所ノ歳入ノ主ナルモノハ何デアアルカト申シマス、經常部ニ於キマシテハ、官業及官有財産ノ收入ガ増加スルモノガ千餘萬圓、預金部特別會計ヨリ繰入金ノ増加スルモノガ約四百餘萬圓、臨時部ニ於キマシテハ朝鮮及臺灣事業費、公債及借入金ニ於キマシテ千五百餘萬圓、港灣修築費ノ納付金ニ於キマシテ百餘萬圓、地方分擔納付金ニ於キマシテ八十五萬圓、斯様ナモノガ歳入ノ主ナルモノデアリマス、歳出ノ例ヲ申シマス、其最モ主ナルモノニシテ、經常部ニ屬シマス所ノモノガ、國債整理基金繰入ノ増加ガ二千餘萬圓、國庫豫備金ノ増加ガ三百萬圓、預金利子及預金利子ノ支拂手数料ノ増加ガ四百餘萬圓、新艦船ニ要シマス所ノ經費二百餘萬圓、是ガ經常部ノ主ナルモノデアリマス、臨時部ニ於キマシテハ軍艦製造費ノ追加千五百餘萬圓、造船獎勵費ノ追加ガ三百餘萬圓、兵器製造所ノ新設費二百萬圓、製鐵所擴張工事線上ニ依ル年割額ノ増加百餘萬圓、是等ガ先主ナルモノデアリマス、右ノ内國債整理基金ノ二千餘萬圓繰入ニ依リマシテ、所謂五千餘萬圓還ト云フコトガ實現ガ出來ル次第ニナルデアリマス、又軍艦製造費ハ其總額ニ於キマシテ二億六千六百五十二萬餘圓ニナッテ居リマス、之ヲ大正六年度ヨリ以降七年度間ノ繼續支出ト致シマシテ追加豫算提出ヲ致シマシタノデ、其大正六年ノ分ガ先刻申上ゲマシタ所ノ千五百萬圓、斯ウ云フコトニナルデアリマス、此經費ニ依リマシテ、所謂海軍軍備補充上八四艦隊ナルモノ、編成ノ基礎ヲ完ウスルコトガ出來ルコト云フ次第デアリマス、次ニ臨時軍事費ノ追加豫算ノコトヲ申上ゲタイト思フデアリマス、臨時軍事費特別會計ノ追加豫算ニ於キマシテ、海陸軍ニ屬シマス所ノ臨時軍事費ガ二千六百六十二萬餘圓ニナッテ居リマス、之ニ對シマシテ軍事費ノ豫備費トシテ二千餘萬圓ト云フモノガ計上致シテアリマシテ、合計五千六百六十二萬餘圓ト云フモノニナッテ居リマス、之ニ對シマシテ歳入ハ一般會計ノ繰入金及事業收入等二千六百餘萬圓ノ外ハ、借入金及公債募集金ニ於テ支辨スルコトヲ豫算ニナッテ居リマス、臨時事件ニ關係致シマス所ノ經費ハ、先刻申上ゲマシタ所ノ一般會計ニ屬スルモノト、此臨時事件費ノ特別會計ニ屬スルモノトヲ合計致シテ見マス、此追加豫算ニ計上致シテアリマス所ノモノハ、一億五百餘萬圓ト云フモノニナルデアリマス、此場合私ハ臨時軍事費ノ財源等ニ付キマシテ、簡單ニ一言ヲ附加致シタイト思フデアリマス、御承知ノ如クニ青島ノ戰役以來、我が軍事關係ト云フモノハ頗ル廣汎ニ互ッテ居リマス、我ハ我が交通貿易ヲ保護スル共ニ、與國ノ作戰ニ對シマシテ常ニ出來ルルテノ援助ヲ與ヘテ居ルト云フ次第デアリマス、從ッテ政府ガ之ニ對シテ臨時支出ヲ

要スル其額ト云フモノガ、段々大キナルト云フコトハ亦已ムヲ得ナイコトデアリマシテ、即チ先刻申上ゲマシタ如クニ、本年度ノ追加豫算ニ於テハ、既ニ一億五百萬圓ト云フ臨時事件ノ費用ヲ計上致シテアリマス、尙本年度ノ實行豫算ニ於テ取リマシタモノヲ、之ヲ合計致シテ見マス、一億四千二百萬圓ト云フモノニナルデアリマス、斯様ナ次第デアリマス、之ヲ開戰當初ヨリノ計算ヲ立テ、見マス、約三億二千九百餘萬圓ノ巨額ニ上ル、次第デアリマス、是等ノ巨額ノ臨時事件ニ關係致シマス所ノ經費ヲ、幸ニ今日迄支辨シテ來タト云フコトハ、申ス迄モナク開戰ノ當初ニ於テ國庫ニ比較的ニ豐富ナル所ノ財源ヲ、剩餘金ガアリマシタ、其後年々國庫ノ收入ト云フモノガ良好デアリマシタ爲ニ、是等ノ詰リ主ナル財源ト致シマシテハ、差障リナク今日迄支辨シテ來タト云フコトニナッテ居リマス、併ナガラ今日ノ戰局ノ前途ヲ考ヘマス、ト、益、此戰爭ノ範圍ハ擴大致シ、是ガ何時終熄スルコト云フコトハ何人モ豫想スルコトノ出來ナイ次第デアリマス、斯様ニ考ヘマス、就キマシテハ將來政府ハ此戰時財政ノ基礎ヲ鞏固ニスルコト云フコトニ付キマシテハ、十分慎重ノ考慮ヲ致シテ居ル次第デアリマス、差向キ此臨時軍事費ニ豫備費ト云フモノヲ置キマシテ、不時ノ用ニ供スルコト云フコト、共ニ、是等臨時事件ニ對シマス所ノ財源調達ヲ利便ニスル爲ニ、大正五年ノ法律第四號ニ修正ヲ加ヘマシテ、之ヲ本議會ニ提出致シマシタ、右ノ外電話擴張ノ事業デアリマス、此電話擴張ノ事業ヲ今回ハ特別ノ財源ヲ以テ經營スルノ計畫ヲ立テタノデアリマス、本年度分ニ於キマシテ、一般會計支辨ニ屬シマス所ノ四百五十萬圓ノ外ニ、新タニ三百萬圓ヲ追加致シマシテ、尙本年度ニ於テ既定及ビ追加額九千九百五十萬圓ト共ニ、是等ノ財源ノ公債又ハ借入金ニ依テ調達致シタイト云フ計畫ヲ立テタノデアリマス、此電話ノ急設ノ必要ナルコトハ私ガ此處ニ喋々ヲ要シマス、此計畫ニ依テ一般商工業ニ有利ナル影響ヲ齎スルコト云フコトハ私共ノ信ジテ疑ハヌ所デアリマス、大正六年度追加豫算ノ中ニ國債ノ發行ニ關スルモノガ私共ノ信ジテ疑ハヌ所デアリマス、大正六年度追加豫算ノ中ニ國債ノ發行ニ關スルモノガ私共ノ信ジテ疑ハヌ所デアリマス、臺灣ノ事業費ノ財源ニ充ツベキモノ二百萬圓、電話交換擴張ニ要スルモノ三百萬圓、帝國鐵道改良ノ追加豫算ノ財源ニ充ツベキモノ二百萬圓、其他大正五年法律第三十四號ニ依リマシテ、内債ヲ募集シテ外債ヲ償還スルコト云フモノガ千餘萬圓、追加豫算ニ計上致シタル所ノモノテ御座イマス、豫算ニ關係致シマス、大體ハ右ノ通りデアリマス、是ヨリ經濟關係ノ事ニ付キマシテ一言致シタイト思ヒマス、御承知ノ如ク我國ノ經濟狀況ハ頗ル好況ヲ呈シマシテ、時局發生以來昨年末マデハ外國貿易ノ上ニ於キマシテ輸出超過、又ハ此外國貿易以外ノ正貨ノ收入超過ヲ合計致シテ見マス、約八億六千萬圓ニ上ルデアリマス、此好況ハ本年ニ至リマシテモ一層顯著ナル狀況ヲ呈シマシテ、本年一月ヨリ五月末ニ至ルマデハ外國貿易ノ輸出超過額ハ二億三千六百餘萬圓デアリマス、之ヲ昨年ノ同期ニ較ベテ見マス、約三倍餘ニナッテ居ルト云フコトニナッテ居リマス、此ノ如キ狀況ニシテ若シ持續致スト云フコトデアリマス、本年ノ輸出超過額並ニ貿易外ノ收入超過額ハ、或ハ八億圓位ナ收入超過ニナリハセヌカト云フ計算ガ出來ルデアリマス、斯様ナ狀況ニナリマス、申スデモナク内地ノ資金ハ愈々潤澤豐富ナルト云フ結果ニナッテ來マス、是等ノ潤澤豐富ナル資金ヲ如何ニ消化スルカト云フ事ガ是ガ即チ一ノ問題デアリマス、此問題ニ付キマシテハ、今茲ニ私ハ具體的ニ皆樣ニ申上ゲルト云フコトハ、此時局柄困難デアラウト思ヒマス、又斯様ナ

利用方法ハ所謂臨機應變ノ措置ヲセバナラヌト云フコトモアラウト思ヒマスノデ、極メテ具體的ニハ申上テラレマセウガ、假リニ抽象的ニ之ヲ申シマスルナレバ、要シマスルニ財政ノ變理ノ上ニ、竝ニ民間ノ生産事業ニ必要ナル資金ニ之ヲ使用スルカ、其他ハ之ヲ海外ニ放資スルカ、是ニ詰リ歸スルデアラウト思フデアリマス、内地ノ生産事業ノ發展ハ御承知ノ如クニ、是亦餘程好況デアリマシテ、時局發生以來本年ノ五月ノ末マデニ、會社銀行等ノ新設又ハ増加ノ計畫資本金額八十四億餘萬圓ニ上テ居ルデアリマス、本年一月以降五月ノ末マデニ四億三千九百萬圓ト云フモノニナテ居ルデアリマス、昨年ニ較ベマス、是モ矢張二倍餘ト云フウナ狀況ニナテ居リマス、洵ニ慶フベキ狀況ヲ呈シ居リマスガ、併ナガラ尙ホ此時運ヲ利用シテ勃興ヲ要スベキ所ノ生産工業ト云フモノガ多クアルヤウニ考ヘテ居リマスノデ、確實ナル生産事業ヲ獎勵致シマシテ、戰時及戰後ノ經濟的活躍ニ資スルノ必要ガアルト云フコトヲ政府ニ於テハ確ク信シテ居リマス、支那ニ對スル投資ニ就キマシテハ、對支金融機關ノ統一整備スルト云フコトノ必要ガアルト共ニ、所謂此合辦事業ヲ獎勵スルト云フコトノ必要ナルコトハ、是ハ言フテ、此事ヲ進メテ行カレバナラヌト云フコトハ、無論ノ話デアリマス、對支政治借款ニ關係致シマシテハ、御承知ノ如ク帝國ハ列強ト共同シテ、是ガ成立ニ盡力致シテ居リマス、又經濟借款ニ關係致シマシテハ、是亦銳意考慮ヲ費シテ居リマシテ、殊ニ近時日米兩國ノ資本家ガ支那ニ對スル投資ノ上ニ付キマシテ、其意思ガ大ニ疏通致シテ來ツ、アルト云フコトハ、是ハ諸君ト共ニ私ハ大ニ慶ブ所デアリマス、歐米ニ對シマスル所ノ投資ニ付キマシテハ、御承知ノ如クニ與國軍需品ノ製造、此ノ如キモノハ與國ノ作戰援助ノ爲メ、竝ニ我國ノ工業發展ノ爲メ、極力ハ引受ケテヤラケレバナラヌ、サウ云フコトニナリマスレバ、之ニ要スル所ノ代金調達ノ如キハ、是亦進シテ我國ニ於テ應ジテアルト云フコトニ致サナケレバナラヌト考ヘテ居リマス、而已ナラズ今日ノ此國際金融ノ狀況ニ於キマシテハ、御承知ノ通り以前ニ述ベマシタコロノ計數ニ依テ御分リノ如クニ、外國ニ於キマシテ正貨ガ蓄積ヲ致スルコトデアリマスルカラシテ、此爲替ノ關係ガ所謂片爲替ト云フコトニナテ來マスルノデ、從ツテ其結果ハ我カ國ノ貿易全體ニ不良ナル影響ヲ及ボスト云フ眞ガアルデアリマス、斯様ナ見地カラ致シマシテ、外國ニ資金ヲ投下スルト云フコトガ、非常ニ必要ニナテ來マスルノデ、即チ政府ハ此國際金融ヲ調節セムガ爲メ、今回臨時國庫證券ニ關スルコトノ法案ヲ議會ニ提出致シマシタ次第御坐イマス、右ノ如ク我カ經濟界ハ頗ル良好ナル狀況ヲ呈シテ居リマスルガ、半面ヲ見マスルト云フト、大ニ又省慮警戒ヲ要スベキコトノ點ガ多クアルデアリマス、就中一般ノ氣風ガ奢侈ニ流レ、所謂勸儉ノ美風ヲ失フト云フコトノ傾ガアルト云フコトハ、是ハ大ニ考ヘナケレバナラヌコトデアリマス、殊ニ一般勞働階級ノ中ニ於キマシテ、其賃銀收入ノ如キハ今日ハ非常ニ激増シテ居リマスルノデ、斯ノ如キモノハ成ルベク之ヲ貯蓄セシメテ、將來有利ナル方面ニ之ヲ使用セシムルト云フコトガ、即チ時局ニ對スルコトノ非常ナル一ツノ必要ナル措置デアリナカト、斯ウ云フヤウニ考ヘマスノデ、此意味ヲ以テマシテ政府ハ時局ニ關シ零碎資金ヲ吸收シテ、以テ之ヲ生産事業等ニ充ツルノデ、戰時貯金法案ヲ本議會ニ提出致シマシタ、是亦緊急已ムヲ得ザルノ措置デアリマス、續々述べマシタ如クニ内ハ生産ノ發展ヲ希望シ、外ハ海外ニ於ケル經濟ノ伸張ヲ圖ル、是ニ付キマシテハ各種ノ手段方法ト云フモノガ、茲ニ存スルコトデアラウト思ヒマスノデアリマス、併ナガラ此中ニモ所謂金融機關ノ改善、金融機關ヲ完備ニスルト云フコトガ最も必要ナル點デアリナカト政府ハ考ヘテ居リマスノデ、此趣旨ヲ以テマシテ政府ハ既設金融機關

關ノ機能ヲ發揮セシムルト共ニ、新タニ金融上必要ナル施設ヲ爲スト云フコトニ付キマシテハ、慎重ノ考慮ヲ拂ツテ居リマスルノデ、而シテ其最モ急務ヲ要スルモノニシテ、幸ニ此特別議會ニ提出致スコトノ出來得タコロノモノヲ申述ベテ見マスレバ、第一ニハ小農工業者ニ關スルコトノ詰リ金融デアリマス、我ガ農工業ニ對スルコトノ金融機關トシテハ、御承知ノ如クニ勸業銀行アリ、或ハ農工銀行アリ、稍、其形式ヲ整ヘテ居リマスガ、唯遺憾ナルハ此小農工業者ニ對スルノ金融機關ガ未ダ圓滑ナイト云フコトデアリマス、此意味ヲ以テマシテ政府ハ産業組合法ノ改正ヲ企圖致シマシテ、信用組合ニ對シマシテ、所謂庶民銀行ノ勸業銀行、又一般信用組合ノ活動ノ範圍ヲ擴張致シマシテ、是ト同時ニ勸業銀行或ハ興業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、斯様ナル銀行法ニ改正ヲ加ヘマシテ、本議會ニ提出致スコトニ致シマシタデアリマス、是亦産業ノ發達時局ニ適應シタコロノ一ノ施設ト致シマシテ、提出ヲ試ミタ次第御坐イマス、其他普通ノ工業資金ニ付キマシテハ、是亦今日ヨリ一層其供給ヲ圓滑ナラシムルガ爲メ、興業銀行法ヲ改正致シマシテ當議會ニ提出致シマシタ、船舶ノ金融ニ付キマシテハ從來朝野ノ問題トナテ居リマシタガ、今回此時局ニ鑑ミマシテ、急ニ此問題ヲ解決スルノ必要ヲ認メマシテ、興業銀行ヲシテ船舶金融ヲ兼營セシムルノ趣旨ヲ以テマシテ、是亦當議會ニ其案ヲ提出致シマシタ、又移民ニ對スル金融デアリマスガ、此件ニ付キマシテモ御承知ノ通り從來議論ノアル點デアリマシテ、是ニ對スル種々ナル政府ニ請願書モ出テ居リマス、就キマシテ此問題モ今日時局ノ上ヨリ致シマシテ、解決ヲ致ス必要ヲ認メマシテ、東洋拓殖會社ノ改正法案ガ出マスニ付キマシテ、同會社ヲシテ移民會社ノ社債或ハ債券ヲ引受ケ、又ハ移民會社ヲシテ同會社ノ代理貸付ヲ爲サシムルト云フ方法ヲ開キマシテ、此移民金融ト云フモノヲ圓滑ニスルト云フ措置ヲ取リマシタ、滿蒙ニ關シマスル金融ハ是モ議會其他ノ多年ノ問題ニナテ居リマシタガ、御承知ノ通り橫濱正金銀行ガ所謂特別貸付ト云フコトヲ滿洲ニ於テ行クト云フ事ガ甚ダ覺束ナリト云フコトヲ認メマシテ、此點ニ付キマシテハ東洋拓殖會社ノ法律ヲ改正致シマシテ、同會社ヲシテ滿蒙ニ於ケル不動産金融ヲ營マシムルコトノ方法ヲ取リマシテ、是亦緊急ナルコトト致マシテ、當議會ニ其案ヲ提出致シマシタ、右ノ外支那ニ對スル金融機關ニ付キマシテハ、政府ハ主義トシテ日支合辦銀行ヲ設ケルト云フコトニ付キマシテハ何等ノ異議ハアリマセウノデ、是レノ設立ヲ希望致シテ居リマスルガ、併シナガラ今日ノトコロ御承知ノヤウナ狀態デアリマシテ、斯ノ如キモノガ成立シ得ナイト云フコトハ、政府モ定ニ遺憾ニ感シテ居ル次第御坐イマス、併ナガラ是ハ等閑ニ附シテ居ルカト云フト、決シテ等閑ニハ附シテハ居リマセウノデ、臨機ノ處置ト致シマシテハ、御承知ノ通り在來ノ此特殊銀行ヲ利用シ、又普通銀行ノ支那ニ向テ十分發展致スコトニ付キマシテ、大ニ之ヲ助長スルノ方針ヲ政府ハ取テ居リマス次第御坐イマス、日露ノ金融ニ付キマシテモ、是モ時局ノ上ニ於テ甚ダ必要ナルコトデアリマシテ、兩國ノ經濟關係益々密接ニシ、竝ニ兩國ノ國際親善ヲ圖ル上ニ付キマシテハ、日露金融ト云フコトハ、是亦等閑ニスルコトハ出來ヌデアリマスノデ、現ニ橫濱正金銀行、或ハ朝鮮銀行ノ如キコトノ既設ノ機關ヲ利用致シマシテ、是等ノ目的ニ向テ大ニ活動ヲ致サセムコトニ盡力ヲ致シテ居リマスルガ、尙世間ノ問題トナテ居リマスコトノ、所謂日露合辦銀行ト云フヤウナモノ、設立ニ付キマシテハ、大ニ研究ヲ重ネナケレバナラヌコト、政府ハ信シテ居リマス、以上述べマシタコトハ、政府ノ財政經濟政策ニ關係致シマスコトノ施設ノ一斑ニ過ギマセウノデアリマシテ、無論大ニ講究考慮ヲ要スベキモノガ多クアルデアリマス、例ヘバ金融機關

ニ付キマシテモ廣ク海外貿易助長ニ關スル金融ノコト、或ハ中央銀行ノ基礎ヲシテ益々鞏固ナラシメ、一般金融界ト密接ナル聯絡ヲ益々進シテ保タシムルコト云フヤウナ點等ニ付キマシテハ、大ニ是ハ研究ヲスベキ問題デアリマシテ、政府ニ於キマシテモ著々是等ノ研究ヲ重ネテ居ル次第御坐イマス、斯ノ如ク各般ノ問題ニ付キマシテ、政府ハ鋭意調査研究ヲ重ネマシテ、戰時並ニ戰後ニ於ケル財政經濟ノ發展ニ順應致スヤウナ素地ヲ作りタイト固ク信ジテ居リマス、終リニ臨ミマシテ、私ハ諸君ガ慎重審議速ニ協賛ヲ與ヘラレシコトヲ切ニ希望致シマス

(拍手起ル)

○議長(大岡育造君) 本野外務大臣

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君登壇)

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君) 諸君、帝國政府ノ外交方針ハ第三十八回帝國議會ニ於テ、詳細ニ述ベテ置キマシタガ、其後其方針ニ何等變更ノ必要ヲ見ザリシニ依リ、外交方針ノ説明ハ之ヲ省キマシテ、前議會以後ニ生ジマシタル二三ノ重ナル出來事ニ關シ簡單ニ御報告致シタイと思ヒマス、第一ニ茲ニ申上ゲネハナリマセヌコトハ、米獨開戰ノ件デアリマス、獨逸ガ國際公法ノ原則ヲ無視シ、各國ノ商船ニ對シ、無差別ニ且ツ慘酷ニ潛水艇戰ヲ續行シタルガ爲ニ、米獨兩國間ニ激烈ナル爭議ヲ重ネタルコトハ、諸君モ御承知ノ通りデアリマスガ、兩國間ノ談判ハ遂ニ不調ニ終リマシテ、米獨ハ本年ノ二月三日ヲ以テ獨逸ニ對シ國交斷絶ノ通告ヲ致シマシタ、續イテ四月六日ニ至リテ米獨大統領會議ノ議決ニ基キテ、獨逸ト交戰狀態ニアル旨ヲ宣言致シマシタ、米獨政府ハ四月七日ヲ以テ米獨開戰ノ次第ヲ帝國政府ニ通告致シマシタガ、米獨國新ニ我聯合國側ニ加ハリマシタルコトハ、我聯合國與國ノ大ニ欣幸トスルコトデアリマシタ、畏クモ 天皇陛下ハ米獨開戰ノ報ヲ聞召サレ、直チニ四月八日ヲ以テ米獨大統領ニ對シ御親電ヲ發セラレ、米獨大統領ヨリ極メテ懇篤ナル返電ガアリマシタ、北米合衆國ガ其全力ヲ盡シ、獨逸帝國ヲ屈服セシメントスルノ大決心ヲ以テ戰争ニ參加シタルコトハ、我聯合國與國ノ目的ヲ達スル上ニ大ニ貢獻スルコトアルベキハ、本大臣ノ信ニテ疑ハザルトコロデアリマス、前ニ述ベマシタル如ク東鄰ノ大國ガ、振古未嘗有ノ世界ノ大戰ニ臨ミ、我帝國ト對敵行動ヲ共ニスルニ至リタルガ爲ニ、兩國間ニ有スル友好的情誼ハ益々懇篤ヲ加フルノ氣運ヲ發生シ、彼我互ニ誠摯ヲ表現シテ刻下大ニ盡瘁スルコトナリマシタルノハ、本大臣ノ日米兩國ノ爲メ最モ欣幸トスル所デアリマス、米獨ノ對獨逸國交斷絶ニ次イテ多數ノ中立國ガ獨逸トノ國交ヲ斷絶シマシタガ、其中支那ト獨逸トノ國交斷絶ハ、帝國ニ取リ密接ノ利害關係ヲ有スルモノデアリマスルカラ、此問題ニ關シ帝國政府ノ執リタル態度ニ付聊カ説明ヲ致シタイと思ヒマス、米獨政府ガ獨逸ニ對シ其國交ヲ繼絶スルヤ、之ヲ各國ニ通知スルト同時ニ、中立國ニ對シ米獨國ト其歩調ヲ一ニセンコトヲ勸告致シマシタガ、支那政府ハ日支兩國間ニ存在スル親密ナル關係ニ鑑ミ、本問題ニ對スル帝國政府ノ意見ヲ求メテ參リマシタ、本件ハ素ヨリ大ニ考慮ヲ要スル問題デアリマスカラ、帝國政府ニ於テハ十分ニ審議ヲ盡シタル末、支那ハ米獨ノ勸誘ニ應ジテ獨逸トノ國交ヲ繼絶スル方得策ナルベシト思考スル旨ヲ答ヘマシタ、獨逸ガ傍若無人ニ中立國ノ權利ヲ侵害シタルガ爲メ、米獨モ之ニ堪ヘズシテ遂ニ其國交ヲ斷絶スルニ至リタル次第デアリマスカラ、支那タルモノハ其國家トシテノ權利ヲ保持スル點ニ於キマシテモ、獨逸ヨリ満足ナル保障ヲ得ラザル以上、斷然之ト國交ヲ斷ツコトハ最モ當然ノ措置ト認メネハナリマセヌ、又帝國政府ノ立場カラ之ヲ考ヘマスレバ、從來獨逸ガ支那ニ於テ日本其他聯合諸國ニ對シテ、極メテ危險ナル政治上其他ノ

活動ニ從事シ、且ツ將來ニ向テモ益々其ノ活動ノ準備ヲ整フルニ汲々タルハ蔽フベカラザル事實デアリマスカラ、支那ガ獨逸ニ對シ免モ免モ其國交ヲ斷絶スルコトハ、我國ニ取リテモ至極望マシキコト、存シマス、是即チ本大臣ガ日支兩國ノ見地ヨリ觀察シテ腹藏ナク帝國政府ノ意見ヲ支那ニ向ッテ開陳シタル所以デアリマス、而シテ支那ハ二月十四日ニ至リマシテ、獨逸トノ國交斷絶ノ事ヲ公然通告シテ參リマシタガ、支那政府ハ右ノ通告ヲナスニ當リ、支那ガ獨逸トノ國交ヲ斷絶スルニ至ッテ譯ハ、人道公法ノ爲デアデハ、決シテ利益交換ナドノ意思アルニアラザルコトヲ明言シマシタ、併ナガラ本件ニ關シテハ支那政府ハ希望トシテ關稅ノ引上、義和團事件賠償金支拂延期及同事件ニ關スル條約中ノ或ル條項ノ變更ニ關シ帝國政府ノ考量ヲ煩シタイト申出デ、參リマシタ、帝國政府ハ支那政府ノ希望ニ對シテハ慎重ニ審議スル所ガアリマシタガ、是等ノ問題ハ關係列國トノ協議ヲ要スルモノアリテ、其協議ノ纏ラナイ限りハ、固ヨリ支那政府ニ回答スルコトハ出來ヌコトデアリマスカラ、關係列國ト屢々意見ヲ交換シタル末、三月三十一日ニ至リテ北京各國代表者ハ會同商議スルコトニナリマシタ、本問題ハ目下尙支那政府及比利列強トノ間ニ於テ懸案中デアリマスカラ、目下ノ所是レ以上御報告スルコトノ出來ヌ次第ハ諸君ノ御諒察ヲ希フノ外ハアリマセヌ、前ニ述ベマシタ通り、支那ハ獨逸トノ國交斷絶致シマシタカラ、殘ル所ハ一步ヲ進メテ獨逸ニ對シ宣戰スヘキヤ否ヤノ問題デアリマス、宣戰スベキヤ否ヤハ、勿論支那政府自身之ヲ決定シナケレハナラヌ事デアリマスガ、內政上ノ紛議ノ爲メ今ニ至ルマデ之ヲ決定セナイハ甚ダ遺憾ノ次第デアリマス、極東ニ於ケル禍亂ノ根源タル列國ノ勢力ヲ根本的ニ破壞スルコト云フコトハ、日支兩國ニ取リテハ勿論、我が聯合國諸國ニ取リテハ重要ナル意義ヲ有スルデアリマスカラ、鄰邦ノ支那ノ責任アル政治家ガ、速ニ内部ノ秩序ヲ恢復致シマシテ、對獨逸戰争ニ參加スルコト云フコトハ、極メテ機宜ニ適シタル措置ナルベシト信ジマス、支那政府ニシテ一度戰争ニ參加ヲ決行シ人道擁護ノ爲ニ立ツニ至ラバ、正義ノ勝利ヲ得ルコトハ疑フ容レザル次第デアリマス、次ニ御報告ノ必要アリト認メマスルコトハ露國ノ政變デアリマス、此政變ハ本年三月八日ニ突發シ、急轉直下ノ勢ヲ以テ成リ遂ケラレマシタコトハ諸君ノ御承知ノ通りデアリマシタ、露都ニ於ケル革命運動ハ急速ニ其效ヲ奏シ、露國皇帝陛下ハ三月十五日位ヲ皇弟(ミハイル、アレキサンドロウ)井ツチ「太公」讓ラレマシタガ、同太公ハ國民ノ普通選舉ニ依リテ成立スベキ憲法議會ニ於テ、露國ノ政體及新憲法ガ定メラル、迄ハ帝位ニ即カザルベキ旨ヲ宣言セラレマシタ、ソコデ露都ニ於テハ一ノ假政府ガ組織セラレマシタ、全露地方會聯合會長「ルヴォフ」公爵ガ總理大臣トナリマシタ、立憲民主黨首領「ミリニョフ」氏ハ外務大臣トナリマシタガ、在本邦露國大使ハ三月二十日ヲ以テ同月十七日附ノ露國外務大臣ノ電報ニ因テ、露國政變ノ成行ヲ正式ニ帝國政府ニ通告シマシタ、露國外務大臣ハ舊政體ノ沒落及假政府組織ノ顛末ヲ通告スルト同時ニ、新政府ハ舊政府ノ締結シタル國際約定ヲ尊重シ、露國ノ誓約ヲ嚴守スルハ勿論、同盟國トノ友好關係ヲ益々厚ウスルニ努ムルコトヲ保障シ、聯合國トノ盟約ニ忠實ナル露國ハ、更ニ勇ヲ鼓シテ共同ノ敵ニ當ルモノナリト聲明サレマシタ、帝國政府ハ露國ニ於ケル新事態ヲ十分ニ考量シタル後、速ニ假政府ヲ承認スルコトニ決定致シマシタ、二月二十八日在露內田大使ニ必要ノ訓令ヲ下シマシタ、十年以來日露兩國間ニ存在シテ居リタル所ノ友好關係ハ、兩國ガ極東ニ於テ共通ノ利害關係ヲ有スルコトニ其基礎ヲ置クノデアリマス、而シテ露國ノ政體ハ如何ニ變リマシテモ、數次ノ日露協約ノ基礎ヲ成シテ居ル所ノ永久ノ利害關係ハ消滅スルモノデアリマセヌ、夫故ニ近年殊

ニ戰爭開始以來大ニ親密ヲ加ヘマシタ所ノ兩國ノ友好關係ガ、今後益々鞏固トナルコトハ帝國政府ノ固ク信シテ疑ハサル所デ、又切ニ希望スル所デアリマス、帝國ト聯合與國トノ關係ハ爾來益々親密ヲ加ヘツ、アルコトハ、本大臣ノ最も欣幸トスル所デアリマシテ、前議會ニ於テ述ベマシタ通り、帝國政府モ亦聯合與國ニ對シ、常ニ其方針ヲ一貫シ鞏固ナル決心ヲ以テ出來得ル限リノ努力ヲ致シテ居リマス、對敵通商ノ取締、軍需品ノ供給、及財政上ノ援助ハ申ス迄モナク、帝國ハ尙其海軍ノ一部ヲ遠ク地中海ニマデ派遣シテ歐洲ノ大戰ニ參加シテ居リマス、本大臣ハ此機會ニ於テ諸君ト共ニ帝國ノ名譽ノ爲ニ、勇敢ニ活動シテ居リマス所ノ我が海軍ニ對シ、滿腔ノ讚辭ヲ呈シタイト思ヒマス(拍手起ル)將ニ三年ニ垂ントスル戰爭ハ何時終了スルカハ未ダ見据モ付キマセヌガ、戰爭終了ト共ニ總テノ困難ガ湧出スルト覺悟スルノ必要アリト存ジマス、其時コソ我が國民ハ世界ノ恆久ノ平和ヲ確立スル爲ニ、又帝國ノ權利ト利益トヲ防護スル爲ニ、最善ノ努力ヲ爲サナケレバナラヌト信ジマス、是レ本大臣ガ終ニ臨ミ切ニ諸君ノ御考量ヲ煩サント欲スル所デアリマス

(拍手起ル)
○島田三郎君 議長
○議長(大岡育造君) 島田三郎君

(島田三郎君登壇)
(拍手起ル)

○島田三郎君 本員ハ議席ニ在ッテ三國務大臣ノ御演說ヲ心ヲ留メテ承リマシタ、今マデ胸中ニ蓄ヘテ居ッタ疑問ヲ此御說明ニ依テ解コトヲ得レバ幸デアリト思ヒマシタガ、疑ニ疑ヲ重ネテ、更ニ質疑ヲ致サナケレバナラヌ必要ヲ感ジマシタ、努メテ其事實ノ真相ヲ得ムコトヲ希望シ、辯論ニ互ルコトヲ謹シテ互ニ避ケタイデアリマス、之ヲ前以テ國務大臣ニ申シテ置キマス、ツレテ事柄ハ總理大臣並ニ外務大臣ニ關スルコトデアリマシテ、先以テ其箇條ノ項目ヲ擧ゲマス、一ハ臨時外交調査會ニ關スル件、一ハ我海軍ノ地中海ニ出動シ活動シテ居ル所ノ其動機、一ハ支那ニ對スル所ノ外交ニ就テノ事件、此三箇條デアリマス、此壇ヲ上下致シマス條ヲ逐ウテ又疑問ヲ發シマス、是ダケノ要心ヲアラウト思ヒマス、其席ヨリ御答ヘ下サレバ條ヲ逐ウテ又疑問ヲ發シマス、是ダケノ要心ヲ以テ應答ヲ致シタイト思フ、本月六日公布ニナリマシタ勅令並ニ當時御下シニナリマシタ所ノ勅語ハ、官報ヲ以テ精讀シ又拜讀致シマシタ、又總理大臣ノ今日ノ施政方針ノ御演說ノ中ニモ之ニ一言セラレテ、時局ノ重要ナルコトヲ思ウテ、練達ナル所ノ士ヲ推薦シテ、其審議ノ端緒ニ就イタト斯ウニ云フ意味ヲ御說明ニナリマシタガ、之ニ就テ其會ノ組織ノ精神ヲ伺ヒタイ、是ハ重大ナル所ノ意義ヲ後日ニ生ズルデアリマスカラ其事ヲ伺ヒマス、第一條時局ニ關スル重要ノ案件ヲ考查審議スルデアリマス、更ニ調査會ト云フ此名目ト併セ考ヘテ見マスレバ、是ハ調査審議ノ場所デアッテ、ツレニ別ノ疑義モナイヤウニ見エマス、併ナガラ是ハ勅語ヲ拜讀致シマスルコト云フト、應機啓沃ノ任ニ當ラシム此御言葉ハ極メテ重イ御言葉デアルト拜察致シマス、更ニ事實ノ上カラ考ヘテ見マスルコト云フト、二ツノ疑點ガ起ルデアリマス、今日外務大臣ノ申サレタニハ曩ノ議會ニ於テ申タル所ノ外交方針ハ一定シテ動カズ、今日ハ別ニツレニ就テ報告スル必要ハナイ、斯ウ云フ事デアラナラバ、大體ノ方針ニ就テハ動カヌモノト見テ居リマス、ト此會ノ議スル所ノモノハ時々刻々變化スル所ノ外交ノ應酬ニ關係シテ、其中ノ或レモノヲ議スルヤウニモ見エ、一方又大ニ之ヲ贊成セラレテ其任ヲ承ツタ有力ナル委員ノ談話ヲ承リマスルコト、

國論一定、外交政策一定ノ目的ヲ以テ今日ニ極メテ必要ナル會ナリト、斯様ニ語ラレテ居ルコトハ公然タルコトデアリマシテ、本員ハ屢々承ツテ居ル、斯ウ云フ茲ニ矛盾ガアルノデス、更ニ事實ノ上カラ見マスルト、總理ヲ始メ五大臣ガ皆茲ニ委員トナッテ列セラレテ居リマスルコト云フト、殘ル所ノ此仲間入ヲナサヌ餘ノ五大臣ガ、此決議ニ對シテ之ヲ翻スコトガ出來ナイト云フノハ事情ノ然ラシムモノデアリマスルコト云フト、是ニハ内閣ガ此最高等ノ調査會ノ指揮ヲ受ケルコト云フヤウテ形勢ニ陷ルノデ、前ノ調査ト云フコトニ重キヲ置キマスルコト云フト、審議ノ場所デアッテ、此會議ノ責任ハ極メテ輕キガ如キモノデアラ、併ナガラ事實ニ於テ總理ガ會長デアッテ、更ニ啓沃ノ任ヲ承ツテ其決議ハ、陛下ニ申上ゲル所ノ義務ヲ果サル、譯デアリマスカラ、殘ツテ居ル大臣ハ此決議ヲ動カス事ハ出來ナイト云フコトハ、聰明ナ御方ハ事實ニ於テ察セラル、デアラウト思フ、然ラバ此會ノ責任ハ外交ノ大體ニ於テ之ヲ責任ヲ内閣ト共ニ負ハルノデアルカ抑、然ラザルカト云フコトガ、ソコニ疑義ノ生ズル所デ、他日此ノ如キ事ニ就テ紛議ヲ生ゼシムコト、憂フベキコトデアリマスカラ、今日ノ好機會ニ總理ノ報告セラレタ所ノ此論旨ニ依テ、本員ハ此間ヲ起スノデアリマス、更ニモウ一ツノ問ハ何デアルカト申シマス、大藏大臣モ斯様ニ申サレタ外務大臣モ斯様ニ申サレタ「軍器ノ供給並ニ財政ノ援助」ト云フコトハ友邦ニ對シ聯合國ニ對スル所ノ日本ノ最も意ヲ注グ所デアルト申サレタ、斯様ナル案件ハ矢張り臨時外交調査會ノ議ニナルベキ問題デアリマスカラ、此二ツデアリマス、約シテ言ヘバ決議實行ノ力ヲ有ッテ居ルデアルカナインデアルカ、責任ハ孰レニ在ルノデアルカ、ツレトモ調査審議ニ止マルモノデアラカ、第二ハ軍器ノ供給、或ハ財政上ノ援助ト云フコトハ、此會ニ掛ケラレラレデアラカ掛ケラレナイデアラカ、先以テ今日說明セラレタ總理大臣ニ說明ヲ伺ヒタイ、總理大臣ニハ六ヶ敷ク更ニ補ヒガ必要デアルト云フナラバ、外務大臣ニモ承ル譯デアリマス、此二ツノ點ヲ明白ニ御說明アラシコトヲ願ヒマス

○議長(大岡育造君) 寺内總理大臣
(降壇々々ト呼フ者アリ)

○島田三郎君 本員ハツレ故ニ前ニ申シテ……本員ハ尙續ク問ヲ發スルデアリマスカラ……

(「降リロ降リロ」呼フ者アリ)
○議長(大岡育造君) 御希望ハ御希望デスガ、大臣ノ聲ハ餘リ能ク徹底シナイヤウデアリマスカラ……

○島田三郎君 ツレデハ前ニ申シマシタ三箇條ノ答辯ヲ得ルマデハ他ニ發言ヲ許サレナイヤウニ……

○議長(大岡育造君) ツレハアリマセヌ
○島田三郎君 ツレナラバ本員ハ別ニ異存ハアリマセヌ、三箇條ノ御約束ヲシテ居ッタノデ、先ツ是ダケヲ伺ヒマス

(國務大臣伯耆寺内正毅君登壇)
○國務大臣(伯耆寺内正毅君) 唯今ノ島田君ノ御尋ニ掛リマス所ノ外交調査委員會ニ關係致シマスコトハ、事頗ル混入シテ居リマス、願クハ明瞭ニ御答ヲシテ一般ノ疑ヲ解クコトガ必要ト考ヘマスカラ、何ウカ書面ヲ御差出下サイマスレバ詳細事情ヲ悉シマス

(「ノウウ」答ガ出來ナイノカ)總理大臣無能ナリト呼フ者アリ

○島田三郎君 秘密モナイ事デアラウト思ヒマスカラ直ニ御答ヲ願ヒタイ、其責任ヲ執ッテ奏薦セラレタ御方が、其成行ヲ説明セラル、コトハ當然ト思ヒマス

(「ヒヤ／＼」ト呼フ者アリ)

(國務大臣伯爵寺內正毅君登壇)

○國務大臣(伯爵寺內正毅君) 別ニ答ガ出來ヌデハアリマセヌガ、若シ仔細ノ事ニ
瓦ッテ御答ヲ致サンケレバ疑ヲ解クコトハ甚ダ容易デナイト思ヒマスカラ、政府ハソレダケノ
コトヲ申シテ置キマス

○島田三郎君 更ニ總理大臣ニ問ヒマスカ、何レノ機會ニ於テ御答ヲナサイマスカ

○國務大臣(伯爵寺內正毅君) 成ルタケ早ク御答スルコトニ致シマスカラ、早速出シ
テ下サイ

(島田三郎君登壇)

○島田三郎君 本員ハ屢、此壇ニ登ッテ時ヲ空シク取ルコトヲ遺憾ト致シマスカ、餘儀
ナイコトデアッテハ本員ノ責デナイノデアリマスカラ、更ニ此會ニ就テハ本野大臣ニ御伺
ヒスル一箇條ガ殘ッテ居リマス、併ナガラソレハ或ハ事ニ依ルト海軍大臣ノ方ニ御説明ヲ
求メル關係ガアルノデアリマスカラ、前ノ疑問中ノ一箇條ハ後ニ殘シテ置キマシテ、海軍
大臣ト外務大臣ノ御答ヲ願ヒタイ、ソレハ特ニ國ノ誇トシ、又吾々國民ノ誇トシテ大ニ
議會ニ光榮ヲ帶ビテ御報告セラレタ如キ、外務大臣ノ彼ノ艦隊ヲ地中海ニ派遣セラレ
タ一事デ之ニ就テハ前以テ餘リ多クノ國民ガ知ラザル人モアリ注意セザル人モアッタ、内
外ノ新聞ヲ精讀致シテ居リマスル少數ノ人ニハ之ヲ知ッテ居リマシタ、併シナガラ最近ニ
於テ我艦隊ヲ獨逸ノ潛水艇ト闘ッテ、我忠勇ノ犧牲ヲ地中海ニ出シタコト云フコトデ、
大ニ國民ガ之ニ注意ヲ惹起シタノデアアル、之ニ付テ實スベキ所ノ緊要ナル點ガアリマス
ハ、本野大臣モ申サレタル通り戰艦メバ直チニ平和ナリト思ウヘハ間違アル、サウスル
ト我愛國ノ士殊ニ國民ヲ代表シテ居ッテ、海軍ノ費用ニモ支出ノコトヲ贊スル權利ノア
ル衆議院ハ、海軍力ノ上ニモ意ヲ注ガナケレバナラヌ事ガアルノデアリマス、之ニ付テ私ハ
輕ク此處デ質問ヲシテ置キマス、此出動シテ居リマスルコロノ軍艦ノ種類ト隻數トハ
位、又何種類アルカト云フコト、是ガ第一デアリマス、第二ニハ派遣セラレ出動シ
動シテ居リマスル此軍艦ハ、日英條約ニ依ル結果ナルハ勿論デアルト云フコトヲ私ハ信
ジナケレバナラヌノデアリマスガ、併ナガラ同盟條約ノ本文ヨリ生ズル義務的行動デア
ルカ、或ハ又約條ノ正文以外、友誼的行動デアルカ如何ト云フコトガ第二箇條デアリマス
(必要ナシ)ト呼フ者アリ)必要デアリマス、御默リナサイ、若シ友誼的デアルナラバ外ヨ
リ來タル交渉ト、並ニソレニハ所謂約束若クハ理解ト云フモノガ無ケレバナラヌト思ッ
テ居リマス、國力問題、兵力問題、殊ニ衆議院ニ大關係ノアル事デアリマスカラ、是ニハ確
トシタ答ヲ海軍大臣、並ニ我海軍ヲ動かス所以ノ動機ニ付テハ外務大臣ノ御答ヲ承リ
タイ(又降リタ)ト呼フ者アリ)兩大臣ノ答ハ確カニ徹底スルト云フコトヲ私ハ信
テ居リマスカラ、私ハ依然トシテ此處ニ居ッテ承リタイ

○議長(大岡育造君) アナタノ御尋ハオ尋デケニシテ……

○島田三郎君 質疑盡キザル間ハ、又度ヲ重ネテ再ニ登壇致シマス

○議長(大岡育造君) 海軍大臣

(國務大臣加藤友三郎君登壇)

○國務大臣(加藤友三郎君) 島田君ノ御質問ニ御答致シマス、地中海ニ我艦隊ノ
一部ヲ派遣シマシタコトニ付テ、其隻數艦名如何ト云フ御質問デ御坐イマスカ、是ハ
遺憾ナガラ公開ノ席デハ御答ハ出來マセヌ(「ヒヤ／＼」ト呼フ者アリ)何レ又或機會ニ
御説明スル時機ガアルカモ知レス、公開ノ席デハ御斷リヲ致シマス(御尤ダ)「ヒヤ
ヒヤ」ト呼フ者アリ)又其動機ニ付テノ御質問デ御坐イマスカ、私ノ管シテ居リマス範

圍内ニ於テ御答ヲ致シマス、或ハ外務大臣ノ御答辯ニナルベキ部分ト關聯シテ居ル事
ガアラウト思ヒマスカラ、殘リハドウカ外務大臣ヨリ御聽ヲ願ヒマス、御承知ノ通り昨年
ノ夏前後ヨリ歐洲海面ニ於ケル敵ノ潛水艇ノ活動ハ激シクナッタデアリマス、昨年
暮竝ニ今年ノ春ニ至リマシテ、誠ニ激シクナリマシタコトハ御承知ノ通りデアリマス、從ッテ
我國艦ヲ樹ッテ居リマスルコロノ船舶ガ、歐洲海面ニ於テ沈没ヲ致シマスル數ガ漸次殖
エテ來ルト云フコトモ御承知ノ通りデアリマシテ、既ニ本年ノ春マデ二十餘隻沈没サレテ
居ルノガ事實デアリマス、此場合ニ於キマシテ軍事當局者ト致シマシテハ、是等我船舶
ヲ保護致シマスル上ニ、多少ノ考慮ヲ費サナクテハナラナイト斯ク考ヘマシタデアリマ
ス、其考ヲ起シマシテ多少當局者トシテノ計畫ヲモ、即チ腹案ヲモ立ッテ居ッテ次第デ御
坐イマス、其際ニ英國政府ヨリ地中海方面ニ或一隊ノ派遣方ノ交渉ガアリマシテ、即
チ其趣旨ハ敵ノ潛水艇ニ對スル作戰上必要ナルガ爲ニ、我艦艇ノ援助ヲ求メ來タ
云フ趣旨デ御坐イマス、此ニ於テ私共軍事當局者ハ先ニ申上ケマシタヤウ趣旨ノ下
ニ之ヲ派遣スルコトハ至當デアアル、作戰上即チ聯合作戰ヲ實施致シテ居リマスル折
柄、其戰面ノ變化ニ應ジ機宜ノ處置ヲ執ルト云フコトハ當然デアアル、斯ク考ヘマシタガ
故ニ、或一隊ヲ地中海ニ派遣シタト云フ次第デゴザイマス、左様御承知ヲ願ヒマス

(拍手スル者アリ)

○島田三郎君 一ツ此座カラ簡略ノ爲ニ……

(「登壇々々」大問題デ「ト呼フ者アリ」)

○議長(大岡育造君) 島田三郎君、新シイ質問デアリマスカ——又新シイ事ノ御尋
デスカ

○島田三郎君 前ニ關聯シタ事デス

○議長(大岡育造君) 登壇ヲ求メマス

(島田三郎君登壇)

(拍手スル者アリ)

○島田三郎君 一番動機大切ト思ウテ問ヲ發シタガ、外務大臣ハ御答ナクシテ海軍
大臣カラ承ッテ、外務大臣ノ先刻ノ御演說ハ友邦ニ對シテ云々ト云フコトニ重キヲ置カレ
テ、ソレヲ主トシテ御説明ニナッタト本員ハ聽受ケテ居ル、今ノ海軍大臣ハ此方ノ船ヲ
保護スル爲メ、ソレト同時ニトカ前後シテカ云フヤウナコトガアッタ、是ガ甚ダ不分明デア
ル、更ニ最モ此事ニ付キ我國ノ船ニ如何ナル保險ガアッタ、如何ナル狀態デアルカト云フコト
付テハ、更ニ私ハ委員會ニ於テ説明ヲ乞ヒマシテ、サウ云フ細カイ事ハ此處ニハ論ジマセ
ヌ唯今ノ所デハ外務大臣ハ主トシテ外ヨリノ求メニ應ジタト云フ説明ニ見エテ居リマシテ、
其寫シタ貴族院議員ノ方ニ説明セラレタ其寫ガ私ノ手ニ入ッテ居リマシテ、其通り讀メ
ル、更ニ其軍艦ガ内ノ運送船ヲ保護スルト云フ意味ニハ解釋ガ出來ヌノデアリマス、兩
大臣ノ意見ニ相違ガアルカナイカラ確メテ置キマス

(國務大臣加藤友三郎君登壇)

○國務大臣(加藤友三郎君) 私ノ言葉ガ足りナカッタカ知リマセヌガ、島田君ノ言ハレ
タ如キ意味デ申シタ積リデハナイノデアリマス、歐洲海面ニ於テ我商船ノ危害ヲ受ケルモ
ノガ多クアル、故ニ我一隊ヲ派遣スル必要ガ漸次生シテ來タト云フノガ吾々ノ考デアッタノデ
ス、一隊ヲ派遣シマシタ以上、其我艦艇ハ單ニ我商船ノミヲ保護スル目的デアナイト云フ
コトハ戰ヲスル上カラ當然ノ事ト考ヘマス、聯合作戰ヲ致シテ居リマス以上ハ、我商船
ノミヲ保護シテ他ノモノハ關シナイト云フ趣旨デハナイノデアリマス(「ヒヤ／＼」ト呼フ
者アリ)必要ガ生シテ來タト云フノハ即チ或一ツノ動機ヲ起シタト云フニ過ギナイデア

リマス、其作戰ヲシマスル上ニ、歐洲ニ我一隊ヲ派遣シタ以上ハ、聯合國ノ艦隊ト協同
作戰ヲシテ居ルノアル、我商船ヲ保護スルガ他ノモノニハ係合ハヌト云フガ如キ目的ヲ
派遣シタモノナリト云フコトヲ申上ゲルノデアリマス

(島田三郎君登壇)

(議長ノ許可ヲ得ズニ登壇シテハイケナイト呼フ者アリ)

(降リヨ降リヨト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 本野外務大臣

(島田三郎君) 議長ハ先程總理ノ聲ガ徹底シナイト云フコトデ……ソレデハ外
務大臣オヤリナサイト呼フ

(島田三郎君降壇)

(拍手起ル)

(國務大臣子爵法學博士本野一郎君登壇)

○國務大臣(子爵法學博士本野一郎君) 諸君、地中海ニ軍艦派遣ノコトニ就キマ
シテ島田君ヨリノ御質問ガアリマス、之ニ對シテ海軍大臣カラ詳細ナル御答辯ガアリ
マス、其御答辯主意ハ帝國ハ與國ト共ニ戰爭シテ居ル以上ハ、共同作戰ノ必要ガア
ル、是ガ一ツノ理由、是ガ爲ニ或ル範圍内ニ於テ帝國ノ軍艦ノ一部分ヲ地中海ニ派
遣スル、第二ニハ帝國ノ航海ノ保護ノ必要此一ツノ點、此點ニ就テハ本大臣ノ意見ト
海軍大臣ノ所見ト少シモ違フテ居ルノデアリマス、此處置ヲ執ルニ至リマシタノハ、内
閣ニ於テ熟議ヲ經シタル結果致シタル御坐イマス、閣僚ノ間ニ意見ノ違フコトハ
ナイノデアリマス、明ニ茲ニ申上ゲテ置キマス

○議長(大岡育造君) 此場合ニ一寸御注意ヲ申シマス、精々諸君ノ御意思ノ徹底
スルヤウニト希望シテ居リマス、尙質問ノ通告ヲ爲サレタ御方ガ九人、島田君ト共ニ
十八デアリマス、徹底スルマデ何度モト云フ譯ニハ事實上參ラヌコトガアラウト思ヒマス
カ、矢張り發言ヲ御求メノ際ニハ、自ラノ席ニ於テ議長ノ許可シタル時ニ御登壇ニナルヤ
ウニ致シタイ 島田三郎君

(島田三郎君登壇)

○島田三郎君 本員ハ前ニ御約束ヲシテ居タコトモ殘シテ居リマス、一擲メニシテ
外務大臣ニ問ヒマス、併セテ關聯シテ總理大臣ノ説明モ必要ニナルカモ知レヌ、之ヲ明
言シテ置キマス、屢々上下スルコトハ時ヲ費スコト議長ノ心配セラルノハ御尤ト思ヒマ
スカ、一齊ニ之ヲリテ積リテアリマス、昨年末ヨリシテ西原龜三ト云フ一向知レザルトコ
ロノ人物、私ハ此事ガアツカ始メテ知ツタノデアリマス、是ガ兩三回東京ト北京ト
間ヲ往來シテ、外交ニ關シテ支那ノ當局者ト重要ナル應酬ヲ爲シテ、之ガ爲ニ種々ナル
物議ト變動トヲ惹起スニ至ッタ、是ハ萬目ノ睹ル所デアリマス、若シ必要デアルト云フナ
ラハ本員ハ本員ノ如キ微力ナル一人ノ力デモ茲ニ證據ヲ持テ居ル、ソレデ此事ニ就テ
今ノ内閣諸公ニ遠慮ト雄大ナル抱負トヲ望ムト云フコトハ無理デアル、但シ誠實ト云フ
コトヲ標榜シテ誠意誠心ト云フコトヲ公言セラレタ以上ハ、虛偽ニ互ラヌダケノ事實ノ
御答ヲ承リタイ、本員之ニ關シテ聞知ル所頗ル多シ、本員ガ知ル位デアラカラ、更ニ便
利ヲ有スルコトノ彼方ニ特派員ヲ派シテ居ル有力ナル内閣ノ新聞紙ハ、悉ク之ヲ吹
聴シテ居ル、知ツテ居ル、或場合ニ於テ其電報ガ途中ニ消滅シテ已ムヲ得ズシテ之ヲ封書
ニシテ出シテサウシテ前ノ電報ノ行方ガ知レナイ、支那ノ電報局ノ誤リカ日本ニ來テ滯
リカ知レナイカラ、之ヲ封書ニシテ送ルト云フコトデ此事ニ關係シタ事ガ大阪ノ朝日新
聞ニ明記シテアルカラ、私ガ言フノヲ待ツテ人ノ知ラザルコトガ初メテ世ニ現ハレタトスル

ナラバ、是ハ迂遠極マル話、併シ其以前ニ至ルマデ外務當局者丈ケガ其真相ヲ御承知
ナイカ本員ハ知ラヌ、斯ウ云フ事ガアルノデ、此事ニ付テ私ガ新タニ出ス所ノ文書ニアラ
ズシテ公ケニセラレタ文書ヲ、國務大臣ノ御答振リニ依テハ御目ニ掛ケル積リデアル、是
レダケノ御約束ヲシテ此間ヲ發スルノデアアル、國務大臣ハ道徳ノ觀念ニ顧ミテ虛偽ナラ
ザル所ノ御答ヲ承リタイ、本員斯様ナル事ヲ明言スル以上ハ終リマデ此研究ヲ遂ゲル積
リノ覺悟デアリマス、其事ヲ御斷ハリシテ置ク、總理大臣ヨリ承リタイ、其人物ハ總
理大臣ト地位ハ違フガ極メテ親シキ交リノアル人ダト傳ヘラレテ居ル、御承知ナイコトハ
ナイ、更ニ提供スベキ所ノ私ノ材料ハ内閣ノ出版物ニ現ハレテ居ルガ、併ナガラ支那ノ
政界ニ於テ責任アル人ノ原文ガアルノデアリマス、是モ御斷ハリシテ置ク、此關係ト
此始末ヲ審カニ承リタイノデアリマス、前以テ之ヲ提供スルノガ答辯ニ御便利ト云フナラ
バ直ニ私ハ之ヲ朗讀シテモ差支ナイ、六月號ノ東方時論ノ中ニ詳細ニ出テ居リマス
(朗讀スベシト云フ者アリ)總理大臣ノ方デ總ベテノ事ヲ先キヘ併セ問ウテ、一固メニ
シテ吳レタ方ガ上リ下リヲシナイ方ガ便宜ト云フ御考ナラバ、私ハ直ニ之ヲ朗讀スル積
リデアル、更ニ其時ノ事情ヲ私ノ知リ得タケハ告白シマス、ソレデ虛偽デアラナラバ其
ヲ追窮シテ駁論ヲ加ヘラルベク、私ハ決シテソレヲ強テ固執シテ我執ヲ通サウトスルノ
ハナイ(質問要點ハドコダ)何ヲ問フテ居ル(ト呼フ者アリ)要スルニ質問ハ(發言スル者
多ク議場騒然)

○議長(大岡育造君) 靜カニナサイ

○島田三郎君 靜カニナサイ、政府ニ問ウテ居ルノデアアル、是ヲ是トシ非ヲ非トスル御方
ハ御騒ギニナルニハ及バヌ(拍手起ル)中立ノ態度デ是ヲ非トシ非ヲ是トスルノ態度ハ見
苦イト思フ、若シ諸君ガ中立デアツテ嚴格ニ中立ノ意味ヲ説明スレバ、諸君ハ是ヲ是トシ
非ヲ非トスル譯デアアル、吾々ノ原告トナツテ述ベテ居ル事ハ御聽キニナル義務ガアルト思ヒ
マス、御靜カニナサイ(何ヲ言ツテ居ル意味ガ徹ツテ居ラヌ)意味ガドツチカ分ラヌ等ト呼
フ者アリ)分ラヌケレバモウ一遍申シマス、西原龜三ト云フ一個ノ人物ガ兩三回東京ト
北京ト間ニ往復シテ、其日限迄モ御報告ガ出來ルノデアリマス(言ヒ給ヘ)ソレガドウ
シタ(ト呼フ者アリ)暫ク……ソレナラバ面倒デスカ私ハ總テ公ケニ致シマス(言ヒ給ヘ)
ト呼フ者アリ)本年ノ二月十二日ト私ハ覺エテ居リマス、此時ニ北京カラ歸ラレタル林公
使ガ我東京驛ニ著セラレタノデアリマス、折簡尾崎行雄君ガ遊説ノ歸リニ面會セラレテ、
此處デ其人ト言葉ヲ交ハシタト云フコトデアリマス、是程確カナコトハ無イ(何ヲ言ッ
テルト呼フ者アリ)御待チナサイ、事實ノ事ヲ言フノデアリマス、西原龜三ト云フ人ガ出
迎ニ出テ居ツテ、一二日ノ内ニ私ハ北京ヘ行キマス、此位ノ話テ別ニ外交ノ話ヲ直接ニ公
使カラ承ツタコトハナイ、此人ハ其以前ニ色々ノ交渉テ寺内伯ノ紹介狀ニ 或者ハ深刻
ニ之ヲ解釋シテ委任狀ト云ヒマスガ、私ハ委任狀ハ穩カナラヌト思ヒマス、委任狀トモ
委任狀トモ言ハヌ、紹介狀ヲ持ツテ北京ニ入り前總理段君ト應接シタ、此以前紹介狀
ヲ利用シテ或事件ハ此時ニ一部分運シタト云フコトガ出テ居リマス、アチカラ特派員
遣スルコト、ソレカラ彼地カラ金ヲ借りタイト云フ事ノ申込ニ對スル事件デアツテ、是ハ此西
原ト云フ人ガ間ニ立ツタガ爲メニ、一部ノ用事ハ遂ゲラズ、其行ガ空シク無カッタ報告
サレテ居ル、是ハ昨年ノ暮デ一度目ニ二月ニアチラヘ參ッタトキハ、丁度公使ト東京驛デ
會ッタ丈ケ入レ代ツテ北京ニ行ツタノデアアル、其後林公使ガコチラニアツテ北京ノ事ヲ知ラ
ヌ間ニ前ノ冬ノ間ニ特派員遣ノコトヤ、或ハ金ノコトノ相談ヲシテ、幾分カ彼ニ便利ヲ與
ヘルコトニナツタ緣故カラ段君ハ西原ヲ引見シテ、例ノ斷交問題、即チ獨逸ニ對シテ國際

ノ交ヲ斷ツト云フ問題引續イテ支那人ハ中立斷參戰ノ事ヲ一步二步三歩分ケテ居
リマスガ、第二斷交カラ續イテ第三步ニ入レバ即チ交戰狀態ニ入ルト云フコトデアル、
此時二色ノ事ガ起リテアリマス、ソレカラ林公使ガコナラノ派遣用事ヲ濟マサレテ
北京ニ歸ラレタキニハ、最早此事が餘程進シテ居タト見エテ、却テ此西原總三ト云
フ人カラ重大ナル機密ヲ公使ガ聽取ツテ、一驚ヲ喫シマシヤウニ傳ヘラレテ居ルノデア
テ、私ハ之ヲ信ズベキ理由アリト看做スノデアリマス、ソレハ何デアルカト云フト、北京ニ
十一日會ト云フ俱樂部の集會ガアル、毎月二十一日ニ集會スルノデアリマス、北京ニ居
リマス所ノ我官民ノ代表的人物ガ此會ニ入ッテ居リマス、公使館員モアリ、アチラニ
聘セラレテ居ル所ノ教師、其他ノ顧問モ之ニ入ッテ居ル、更ニコナラカテ參ッテ居ル所ノ
有力ナル商店ノ代理人モ之ニ入ッテ居ル、又特派サレテ居ル所ノ有力ナル我新聞社ノ
人モ入ッテ居ル、此多數ノ席デ今林公使ノ歸ラレカ歸ラレナイ其時代ニ、參戰問題ガ
非常ナ波瀾ヲ生ジテ居ルコトヲ發言シテ、諸外國公使ニモ之ヲ求メテ居ル議論ガ出タ、
ソレガ公使館ヨリ現レズシテ一個人ノ西原總三カラ現レテ出テ居ルコトヲ憤
慨シテ其二十一日會ノ席ニ公使館員ニ向ッテ辭ハ厲イガ事實ニ於テ確カナルコトヲ
攻擊ガアツタノデ公使ハ中座シテ歸ラレタ、是ハ公使ニ取ッテ甚ダ迷惑デアッタラウト
思フノハ、公使ハ天皇ヲ代表シテ外國ニ派出サレテ、重大ナル任ヲ帶ビテ居ルト
コロノ人デアリマス、在支那ノ外交官ハ總テ公使デアラガ、我國デモ名ハ公使デア
ケレドモ特別ノ令ヲ制定シテアルカラ、大使ノ待遇ヲ以テ派遣サレテ居ルコトヲ此
林公使ノ手ヲ經ズ耳ニモ入レズシテ、斯ノ如ク半途ニ波瀾ヲ生ズベキ事態ヲ一個私
人ノ西原ガ惹起シタガ爲メニ、此二十一日會ノ席ニ於テ論議ガ起ッタノデア
リマスカラ、公使ハ表向キニ知ラズト云フコトハ面目ニ關スルコトデアラガ、知ラナイ
コトヲ半バノトキニ聞クノデアルカラ頗ル不平デアッタト見エテ中座ヲシテ歸ラレタ、此中
ニ我國ヨリ特派シテ居ル所ノ新聞紙ノ代表者ガ居ルノデアルカラ、ソレガ公ケノ事トシテ
現ルノハ必然ノコトデアデ、今日外務大臣ハ支那ノ狀態ニ就テ誠ニ奇麗ニ御説明
ニナダガ、吾ノ眞相ヲ知り得ル所ニ依レバ、左様ニアラズシテ、寧ロ見識モ無ク學問
モ無イ一個ノ私人ニ、斯ノ如キ重要事件ヲ御話ニナルコトハ私ハ國ノ利益ノ上ニ重大
事件デアルト思フ、紹介狀ヲ與ヘテ彼レヲ信ゼシムル機會ヲ與ヘタトスレバ、更ニ驚クベ
キ事デアアル、斯ウ云フコトデアアル（拍手起ル）是ガ事實デアアル、是ガ事實デアアルナラバ何
故ニ此西原總三ト云フ者ノ不法ノ舉動ヲ取締ラヌカト云フ疑問ガ出テ來ル、取締ルコ
トガ事情ニ於テ責任ヲ他ニ追究セバナラヌ、現在再ニ往來シタ上ニ唯今北京ニアリト
私ハ確カニ信ズベキ方面カラ承ッテ居ル、外務大臣ノ面目ヲ何レニ立ツルコトガ出來ルカ、
外務大臣ハ調査會ニ對スル質疑ニ就テ總理ガ説明シナケレバ調査會ノ章程、調査會ノ
權限ハ外務大臣ガ御説明ニナルベキ職權ヲ持ッテ御出ニナル、總理ガ御答ガ出來ナイカ
ラ待ッテ吳レト云ウテ外務大臣モ默ッテ居ルトハ何事デアアル、是ハ私ハ論斷シテ云フガ、外
務大臣ハ同會ノ幹事長ノ職ヲ承ッテ御居デニナル、私ハハ職制ヲ讀シテ見ルト幹事ト
云フノハ事務員デアアル、幹事長ト云フノハ丁度他ノ制度ニ比ベルト書記官長デアアル堂々
タル國務大臣ノ本職ヲ忽ニシテ御出ニナッテ幹事長ト云フモノヲ兼務セラレ、ト云フコトハ、
甚ダ私ハ御氣毒ニ堪ヘヌ、事務員ノ長ニナル位ノ暇ガアルナラバ、何故ニ本職權ノ下ニ
此ノ如キ重大事件ヲ拾置カル、デアアルカ（拍手起ル）私ハ之ニ向ッテ滿腹ノ疑問ヲ抱カ
ザルヲ得ナイ、私ハ之ヨリ朗讀スル文ト照シ合セテ上述ノ報告ヲ信ズルノデアリマス、私ハ
之ヲ信ズルガ、若シ諸君ニシテソレヲ信ジナイ御方ガアルナラバ、相當ノ理由ヲ御述ベニ

ナデ宜シイ、之ヨリ朗讀スル文ノ筆者、支那ニ於テ民黨側ノ有爲ノ人デアデ、海外ノ
事情ニモ通ジテ居デ、黎元洪ノ親友デ、嘗テ財務次官ノ候補ニナッタ人デアリマス、其
文章ヲ讀シテモ無學ノ人デナイ、信用アリ位地アリ而モ唯今デモ丁度日本ニ於ケル諸
君ト同ジ位地デアアルカラ、諸君ハ之ヲ信ジナイト云フコトデアレバ、併セテ日本ノ衆議院
議員ヲ信ジナイト云フコトニナル、其人ハ江西省ノ選出デ民黨ノ衆議院議員ノ郭同ト
云フ人デ、一篇ノ書ヲ公ニシテ日本ノ外交ニ就テ不滿ヲ抱キ、主トシテ梁啟超ニ對シテ
辯駁スル積リテ書イタル、其文章ガ東方時論ノ六月號ニ公ニセラレテ居ル、西原ノ事
ニ付テ書イタルカラ私ハ之ヲ（此時「確カリ朗讀願ム」ト呼フ者アリ）御待チ下サイ、モ
ウ少シ靜カニ聽ク方ガ便利デアアル、速記者ガ困ルカラ靜カニナサイ（何ノ爲メニ聞クノダ
「内容ヲ言ヘト呼フ者アリ」）

入閣後聞モナク其心腹西原總三ヲ中國ニ遣ハシテ段内閣ト款ヲ通ジタ是ハ去年冬
ノ事デアアル段内閣ハ素性元日本ト近カラズ西原氏ガ來タ時ハ之ニ倚信スル心ガナカ
タケレドモ段ハ一身ノ困厄時代ニ遭遇スルニ及ビ遂ニ藉リテ以テ自ラ固フル心ガ
萌レタ是レ即チ吾人平心ノ論デ事實ニ徵シテ信ズベキ者デアアル而シテ專使贈勳問題
交通借款問題起リ西原氏ハ確ニ此行ヲ空シクシナカッタ對獨問題ハ米國ニ發シ我
一種ノ秘密交渉ガアツタガ其用意ハ英佛ト大略同ジク其手段ハ日本ト近イ故ニ政
府ガ迂濶ニ之ヲ信用シタガ

支那政府ガ之ニ乘セラレタト云フコトヲ言ッテ居ル（議場騒然）靜カニナサイ、議長制シ
ナサイ（議長議場ノ整理ハ出來マセヌカ）ト呼フ者アリ）他ノ朗讀ヲ邪魔スルノハ議員
ガ自分ノ權利ヲ割クノデアリマス

（議場騒然）

○議長（大岡育造君） 靜カニナサイ

○島田三郎君 突然米人ガ其ノ原議ヲ撤回シタノデアアル此ノ時西原氏既ニ北京ニ
入り寺内ヲ代表シテ我が政府ト密議シ交換條件ヲ提出シタガ其ノ條款二十餘條ノ
多キニ達シタ大略關稅改正賠款延期庚子條約改正及ビ棉鐵羊毛免稅墊款二千
萬等ハ新聞ニ報道サレ

是ハ北京「ガゼット」ニ出タノヲ指シタノデアリマス

段總理モ亦議院ニ明言シタ所デアアル唯段自身ニ關スル副約アリト云フコト丈ハ未ダ
確證ヲ得ナイカラ敢テ信史トナサナイ

信ノ歷史事實トナサナイト云フ、極メテ謹直ナ態度デアアル、信ズベキ根據ノナイモノハナイ
ト云ッテ居ル

西原氏ノ提出シタ條件ハ當時日本外相モ亦我が駐東章公使ニ對シテ承認ヲ表示
シタガ海陸軍ハ又撤兵（庚子條約改正）ニ反對シ總選舉ニ入りテ國民ガ關稅ニ反
對シタ爲ニ終ニ停頓ヲ來シタ併シ寺内氏ノ初意ヲ窺フニ我レヲ惠スル又厚イ哉デア
ル夫レ我レノ宣戰ハ本實戰ニ加フルニ非ズ我ノ加入元日本ニ塔ス所ナシ寺内ノ重價
ヲ以テ之ヲ購ハントスルハ我レノ親善ヲ得テ其覇權ヲ成スニアアルノモ若シ我が政府ノ
目的ヲ云ヘバ米人ノ勸告ニ應ズルヤ米ト一致シテ之ニ結合シ英佛ト調子ヲ合セテ遠
交近攻ニ出デントシタ者デアアル（質問ハ要點ヲ言フベシ）ト呼フ者アリ）

中立者ハ御默リナサイ

○議長（大岡育造君） 靜肅ニ願ヒマス

○島田三郎君 蓋シ政府ハ英佛露米ノ援助ヲ得バ平和會議ニ於テ其ノ目的ヲ
達スルコトガ出來ルト思ッタ一轉ニシテ米人ガ條件ヲ撤回シテヨリ加入反對說アリ制

日ノ計が阻マレテ仕舞ッタ時ニ西原來リ我が段内閣重利ニ眩シ遂ニ恬然之ヲ受ケ聯日ヲ以テ制歐米策ヲ取ツタノアル然レニ寺内ノ反對ニ鑑ミ密約ノ實行シ難キヲ知リ之ヲ電招シ西原ハ三月十九日ヲ以テ北京ヲ去ツタ茲ニ於テ段内閣ハ宙宇ニ迷ヒソノ議會ノ報告ヲ見レバ一方ニハ西原ノ條件ヲ承認シナガラ一方ニハ單ニ均勢ヲ云々其言ハ矛盾シ段内閣ニ一定ノ方針ナキヲ暴露シタノアル

是ガ事實アリマス、内外ノ形勢ヲ察シテ私ハ之ヲ事實アルト信ズルノデアリマスカラ、内閣諸君ハ之ヲ認ムルカ、コレトモ然ラズト仰ツシヤルノデアリマス、之ヲ承ルノデアリマス、天下皆知ル所ノ事デアリマスカラ、一向秘密ヲ公ニシタノデハナイ、日本政府ノ監督ノ下ニ出版シタルモノ中ニ載ツテ居ルノデアリマス、其他色々マダ茲ニ公ニスルニ忍ビナイ事ガアルガ、外務省ガ知ラザル間ニヤツタト云フコトデ、外務省ノ中ノ一部ニ於テ甚ダ快カラザル事ガアルト認メザル得ヌ形蹟ガアル、殊ニ内閣ノ重大ナル事柄ハ何事モ報告セズシテ、露國ガドウデアツタ支那ガドウデアルト云フ御演説ガアツテモ、本員ハ其言葉ヲ以テ説明ニ效力アリト認ムル者デハナイノデアリマスカラ、之ヲ御斷リシテ、御答ガ無ケレバ私ト共ニ國內ノ多數ノ者ハサウ信ズルノデアリマス、更ニ西原ト云フ者ヲ如何ニ處分セラルカト云フ事ハ、再ビ起ルベキ問題デアリマスカラ、此ニ之ヲ豫言シテ置キマス

○議長(大岡育造君) 本野外務大臣

(國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇)

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君) 諸君、島田君ヨリ何カ外交上ノ始末ニ付テ、エライ重要ヲ御質問ガアルガ如ク御吹聴デ御坐イマシタカラ、何事アルカト思フテ實ハ謹聴致シテ居リマシタ、然レニ西原某ト云フ人ノ北京ニ於ケル行動ニ付テ、堂々タル此議場ニ於テ政府ノ説明ヲ求メルト云フ御質問デアリマシタガ、甚ダ意外ニ感ジタノデアリマス、西原ト云フ人ハ此問題ノ起リマシタ當時、支那ニ行カレタト云フ事ハ私モ島田君ト同ジヤウニ承知シテ居タノデアリマス、併ナガラノ人ハ政府ノ委任狀ヲ持ッテ行タツタカ、又使命ヲ帶ビテ行タツタト云フヤウナ事ハ、全然無イ事デアル、明カニ之ヲ私ハ否定致シマス、又西原ト云フ人ノ行動ニ付テノ證據物件トハドウ云フ事カト思フテ聽イテ居リマシタガ、何カ新聞ニ何者ガ書イタ事カ知リマセシガ、極メテ小說ラシキ事ガ書イタル、島田君ハ他ニ何カ證據物件デモアル如ク吹聴サレマシタガ、此方ハ證據物件ナドハ有リヤウハナイト深ク信ジテ居リマスカラ、ドンナ面白イ證據物件ガ出ルカト思フテ居リマシタ所ガ、今雜誌ニ書イタル事ガ證據物件デアルガ如ク言ハレタ、サウシテ又其書イタル事柄ニ付テ、エライ御信用ヲ置イテ居ルヤウニ見エマシタガ、此ニ於テ私ハ實ニ驚カザルヲ得ヌデアリマス、私ハ少ナクトモ、云フ事ノ別ニ反對ノ證據ガ無クシテ、アレニ信用ヲ置クト云フコトハ出來ナイ次第デアリマス、又支那ニハ御承知ノ通り、日本カラ有志ノ士ガ澤山渡航サレマスノデ、支那ノ事ニ關シテ支那人ト交渉シテ自分ノ説ヲ述ベルト云フ人ハ山ノヤウニアル、是等ノ人ノ言動ニ付テ政府ガ一々處分シナケレバナラヌト云フコトハ、私ドウモ之ヲ信ズルコトガ出來ナイ、西原氏ニ政府ハ任務ヲ與ヘタ事モ無ケレバ使命ヲ與ヘタ事モ無イノデアル、彼自身デヤツタ事デアリマセウカラ、之ニ對シテ政府ハ彼是言ヲ限リテハアリマセヌ

○議長(大岡育造君) 望月小太郎君

○島田三郎君 外交調査會ハイツマデ續クカ御問合セテ願ヒタイ、ソレニ付テ説モアリマスカラ……

○議長(大岡育造君) 唯今望月君ニ發言ヲ許シマシタ

(望月小太郎君登壇)

(拍手起ル)

○望月小太郎君 私ハ外務大臣ガ此容易ナラザル時局ニ際シテ、定メテ十分ニ外交ノ經過ニ付テ御説明下サルコト、待テ設ケテ居リマシタガ、思慮周密ナル外務大臣ハ、唯外交經過ノ輪廓ノミヲ吾々ニ示サレテ、其内容ニ至ラデハ本員ハ更ニ三四箇條ニ付テ遺憾ナガラ了解シ難キ點ガ御座リマスカラ、之ニ付テ御説明ヲ願ヒタイ、其第一ハ聯合國ニ對スル事、次ニ露國ニ對スル事、第三ハ亞米利加ノ事ニ關係致シテ居ル事デ御座イマス、前辯士ノ順序モ御坐イマシタカラ、私ハ茲ニ全體ノ要領ヲ悉ク申述ベマシテ、更ニ大臣ノ御説明ニ對シテ再ビ疑點ヲ御尋ネ申スト云フコトヲ豫メ斷ツテ置キマス、其第一箇條ハ一月十日佛國ノ經度米國大統領ヘノ聯合國側ノ回答ヲ御座イマスガ、此回答ニ付テ外務大臣ハ二十八議會ニ於テ「其條項ハ政府ニ於テモ之ニ贊成ヲ與ヘタ、即チ米國政府ノ通牒ニ對スル回答中ニハ講和ノ際提出スベキ總テノ條件ヲ包含シテ居ル譯デアリマセヌ、同盟諸國ハ講和談判ノ際總テノ要求ヲ提出スルノ權利ヲ留保シテ居ルノデアリマス」云々斯様ニ申シテ又「種々ノ條件ガ列舉シテアリマス」、斯様ニ仰セラレテ居リマスルガ、此事ニ就テハ其後本員ノ手ニ接シマスル 其條件ニ就テ、當局外務大臣ノ御説明ヲ願ヒタイ、即チ其平和談判ニ際スル第一ノ條件トシテハ、白耳義、塞爾維及「モンテネグロ」ノ恢復並ニ賠償、第二、露西亞、佛蘭西、羅馬尼亞ノ占領地ノ撤退及恢復、第三、將來確實ナル歐洲諸小國ノ完全ナル保護、及ビ歐洲大小各國ノ經濟的發展ニ對スル十分ノ安全、及ビ其自由ヲ得ルヤウ歐洲ノ再改造ニ關スル國際條約ノ件、第四、不正ノ攻擊ニ對スル海陸、國境ノ保護方法、第五、歐洲ヨリ土耳其帝國ノ驅逐、波蘭ノ自由解放ノ件、此五箇條ニ就キマシテ其承諾ノ有無、併ニ更ニ私ノ特ニ當局ノ説明ヲ願ヒタイコトハ、附帶條件或ハ含有條件ト申シマスルカ、此外ニ二箇ノ條件ガアリマス、即チ其一ハ普佛戰爭ニ依テ獨逸ニ割讓シタル「アルサス、ローレン」ヲ佛國ニ還ヘスコト、其二ハ「トレンチ」及「ツリニスト」附近一帶ノ地域ヲ伊太利ニ返還スルコト云フコトヲ承諾ノ有無、此等諸條項ニ對シテハ我當局ハ御承諾ヲ與ヘタモノデアリヤウヤト云フコトヲ御説明ヲ願ヒタイ、若シ前五箇條ノ事、即チ歐洲ニ關係致シテ居ル問題デアリマスレバ、暫ク之ヲ措キ、其後ノ附帶二條件ノ此事ガ若シアツタト致シタラバ、此場合ニ於テ我國ハ我日獨開戰ノ唯一目的タル膠州灣及山東占領地ニ對スル我が權利ノ主張、及ビ南洋ノ我が占領諸島ニ對スル權利ノ主張ヲ、此條項中ニ御書入アルベキ筈ノヤウニ私ハ思ヒマス、サリナガラ之ニ書入レタナイト云フコトニ就テハ、當局外務大臣ハ前議會ニ於テ斯様ニ言ハレテ居タ、即チ「帝國政府ニ於テハ、帝國ノ權利ヲ留保スルニ必要ナル手段ヲ執リマシタ此點ニ關シテハ聯合國ノ満足ナル了解ガ付イテ居リマス」云々ソコデ本員ハ惟フニ此山東及南洋問題ニ就テハ、聯合國與國カラ恰モ露國ガ英佛ノ密約ヲ結ンデ、彼ノ「ボスボラス」、「ダネルス」ノ割讓ノ内約束ノアリシガ如キ形式ノ如何ハ措イテ問ハズ、少クモ我與國ハ日本ノ日獨開戰ノ目的物タルヤ、否、唯一ノ目的タル此膠州灣及日本ガ勝者ノ權利トシテ目下現實ニ占領シテ居ル所ノ南洋諸島ハ、平和後ニ於テモ日本ノモノデアルト云フコトヲ御確證ヲ御取リニナツテ居ルデアラウト信ジマスルガ、此點ニ就テ御説明ヲ願ヒタイ、是ガ第一箇條デアリマス、第二ハ露國ニ對シテノ御説明ヲ願ヒタイ、先刻外務大臣ハ十年間親交ナル關係アル日露兩國ノ事情ヲ述ベラレマシタ、本員等モ亦深ク其所感同シウスルモノデアリマスルガ、隨テ我政府ガ露國新政府ヲ承認致シマシタ、其後五月十七日頃ト記憶致シマスルガ、露

國ニ於ケル聯立内閣ハ遂ニ其政綱中ニ於テ今日全世界ノ問題トナツテ居リマス
ル非併合非賠償主義ヲ公表致シテ居リマス、此非併合非賠償主義ハ、察ス
ルニ公式ニ我國及英國ニモ通報アツタモノト想像サレマス、其理由ハ即チ此非
併合非賠償主義ニ對スル英國、佛蘭西並ニ米國ノ解釋ガ不一致デアリマス、而
モ露國新政府ノ此非併合非賠償主義ニ對シテ、佛蘭西ハ「アルサス・ローレン」ノ如
キハ斷然佛國ノ元ニ還ヘシテ貰ハナケレバナラヌト云フコトハ、佛國議會ノ決議ニ經
又佛蘭西強暴ナル損害ニ對シテハ當然要償スベキモノデアルト云フコトヲ述ベ、我
同盟國タル英吉利ニ於テハ、一旦獨逸ノ手カラ解放シタル異人種ヲ再ビ獨逸ノ手ニヤ
ルガ如キコトマデモ、非併合範圍トハ思ヘナイ、又白耳義其他ノ如キ無辜ノ壓虐ヲ被
方面ニ對シテノ損害ハ、當然非償金主義以外デアルト云フヤウナ意味ヲ通報致シテ居
リマス、殊ニ米國大統領ガ六月十日露國ニ送ツタ書簡ニ依リマス、最モ我膠州灣
等ノ將來ニ對シテ重大ナル關係ガアルヤウニ本員ハ研究致シマス、即チ其文面ニ「住民
ノ爲メ公平ナル生活及自由ヲ確保スル目的以外ニハ領土ヲ合併セザルベシ」斯様ナル
意味ガ英佛米各一致ハ致シマス、露國ニ向ツテ回答致シテ居リマス、然ラバ
露國ハ矢張り與國中殊ニ我國ハ日露協約ノ關係、又此開戰以來軍需品ノ援助其
他現大臣ハ別ケテ露國官民ニ代ツテ露國朝野ガ我國民ニ感激シテ居ル誠意ヲ此席
ニ述べラレタ、關係等斯ウ云フ事情ヨリシテ逸早く斯カル公報ニ接セラレタ皆ト想像セラ
レ、若シ斯ウ云フ通報ニ接セラレタデアラバ、帝國政府ノ露國ニ回答致シタル、
即チ帝國政府ノ見タル非併合非賠償主義ト云フコトノ御主張ハ如何ナルモノデア
カト云フコトノ御説明ヲ願ヒタイ、若シ露國ガ公式ニ斯ノ如キ通牒ガ無カッタ致シタ
モヒヨ、前段申スガ如ク協約ノ關係、十年親交ノ間柄、況ヤ戰爭ニ對シテハ最モ密接
ナル此三點カラ見テ、我當局者ハ最モ機敏ニ此通報ノナイ場合ニ於テモ、露國ニ對シ
テ相當ノ活動ヲ爲サレタルモノデアラウト信ジマス、其活動ノ經過ニ就テモ茲ニ御説
明ヲ願ヒタイ、言換レバ露國ガ公式ニ此通牒ガアッタシタラバ帝國ノ回答ハ如何、若
シ又通牒無カリシト致シタラバ帝國ハ其親密ナル關係上カラシテ如何ナル交渉又ハ運
動ヲ爲サレタカ、其經過ヲ承リタイト云フコトデアリマス、第二ニ同ジ露國ニ關スル問題
テ御座イマス、是ハアリ得ベカラザルコト、ハ申シナガラ、今日露國政治上ノ中心點
ノ動搖ハ誠ニ御同様遺憾ノ次第アル、隨ツテ異日萬が一ニモ單獨講和等ガ露國ノ
間ニ起ル場合ト云フコトモ、神ナラヌ身ノ想像ハ付キマス、斯カル場合ニ至ツテハ帝國
ハ一大決心ヲ以テ、殊ニ與國ノ間ニ於テノ意見ノ一致ヲ求メナケレバナラヌ、此等ノ劃策
經綸ニ至ツテハ、當外務大臣ハ既ニ十二分ノ御働キヲナスツテ居ラレコトデアラウ、此
等ノ働キハ縱ニ懸案中ト雖モ、獨リ日本國民ニ對スルノミナラズ、露國民ニ對スルノミ
ナラズ、全世界ノ與國民ニ對スル平和ノ促進ニ向ツテ、日本國ガ如何ナル努力ヲ致シ
居ルカト云フコトヲ示ス上ニ於テモ、或ル程度迄ノ交渉ハ重ネテ言ハシ、縱ニ懸案中ト雖
モ御示シニナツタ然ルベキヤウニ本員ハ信ズル（拍手起ル）此點ニ付テモ明白ナル御説明
ヲ願ヒタイ、況ヤ最近ノ電報ニ依レバ露國ハ既往協約國トノ條約ヲ改正致シタイ爲ニ、
各與國ノ代表者會議ヲ要求シ、英國モ主義ニ於テ之ヲ贊成スルト云フ旨ヲ返電シタル
ヤニ本員ハ其情報ニ接シテ居リマス、斯ル場合ニ於テ我國ハ殊ニ列國ノ間ニ立ツテ、此
英吉利、佛蘭西、亞米利加、露西亞ノ中、別ケテ比較的交通便宜ノ地位ニ立ツテ
居リマスナラバ、是等ノ間ニ我レ自ラ國際的活動ノ中心トナル働キト云フモノヲ、必ズ

賢明ナル外務大臣ハ爲サツテ居ルニ違ヒナイ、冀クハ其等ノ方法ニ付テモ御説明アラム
コトヲ願ヒマス、今一ツハ露國ニ向ツテ我が大使派遣ノ一條アル、此事ハ本員ノ信ズ
ル所ニ依リマス、米國ガ露國ニ大使ヲ派遣スル時ニ當ツテ、外相ノ所謂日露ノ間
ハ殊ニ懸案ノ關係、又日米ハ此ノ如ク親密ノ關係アルガ爲ニ、米國ガ日本ヲ招イテ共
ニ日米兩大使ヲ露國ニ共同ニ派遣セムコトヲ望ミタイケレドモ、之ヲ分明ニ日本ノ當局
者ニ言ハレナイ、ソコデ日本ノ佐藤大使ニ向ツテ我が米國ハ露國ニ大使ヲ派遣致シマス
ガト云フコトヲ米國當局ヨリ話ヲ致シタ、佐藤大使ハ此事ニ答ヘナカッタ、數日後ニ佐藤
大使ハ米國國務卿ニ向ヒ、貴國ノ遣露大使ハ何等御派遣ニナルカト尋ネタルニ、米國
ノ國務卿ハ答ヘテ、我が大使ハ既ニ太平洋ノ上ニ在ルト云フコトヲ言ウタト云フコトヲ
私ハ承ツテ居リマス、縱シ米國ガ我ニ共同大使派遣談ノ有ル無イニ拘ラズ、我國ハ一面
ニ於テ從前ノ關係、他面ニハ現在列國ト共同ノ此戰爭ヲ遂行スル共同目的ノ上ニ於
テ、更ニ又軍需品援助等ノ關係ノ上ニ於テ、米國スラモ露國ニ向ツテ大使ヲ派遣スル
其機會ニ、我が大使ヲ露國ニ派遣爲サラナカッタト云フ理由ハドウデアラカ、又遲延ナ
ガラモ米國ニハ石井大使派遣ノ御確定ニナツテ居ル今日ノ此狀勢、特ニ此露國上下ノ
紛擾ノ局面ニ於テ有力ナル我大使ノ御派遣ヲ爲サツタラ如何デアラカ、此事モ序ナガラ
御説明ヲ煩シタイデアル、最後ノ説明ノ要求ハ米國ニ關係ヲ致シテ居ル問題デアリマ
ス、第一ニ華盛頓會議ノ時、何ガ故ニ我が國ガ之ニ參列シナカッタカト云フ理由、
及其當時ニ於テ英佛二國ハ我國ニ向ツテ出シ拔ケニ亞米利加ニ其使節ヲ遣ツタカ如何
ト云フコトデアリマス、此處ノ御説明ヲ願ヒタイ、本員ノ信ズル所ニ依リマス、四月
下旬英佛使節ガ渡米ノ際、勿論英吉利ハ英吉利自身ノ要求、佛蘭西ハ佛蘭西
自身ノ要求、其要求ハ異ニテ居リマス、其戰爭ノ目的ヲ遂行スルト云フ點ニ於キ
マシテハ一致デアル、此時ニ於テ我が佐藤大使ハ英佛大使ハ各偶然米國ニ落合タモ
デアルト斯様ニ言フテ居ラル、此事ハ外電ニ依テ本員ハ之ヲ見タ、デアリマス、佐
藤大使ノ言明ノ如何ニ拘ラズ、亞米利加ノ「ウヰルン」大統領ハ英國外相「バル
フォア」氏ニ向ツテ、米國ハ其世襲的國策ト致シテ他國ニ向ヒ政治的同盟ニ加入シ
ナイ、サリナガラ單獨講和ハセムカラ安心セヨトノ保證ヲ與ヘ、而シテ「バルフォア」氏ハ
英佛使節ヲ代表シ、縱シ米國ハ條約コツ結バザレ、米國ノ名譽ニ對スル信任、又此戰爭
ニ參加シテ與レタト云フ勇氣ハ英佛共ニ満足スル所デアル、斯ク米國ノ態度並ニ英佛
代表者ノ意見ヲ綜合致シテ見マス、條約ノ文面ニ於テコソ米國ハ加入セザレ、米國ハ
我國ト均シク實ニ倫敦宣言ニ加入ノ一員デアルト云フコトヲ事實上ニ於テ認メテ宜カラ
ウト思ヒマス、此倫敦宣言ノ一員タル米國ニ向ヒ、日本ト同盟ノ英國並ニ同盟同様に
ル佛國ノ使節ガ行ツテ、而モ米國ト事實上同盟與國デアル其米國ノ此華盛頓會議ニ
向ツテ、アノ當時我國ノ代表者ガ列席スルト云フ方法ニ付テ、何カ御畫策ガ無カッタ
デアラカ、殊ニ日米間ニ於ケル多年ノ誤解ヲ一掃スルニハ、斯ル機會ハ最モ無上ナル利
益ヲ我國ニ與ヘルモノデハナカラウカト思フ、此事ニ付テ英佛ガ我ヲ出シ抜イタノカ、或ハ
我ハ英佛ヲ信ジテ殊更ニ我大使ヲ派遣シナカッタデアラカ、此事ニ付テ御説明ヲ願
ヒタイ、今一ツ此序ニ伺ヒタイノハ、日米將來ノ國際的關係ヲ明カニスルガ爲ニ、別ケテモ
支那ニ對スル問題ニ付テ茲ニ當局者ニ伺ヒタイコトハ、大正四年前内閣ガ締結致シタ
日支條約ニ關シテ、米國カラ數箇條ノ質問ガ來ツテ居ル、當時我國ガ之ニ回答致シマ
シタガ、其後米國ガ我國ニ向ツテ支那ニ對スル米國ノ態度ヲ宣明シタカノ如ク本員ハ想
像スル理由ガアリマス、露骨ニ申セバ時ノ國務卿「ブライアン」氏ガ我が珍田大使ニ向ツ

テ、米國ノ支那ニ於ケル地位ヲ明カニシテ居ル、其文意ノ大要ハ支那ニ於ケル日本特殊ノ地位ヲ認メト云フコト、第二ニハ米國ハ支那ノ内政ニ對シテ餘リ干涉ガマシキコトヲ取ラス、斯様ニ意味ガ有ツカヤウニ承テ居リマス、此文書ノ公表ハ惟フニ米國ト雖モ反對ハ致シマス、即チ日米兩國ノ親密ヲ助長スルガ爲ニ、冀クハ當局ニ於テハ米國ト打合セ濟デモ宜シカラ、此議會中ニ此公文書ヲ御示シニナラムコトヲ願ヒタイ、第三ニハ米國ハ支那ニ對スル最近ノ警告問題ノ頗末ニ付テ、御説明ヲ願ヒタイ、本月六日米國政府ハ我が政府ニ對シテ、支那ノ平和維持ニ關係シテ同一意味ノ申出ヲ希望シタ、同一意味ノ申出、即チ「アイデンチカル、レプレゼンテーショ」ト原文ニアルヤウニ承テ居ル、即チ同一ノ意味ノ申出ヲ望マレタノニ、我賢明ナル外務大臣ハ之ヲ解釋シテ米國ガ多分共同行爲ヲ望ムモノデアラウト速斷シタ、即チ「ジョイントアクション」ヲ申込シタモノデアラウト云フコトヲ速斷シタト云フコトハ、外務大臣モ既ニ明言サレテ居リタコトデアリマス、事實ヲ調ベテ見マス、米國政府ハ六日我國ニ向テ右同一意味ノ申出ヲ望ム、其以前六日ニアラス、或ハ五日四日、此時既ニ支那ニ向テハ此警告ヲ發シタデアリマス、即チ此警告ノ趣意ハ支那ノ平和第一、參戰ハ第二ノ問題デアルト、斯ウ云フ意味ヲ支那ニ向テ警告ヲ發シタ、是ヨリ遂ニ此問題ハ日米兩國間ニ於テ不愉快ナル行違ヲ起シマシタ、抑、此行違ハ我當局ノ誤解カラ起リタコトデアルカ、將又米國ノ誤解カラ起リタコトデアルカ、六日米國ヨリ我國ニ申出タト云フ公文又ハ電報ノ公表、此事モ本員ハ重ネテ言フ、米國政府ニ御照會ニナツテモ、必ズ贊成スルと思ヒマスニ付テハ、此事ヲ國民ノ面前ニ披露アルヤウニ御盡力ヲ願ヒタイ、更ニ進ンデ本問題ハ如何ニナツテ居ルカト云ヘバ、依然トシテ其儘デアル、即チ米國ハ支那ニ通告ノ仕放シ、警告ノ仕放シ、然ルニ我國ハ恰モ外交上成功シタルガ如クニ、米國ハ其要求ヲ撤去シタデアルヤウニ意味ガ國民間ニ行ハレテ居リマス、事實ハ未ダ根本的ニ於テ支那ニ關スル日米ノ主張、及ヒ其意思ハ依然トシテ疏通シテ居リマス、之ニ對シテ現ニ當局ニ於テハ閣議ヲ開カレテ、種々御評議ガ有ツタヤウニ承ル、其閣議ノ結果デアルカ、外務省ノ機關新聞トシテ内外承認シテ居ル「ジャパンタイムス」ガ此十二日ノ新聞ニ於テ、外務省高等官ノ意見、高等官トハ即チ局長次官若シクハ大臣自身デアルカハ知ラヌガ、其意見シテ米國ガ日本ヲ出シ拔イテ斯カル警告ヲ支那ニ發シタノハ、誠ニ日本ノ支那ニ對スル特殊ノ地位ヲ認メナイ行爲デアル、日本ハ此機會ヲ利用シ此絶好ノ機會ニ乘ジテ、米國ニ向ヒ將來支那問題ニ關シテハ豫メ日本ニ相談ナシニ、日本ヲ出シ拔クヤウナコトガ無キヤウニ確ナル保障ヲ取リタイ、又取ルベキ是ガ絶好ノ機會デアルト云フコトガ記載シテアル、私ハ現ニ私ノ自席ニ其材料ヲ持テ居リマスガ、明白ニ此事ガ記載シテアリマス、是ガ普通ノ新聞ナラ格別、東京外交團ノ諸君ハ縱シ誤解シテモ「タイムス」ヲ帝國外務省ノ機關新聞ト思ウテ居リマス、其機關新聞ノ中ニ、外務省ノ「ハイトファイナ」即チ大臣ニアラザレバ次官若シクハ局長是等高等官ノ名ニ於テ米國ニ向テ保障ヲ取ルナドト云フ、果シテ當局者ハ斯カル御決心ヲ持テ御坐ルヤ否ヤ、又若シ斯ウ云フ御決心ヲ持テ居ルナラバ、之ヲ遂行ナサル御積リデアルカ、又遂行シツ、アルト云フナラバ、其經過ハドウ云フモノデアルカ、一言茲ニ最後ニ臨シテ博識ナル外務大臣ニ申シテ置ク、抑、普佛戰爭ノ原因ハ、此佛蘭西——其處テ外務大臣ノ教育ヲ受ケタル所ノ此佛蘭西ガ、有ラズモガナノ保障ヲ普魯西カラ求メヤウト致シタコトガ、實ニ普佛戰爭ノ原因トナツタコトハ重ネテ言フ、博士本野君ノ能ク御存ジノコトデ、斯カル保障ヲ求メルト云フコトヲ、親密ナル日米間ニ於テ而モ外務省ノ高官ノ「イ

ンタービュー」即チ面會記トシテ、其機關新聞ニ發表スルニ至ツテハ、果シテ米國ノ感情ガ融和セラル、ヤ否ヤ、旁、以テ外務大臣ニ伺ヒタイコトハ、支那ニ對スル日米ノ誤解ハ依然トシテ數年繼續シテ居ル事實ハ、本員數箇條之ヲ持テ居リマスガ、併シハ此處ニ申上ケマセヌ、要スルニ當局ハ如何ナル方法ヲ以テ、支那ニ對スル日本ノ地位及米國ノ地位ヲシテ、地理的國際的ニ相互ニ和親協同シテ行クト云フコトノ根本方針ニ付テ、如何ナル御考ヲ持テ居ルカ、之ニ付テ御説明ヲ願ヒマス、以上申上ケタル要點ニ付テ御説明ヲ承ツタ後ニ、更ニ本員ニ於テ不分明ニ存スル點ハ、重テ自席ヨリシテ御説明ヲ求メマスト云フコトヲ議長ニ要求致シテ此壇ヲ降リマス

(拍手起ル)

○議長(大岡育造君) 本野外務大臣

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君登壇)

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君) 諸君、唯今望月君ヨリノ御質問ニ對シテ簡單ニ御答致サウト思ヒマス、第一ノ御質問ハ本年ノ初ニ亞米利加ニ與國カラ遣リマシタ講和ニ關スル問題デアリマス、其問題ニ付テハ、其當時十分ニ説明ヲ致シマシタ積リテゴザイマス、ソレハ一面ハ公開ノ席上ニ於テ、尙精シイコトハ秘密會ニ於テ述ベテ置キマシタカラ、今日此問題ニ付テ更ニ精シイ説明ヲ致ス必要ハナイト思ヒマス、唯併ナガラ是タケノ事ハ申シテ置カケレバナラヌト思ヒマス、平和條件ニ關シテ今日種々雜多ナ風説モアリマス、又或ル程度マデハ諸國ノ議院議會、又ハ其他ノ方面ニ於テ與國ノ意思ヲ表示シテ居ルト云フコトノアルコトハ事實デアリマス、併ナガラ具體的ノ講和條約ノ條件ニ付テ斯ク斯ク云ウテ精シク意見ヲ表示シタコトハ無キデアリマス、帝國政府ト致シマシタ講和條件ニ關シテハ、未ダ帝國政府ノ意見ヲ發表スルノ時機ナイト認メテ居リマス、唯此併合、非併合主義、非賠償主義ト云フコトカラ延イテ山東問題南洋諸島ノ問題ニ付テハドウデアルカト云フ御質問デアリマス、之ニ付テハ一言申上ケテ置カウト思ヒマス、山東ニ於ケル獨逸ノ租借權其他ノ特權及南洋諸島ノ處分ニ關シマシテハ、政府ハ帝國ノ權利利益ヲ保護スル爲メ十分ノ處置ヲ執ッテ居リマス、就キマシテハ平和克復ノ際、極東ノ平和ヲ確保スルタメニ、帝國政府ニ於テ必要ト認ムル所ノ措置ヲ執ラントスルニ當リマシテ、聯合諸國ガ之ニ對シ異議ヲ唱フルコト無カルベキハ、本大臣ノ信ジテ疑ハザル所デアリマス、是以上ノ事ハ此議場ニ於テ私ハ説明スルコトガ出來マセヌ、尙ホ露國ノ事情ニ付テ御質問ガゴザイマシタ、今日世間頻リニ露國ノ單獨講和云々ト云フ問題ガアルガ、萬一サウ云フ事ガアツタナラバ、日本ハ如何ナル態度ニ出ヅルカト云フ御質問デアリマス、露國ハ果シテ單獨講和ノ意見ヲ持テ居ルヤ否ヤト云フコトヲ考察シナケレバナラヌト思フデアリマス、然ルニ獨逸トノ開戰以來今日ニ至ルマデ、露國ノ舊政府ハ申スニ及バヌ、新政府ニ至ルマデ一回ト雖モ單獨講和ノ意思ヲ表示シタコトハアリマセヌ、又露國ノ國民ヲ代表スル所ノ露國ノ議會ニ於テモ、今日マデ單獨講和ヲ希シタコトハ無キデアリマス、尙又露國國民ノ多數ガ單獨講和ヲ希望シテ居ルト云フ報知ヲ吾々ハ得タコトハ無キデアリマス、斯カル狀況デアリマス、露國ガ單獨講和ヲシタラドウスルカト云フコトヲ、今日諸君ノ前ニ於テ述ブル必要モナケレバ、又明言スルコトハ出來ヌ次第デアリマス、尙附加ヘテ申上ケマスガ、私トシテハ露國ガ單獨講和ヲシヤウト云フヤウナ事ハ斷ジテナイト信ジテ居リマス、露國ニ對シ

特派大使ヲ送ルト云フ事ハドウデアアルカト云フ御質問デアリマスガ、是ハ若シ必要ガアルト政府ガ認メマシタラバ、送ルトモ御坐イマセウガ、マダ今日ハ之ヲ明言スル時デナイト思ヒマス、尙華盛頓會議云々ト云フ御話ガアリマスガ、華盛頓列國會議ガアツト云フ事ハ、今日私始メテ聞イタノデアリマス、與國ガ總テ華盛頓ニ招待サレテ、而シテ日本ノ招待サレナカッタト云フヤウナ事ガ御坐イマシタラバ、是ハ大ニ考慮スル事デアリマセウガ、今日迄華盛頓ニ於テ交戰國與國ガ皆招待サレテ、而シテ彼處デ萬國會議ヲ開イタト云フ事ハ私今日迄知ラヌデアリマス、英吉利ガ特別ニハラ彼處へ送ツタ、佛蘭西ガ送ツタ、其後伊太利ガ送ツタ、露西亞ガ送ツタト云フ事ハ知デ居リマス、併シ華盛頓ニ列國會議ガアツタト云フ事ハ始メテ承ツタ次第デアリマス、尙此支那ニ關シテノ日米交渉ノ事ニ付テハ、御質問デアリマスガ、是ハ玆ニ一言申シテ置キタイト思ヒマス、六月六日ニ在本邦米國代理大使ヨリ帝國政府ニ對シテ、日英佛米各國政府ヨリ支那政府ニ對シテ、黨派の紛争ノ惹起ニ付キ遺憾ノ意ヲ表シ、支那ガ唯一ノ統一セル、且責任アル中央政府ヲ保持スルコトハ最大必要事タルコトヲ述ベ、尙右四國政府ハ、支那ノ對獨參戰ノ如キハ、是ハ支那ノ統一及治安ニ比スレバ、其重要ノ度全ク第二位ニ在リト思惟スル旨ノ同文通牒ヲ致サムコトヲ提議致シテ參ツタデアリマス、右米國政府ノ提議ニ對シテ、帝國政府ハ六月十三日在米大使ニ對シテ、回答トシテ日本ハ支那ノ統一及治安ノ保持ニ眷々タルニ於テ何國ニモ劣ルモノニ非ラズト雖モ、支那ノ内亂尙現在ノ程度ニ在ルニ於テ、同國ニ對シテ何等外國ノ勢力ヲ及ボスニ於テハ、對立兩派何レカノ銳敏ナル人心ニ誤解ヲ起サシメ、其所期ノ目的ニ反シテ却テ惡影響アルベキハ帝國政府ノ切ニ眞ルル所ニシテ、從ツテ米國政府提議ノ對支勸告ニ參加スルノ妥當ナル所以ヲ發見セザル旨ノ覺書提出方ヲ訓令致シタデアリマス、右訓令ニ基キマシテ在米大使ハ六月十五日米國國務長官ニ面會ヲ致シマシテ、前掲覺書ヲ手交シタル所、同長官ハ本件ト其後時局ノ變遷ニ鑑ミ、米國政府ニ於テモ日英佛政府ヨリ勸告ヲ發セラル、必要ナシト認メ居ルヲ以テ、日本政府覺書記載ノ意見ハ至極同感ナリト申シタデアリマス、是ヨリ以上ノ事ハ遺憾ナガラ未ダ之ヲ發表スルノ時機ニ達シテ居リマセヌカラ、此處ア明言スルコトハ致シマセヌ、尙大正四年ノ問題ニ關シテ米國ヨリ說明ヲ與ヘマシタ中ニ何カ書面ガアル、其書面ガ承知シタイト云フコトデアリマシタケレドモ、是ハ遺憾ナガラ外交ノ機密ニ屬スル文書デアリマスカラ、之ヲ發表スルコトハ私ハ憚リマス、出來マセヌカラ左様御承知下サイ

○望月小太郎君 簡單ニ伺ヒマス、第一條膠州灣及南洋問題ニ付テハ、帝國政府ハ帝國ノ權利ヲ留保スルニ付十分ナル處置ヲ採テ居ルト云フ此御言葉ハ、私ハ善意ニ解釋致シ、即チ帝國ノ交戰目的タル膠州灣及南洋問題ハ永久日本ノ所有物タルコトニ御努力爲スツテ居ラレト云フコトニ善意ヲ以テ解釋シテ、此論點ハ此以上說明ヲ願フコトヲ避ケマス、第二ニ非合併非賠償ト云フ事ニ付テハ、露國カラ公式ニ通知ガ有リマシタカドウデアリマス、此點ハ外務大臣ノ御説明ガナイ、尙進シテ英佛米此三國ノ間ニ於テ非合併非賠償主義ノ意見ノ不一致ニ付テ、帝國政府ハ此中間ニ立ツテ、此意見ノ一致ヲ求メルト云フコトニ付テ御努力爲スツデアリヤ否ヤ、此點ハ不明デアリマス、第三ニ亞米利加ノ此支那問題ニ付テハ大要ハ了承致シマシタ、但シ「タイムス」ニ明記セラレタル米國ニ對シテハ、保障ヲ求ムルコトノ事實ノ有無如何ト云フコトヲ明白ニ御確答アラント願ヒマス

(國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇)

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君) 私ハ唯今迄與ヘマシタ所ノ說明ノ外ハ、今日ハ與フルコトハ出來ヌヲ最モ遺憾ト致シマス

(「非立憲」モウ質問ヲ他ニ譲レト呼フ者アリ)

○望月小太郎君 他ノ諸君ノ御質問モ御坐イマセウカラ、其質問ニ對シテ說明ノ終ラタ後ハ、秘密會ニ致シテナリトモ此重要ナル問題ニ付テ當局ノ說明ヲ爲サレトモ、時局ニ鑑ミト云フ御聖旨ニ鑑ミ奉ツテモ、吾々國民ガ當然要求スベキ所ノ論點デアラウ、斯様ニ信ジマスカラ、此事ハ總テノ說明終了後秘密會ニシテナリトモ、當局大臣ハ當然十分ニ誠意誠心ヲ披瀝シテ國民ノ安心ニナルヤウニ御説明ヲ願ヒマス(拍手起ル)

○議長(大岡育造君) 高見之通君

(高見之通君登壇)

○高見之通君 諸君、本員ノ聞カント欲スル所ハ簡單デ御坐イマスルガ、恐ラク七千萬ノ國民ガ總テ聞カント欲スル所デアラウト思ヒマス、併シ望月小太郎氏ヨリノ質問ニ對シ、唯今本野外務大臣ヨリ大體ニ互ル御説明ガアリマシタカラ、コレニ付キマシテハ私ハ略々満足シタデアリマス、コレハ何デアアルカト申シマシタラバ、露獨軍獨講和ノ問題デアリマス、總テノ問題ニ於テ此問題ハ最モ大切ナル問題デアラウト思ヒマス、此點ニ付キマシテ有ラユル他ノ外交問題ヨリモ、最モ國策ノ上ニ於テ重要ナル影響ヲ來ス所ノ問題デアルト私ハ確信シマス、去ナガラ唯今本野外務大臣ハ露國ノ當局者ヨリモ、亦露國ノ議會ヨリモ、露國ノ國民ノ何人ヨリモ、單獨講和ヲ云フコトニ付テハ開イタコトハナイ、斯ク信ズル理由無キコトヲ聞キ、私ハ玆ニ國民一般ヲ代表シテ感謝致シマス(不眞面目ノ標本ト呼フ者アリ)併ナガラ一ツ軍事當局者ニ聞カウ、頻々タル電報其他通報ニ據レバ、露獨間ニ於テ縱ヒ單獨講和ト云フヤウナ問題ガ無イニシテモ、殆ド休戰ノ狀態デアルト云フ事ヲ聞イテ居ル、又獨逸ニ於ケル露國方面ノ精兵ハ、之ヲ寧ロ西方ニ移シテ、西方其他ノ最モ弱イ兵隊ヲ以テ露國方面ニ對抗サシテ、露獨間ノ關係ハ殆ド休戰狀態ニ陥テ居ルト云フ事ヲ聞イテ居ル、若シ斯ノ如キ事ガ實際アリトシタナラバ、本野外務大臣ノ裏書モ或ハコレニ對シテ多少ノ値打ヲ下ゲルコトハナカラウカト私ハ信ジマス、此點ニ於テ軍事當局者ハ幾許ノ報告ヲ得、幾許ノ確信ヲ有スルカ、之ヲ聞キタイト思ヒマス、最後ニ余ハ當局者ニ一言警告シタイ、斯ノ如キ國策ノ重大ナル問題ト云フモノニ對シテハ、小サイ行掛リヲ離レテ、最モ冷靜ニ國ノ運命ヲ打算シテ考ヘテ貴ヒタイコトヲ希望シテ置キマス、國費三億二千九百萬圓ニ上ツタト云フコトハ、唯今藏相ノ說明ニ依ツテ之ヲ承リマシタ、併ナガラ斯ノ如キ二億萬圓ノ國費モ、或ル意味ニ於テハ大ナルモノデアアルケレドモ、日本國ノ全部ノ運命カラ觀レバ極ク小サイモノデアリマス、故ニ過去ノ狀況ニ捉ヘラズ、最モ冷靜ニ日本ノ國ノ運命ト云フコトヲ基礎ニシテ、能ク進退ヲ考ヘテ貴ヒタイコトヲ特ニ此際述ベテ置キマス、之ヲ以テ政府ニ警告セント欲ス、殊ニ諸君、外交上ノ問題ニシテ見マシテモ、總テハ因果律ヲ追ツテ行クモノデアリマス、今後百年ノ後ニ振返ツ今日ノ日本ノ歴史ヲ見テモ、總テ因果ノ律ノ外ニ離レルモノハ無イト信ジマス、コレ故ニ一時ノ誤魔化シトカ、一時ノ遺緒リトカ云フコトヲ離レテ、秩序アル行動ヲ以テ外交ノ方針ヲラレシコトヲ、尙特ニ私ハ當局者ニ希望シテ置キマス、私ハ軍事當局ニ關スル所ノ質問ハ特ニ此席テ聞キタイト思ヒマス(御苦勞ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 大島陸軍大臣

(國務大臣大島健一君登壇)

○國務大臣(大島健一君) 唯今ノ御質問中、軍事當局ノ意見如何ト云フ點ニ付

キマシテ御答ヲ致シマス、露獨單獨講和ニ關スル帝國外務省ノ觀テ居リマス所ハ、先
程外務大臣ヨリ申述ベラレマシタ、軍事上單獨講和トハ言ハヌガ、殆ド戰爭行為ヲシ
テ居ルヤウデア、ソレニ對シテ露獨ノ關係ヲ如何ニ觀テ居ルカト云フコトデアリマスガ、
自分等ノ得テ居ル所ノ諸報告モ、必ズシモ一致シテ居ラヌ點ハ有リマスケレドモ、政府
ノ意思ヲ承ケテ作戰ノ準備ヲシテ居ルト云フ報告ハ數多參ッテ居リマス、又戰線ノ御承
知ノ通り三百里ニ垂ンシテ居ル、非常ニ廣大ナモノデアリマスノデ、準備ヲスルニモ長
キ時日ヲ要スルデアリマセウ、唯此突然ノ國體ノ變化ニ於テ今後如何ナルデアラウト云
フ心配ハシマスガ、今得テ居ル情報デハ、政府ノ方針ノ如ク軍隊モ亦其任務ヲ盡ス準
備ヲシテ居ルト云フ報告ヲ得テ居リマス、是ト外務大臣ノ答辯ト併セテ御考ヘ下サイ
マシタナラバ、凡ソ近イ丁解ガ出來ルデアラウト思ヒマス

○議長(大岡育造君) 押川方義君

(押川方義君登壇)

○押川方義君 本員ハ今日初メテ大日本帝國ノ議政壇上ニ起チマシタル者デ御坐イマ
ス、場内ノ慣例ニ極メテ不馴ナ者デ御坐イマス、往々失禮ナ事ヲ申上ゲルカモ知レマセヌ
故ニ、是ハ野人禮ニ類ハナイモノト見テ下サイマシテ、御寛容ヲ仰ギマス譯デアリマス、私ガ
今日承リタイト思ヒマス問題ハ、支那ニ於ケル我同胞ノ安危ニ關ハル大ナル疑問ガアル
ノデ御坐イマス、彼等ガ果シテ帝國政府ノ完全ナル保護ノ中ニアルカドウカト云フコト
ニ付テ、疑念ナキヲ得ナイ譯デアリマス、ソレニ付キマシテ最モ今日憂慮ニ考ヘテ居リマス
ル事ハ、蒙古ニ居リマス我同胞ノ身ノ上デ御坐イマス、是ハ決シテ一黨一派ノ問題デハ
ナイノデ、實ニ我日本帝國ノ安危存亡ニ係ル所ノ大問題ト心得マス、其因ッテ起ル所ハ
何ニ依リテ之ヲ知リシカト申シマスレバ、日本ノ紳士川島浪速ガ數年ノ間支那ニ於テ最
モ苦心慘憺ノ間ニ、力ヲ我帝國ノ發展ノ爲ニ盡シテ居リマス所コトハ、識者ハ必ズ多ク
御承知ノコトト思ヒマスガ、此人ガ己レノ手下ニ向ヒマシテ、近頃發致シマシタル所ノ一
ツノ告知書、是ハ彼ガ出シマシタル所ノ告知書デアリマスガ、實ハ殆ド政府ノ内命ト等
シイ位ノ意味ヲ爲シテ居ルモノト、斯ウ考ヘラレル、此告知書ヲ私ガ讀ミマシテ總理大臣
及外務大臣ニ向ッテ十分ナル御辯明ヲ請ヒタイ譯デアリマス、其告知書ハ大正六年六
月二十二日ニ發送致シマシタル所ノモノデアリマス、斯ノ如キコトガ書イタル兼テ貴
下等ニ對シテ通知シ置キシ如ク一方蒙軍ヲ支那政府ニ歸順セシムル方法ヲ取リ他方
蒙軍及ビ日本人ノ爲ニ蒙古開拓ノ事業ヲ與フル所ノ二要點ニ於テ予即チ川島ト政
府トノ意思疎通シ圓滿ナル解決ヲ與フベク其歩ヲ進メ、アリシ現ニ林公使ヨリ段祺
瑞ニ對シテ既ニ内談ヲ開始セラレタルト外務省ノ言明ニ因ッテ明カナルモ北京政變ノ結
果段去リシガ爲ニ中絶ノ姿トナリ解決ノ時日遷延ヲ來タシ正ニ憂慮ニ堪ヘザルノ際ニ
在リシガ去ル十八日——去ル十八日外相ハ予ヲ召喚シ林公使本月十六日發ノ電報
ヲ示サル其意味ハ在北京露國公使ハ——在北京露國公使ハ林公使ヲ訪問シ蒙軍日
本人ノ件ニ就キ來談セリ其際林公使ハ左ノ要領ヲ露國公使ニ明言セリ——其際林
公使ハ左ノ要領ヲ露國公使ニ明言セリ——是ハ即チ林公使ガ露國公使ニ申出タル所ノ
コトデアリマス「帝國政府ハ日本人ノ蒙軍ニ加ハリ居ルヲ不都合ト認ム」是ガ第一、第
二「齊々哈爾濱、哈爾濱帝國領事ハ彼等ニ對シ前記帝國政府ノ意向ヲ通達シタルコト」
是レ第二、彼等ハ自己ノ危險ニ於テ行動ヲスルモノナリ是レハ第三、此等日本人ガ蒙
匪討伐ノ爲ニ派遣セラレタル支那軍隊ニ因ッテ殺傷セラルルコトアルモ——支那軍隊

ニ依テ殺傷セラルルコトアルモ帝國政府ハ支那政府ノ責任ヲ問ハザルコト、右林公使ノ
談話ニ基ツキ露國公使ハ書面ヲ以テ其確認ヲ求メ來リタリ因テ林公使ハ右確認ヲ
與フル件ニツキ本省ニ伺ヒシ結果外務大臣ハ確認ヲ與フベク命令セリ」ト申スコトデアリマ
ス、之ニ付テ満足ナル御答辯ヲ要求致シマスノデ御坐イマスガ、前ヨリ海外ニ發展セム
コトヲ希望シテ、千辛萬苦ノ間ニ種々力ヲ勞シテ居リマス海外ノ我が同胞等ハ、免角
日本ヨリ派遣セラレテ居リマス所ノ官憲ハ、不深切冷淡、誠ニ彼等ノ爲ニ謀ル所ガ淺
イト云フコトヲ免角ニ報告ヲ致シマス、又日本ヨリ旅行致シマシテ歸ッテ申シマス所ノ
事モ、多クハツレト同一ノ事デアリマス、是レハ日本ノ人々ガ盡ク其官憲ノ爲ス所ヲ見
テ、誤認致シマシテ、有間敷キ事ヲ報告スルモノトハ思ハレナイデアリマス、果セル哉今
日斯ノ如キ所ノ報告ヲ中央政府タル所ノモノガ發セラルト云フコトニナリマシテハ、派出
セラレタル所ノ官憲ガ日本同胞ニ對シマシテ冷淡ナリト申スヤウナルコトハ、敢テ不思議
デハ御坐イマセヌ、第一此處ニ申シテアリマス所ノ「帝國政府ハ日本人ノ蒙軍ニ加ハリ
居ルヲ不都合ト認ム」是ハ誰ガ斯ウ云フコトヲ決メルデアリマスガ、此蒙軍ニ居リマス
所ノ日本人ハ、帝國憲法ノ下ニ保護ヲ受ケテ、堂々タル帝國臣民トシテ旅行スベキ所ノ
權能ヲ有ッテ滿洲ノ野ニ忠君愛國ノ赤誠ヲ以テ千辛萬苦ヲ爲シテ居ル所ノ一人デア
ル、彼等ガ何故ニ蒙軍ノ中ニ居リマス不都合デアリマスガ、日本國家ヲ代表シテ居ル
所ノ林公使タル者ガ、日本人ニ向ッテ法律ノ許サナイ所ノ事柄ヲ斯ノ如ク斷定致シマシ
テ、苟モ第三國ノ公使ノ質問ニ對シマシテ斯ノ如キ事ヲ申シマスルコトハ、彼等ニ備ハッ
タル權能デアリマスガ、如何(拍手スル者アリ)彼等ハ斯ノ如キコトヲ言ヒ得ル權能ヲ誰ガ
授ケマシタカ、是レハ學理トカ何トカ申シマスル事トハ違ヒマス、日本國民ノ權利ニ關
スル事デアリマス、之ヲ支那人ガ若シ耳ニ致シマシタナラバ、日本人ヲ如何ニ扱フカト
云フコトハ、諸君御諒察ニ難カラヌデアリマス(拍手スル者アリ)第二ハ齊々哈爾濱及
哈爾濱帝國領事ハ、斯ノ如キコトヲ蒙古ニ居ル日本人ニ傳ヘタト申シマスガ、其傳ヘ
タノハ何ノ效ガアリマスガ、彼等ハ聞イテモ聞カナクテモ何等ノ關係ナキ事柄デアリマス、
縱令官憲ノ力ヲ以テ言ハウト雖モ、吾輩ガ東京ニ居ルコトガ不都合ナリト外務大臣ガ
言ハウガ、總理大臣ガ言ハウガ、吾輩何ノ痛痒ガアリマスガ、吾輩ハ日本臣民ト致シマシ
テ憲法ノ保護ノ下ニ私ハ東京ニ住居致シマス權利ガアリマス、誰ガ斯ノ如キ事ハ不都
合ダト斷案ヲ下スコトガ出來マスガ、ソコデ彼等ハ自己ノ危險ニ於テ行動セリト云ヒマス
ガ、彼等ハ危險ニ於テ行動シテ居ルノデハ無クシテ、實ニ帝國憲法ノ保護ノ下ニ行動シ
テ居ルデアリマス、彼等ハ日本臣民ニアラザレバ恐ラクハ一日モ生キテ居ルコトガ出來
ナイ、決シテ自ラ危險ヲ帶ビテヤデ居ルモノデハナイ、此人ニ對サレマシテ——露國公使
ニ向ヒマシテ、大日本帝國ヲ代表シテ居リマス所ノ林公使ガ、支那人ガ之ヲ殺傷シテ
モ蒙古軍ノ中ニ居ル間ハ、決シテ日本帝國ハ支那政府ノ責任ヲ問ハヌト、斯ウ明言ヲ
致シマシタ、サウシテ林公使ハワレカラ後ニ露西亞公使カラ文書ヲ以テ其證明ヲ乞ハレ
タ、其時ニ臨ンダ林公使ハ、何ノ顏ガアッテカ外務大臣ニ向ッテ其認諾如何ヲ聽キニ參
リマシタ、此ノ如キ事ハ、責任ヲ有ッテ居リマス所ノ我日本帝國ノ代表者タル公使ノ爲
スベキ事デアリマスガ、如何、免角外務大臣ハ又ツレニ順應シテ認諾セヨト仰セラレマ
シタ故ニ、蒙古ニ居リマス所ノ二十一人ノ日本人ハ——我同胞ハ我政府ニ見捨テラレ、
我憲法ノ保護ヲ受ケズ、乃チ今日ハ流浪ノ身ノ上ニナタト同シ事デアリマスガ、此ノ如
キ所ノ事ヲ日本中央政府ノ大官ガ林公使ヲ以テ認定セシメラレマスト云フヤウナル事ニ

至リマシテハ、如何ニモ由ケシキ大事ト私ハ考ヘマス、今ヤ將ニ我帝國ハ海外ニ發展シテ大ニ國威ヲ伸ベントスル此時ニ臨ミマシテ、此ノ如キ所ノ事ヲ以テ在外ノ我同胞ヲ御取扱ニナリマスコトハ、實ニ彼等ノ將ニ萌サントスル所ノ芽ヲ切リ葉ヲ枯ラシマスル御趣意ト思ヒマス故ニ、願クハ是ニ就キマシテ満足ナル御答辯ヲ願ヒマス

〔拍手起ル〕

〔國務大臣法學博士子爵本野一郎君登壇〕

○國務大臣(法學博士子爵本野一郎君) 諸君、唯今押川君ヨリ御述ニナリマシタ事柄ハ、大體ニ於テ其通りデアリマスガ、併ナガラ是ニ就テハ一言御説明ヲ申上ゲテ置カネバナラヌト思ヒマス、蒙古軍ノ中ニ日本人ガ加ハテ居リマス事ハ、前内閣時代カラノ事デアリマシテ、聞キマス所ニ依リマスレバ、前内閣時代ニ既ニ彼等ニ對シテ退散ノ命令ヲ下シタコト云フコトデアリマス、實ハ此蒙軍ト共ニ日本人ガ危險ノ地位ニ在ルト云フ事ハ、私共ニ於テモ甚ダ遺憾、次第ト思ヒマシタカラ、私就職以來林公使トモ屢、往復ヲシ、又蒙軍ノ中ニ加ハテ居リマス所ノ日本人トモ交渉ヲ致シマシテ、成ルタケ速ニ日本ニ還ルヤウニ再三再四手ヲ盡シタコトデアリマス、日本政府ガ海外ニ於テ行動シテ居ル所ノ日本人ニ對シテ保護ガ足ラヌト云フコトハ、私ハ認ムルコトハ出來ナイノデアリマス、而シテ再三再四説諭モシ、命令モ下シ、屢、彼等ヲシテ蒙軍ヨリ退カセヤウトシマシタケレドモ、彼等ハ命令ヲ奉ジマセヌノデアリマス、又説諭モ聽カヌノデアリマス、政府ノ命令モ聽カズ、政府ノ説諭モ聽カズシテ彼地ニ居リマスル以上ハ、彼等ハ彼等ノ行動ノ責任ヲ自分ガ執ルヨリ外ハ無イノデアリマスカラ、遂ニ唯今述ベラレタヤウナ次第ト成ツタノデアリマス、此事ハ能ク御了承アラレンコトヲ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 齋藤隆夫君

〔齋藤隆夫君登壇〕

〔拍手起ル〕

○齋藤隆夫君 本員ハ此帝國議會ノ權能ニ關シ、又一ツニハ内閣制ニ關シ、寺内首相ノ説明ヲ求メントスル者デアリマス、御斷リヲ致シテ置キマスガ、是等ノ事柄ハ專ラ憲法上ノ議論ニ屬スル事デアリマス、本員此處ニ於キマシテ敢テ國政ノ實際ニ關係ナキ憲法上ノ空論ヲ闢ハサントスル者デハナイ、併ナガラ苟モ一國ノ首相タル者ガ、此議會ノ壇上ニ於テ、其他公開ノ席上ニ於キマシテ、責任ヲ負フテ聲明シタル憲法上ノ意見ト云フモノハ、施政ノ現實ト直接ノ關係ガアリマス、殊ニ現内閣ハ寺内首相ノ此憲法上ノ意見ヲ土臺ト爲シ、此土臺ノ上ニ成立シテ居ル所ノモノデアリ、ソレ故ニ其意見ニ疑ガ有ルナラバ、吾々ハ何所マデモ之ヲ質サネバナラヌ、其意見ニ誤リガアリマスナラバ、吾々ハ飽マデ之ヲ爭ハネバナラヌノデアリマス、是ヨリ本員ガ述べマスル事モ、決シテ此範圍ヲ出デナイ積リデアリマス、多少議論ニハ涉リマスガ、是ハ質問ノ性質上已ムヲ得ナイ次第デアリマスカラシテ、豫メ此點ハ御承知ヲ願フデ置キマス、先ヅ第一ハ帝國議會ノ權能ニ關スル事デアリマス前議會ニ於テ吾々同志ノ者ガ現内閣ノ信任案ヲ提出シ、其討議中ニ於キマシテ、寺内首相ハ此壇上ニ於テ如何ナル事ヲ明言セラレタコト云フト、不信任案ニ反對スル最後ノ理由トシテ、然モ最も有力ナル理由トシテ、確ニ帝國議會ノ權能ニ論及致サレタコトデアリ、念ノ爲メニ速記録ノ要部ヲ朗讀致シマス「帝國憲法ノ規定ニ依ラザルノ行動ヲ敢テシテ強テ不信任ヲ決議セラレントスルニ於キマシテハ、政府ハ其確信スル所ニ於テ必要ナル處置ヲ取ラザルコトヲ得ナイト存ジテ居リマス」次ニ議會解散後彼ノ地方長官會議ニ於テモ同様ノ事ヲ演説シテ居ラレルノデアリマス「議會ノ協贊權ハ憲法ノ正條ニ附與シタル範圍ニ於テ政府ノ經綸ヲ可否スヘキモ濫リニ其畛域ヲ踰越スベ

キモノニ非サルヤ論ナシ」此二箇ノ聲明ハ、何レモ總理大臣タルノ資格ヲ以テ、最も大切ナル場所ニ於テ、然モ豫メ用意シタル原稿ニ基キテ述べラレタノデアリマスカラ、寺内首相御自身ニ於キマシテモ、十分ナル確信ヲ持ツテ居ラル、ニ相違ナイノデアリマス、是ハ如何ナル事ヲ意味シテ居ルカト云フト、詰リ此帝國議會ニハ内閣ノ信任案ヲ議決スル所ノ權能ハ無イ、獨リ内閣ノ信任案ノミニ限ラズ、議會ハ決議ノ形式ヲ履シテハ、自己ノ意見ヲ發表スル所ノ權能ハナイ、何トナレバ我が憲法ノ正條ハ明カニ斯ル權能ヲ議會ニ與ヘテ居ラナイト云フノガ、寺内首相ノ論旨デアルト同時ニ、又其論據デアリマス、實ニ驚クベキ愚見ト言ハネバナラヌ、又元來寺内首相ハ憲法ヲ解スル所ノ道ヲ辨ヘテ居ラル、ノデアリカ否ヤ、本員先ヅ之ヲ疑ハサルヲ得ナイノデアリマス、固ヨリ我が帝國憲法ノ明文ニ於キマシテ、議會ハ決議ヲ爲スルノ權能アリト云フコトハ規定シテ居ラヌデアリマス、併シ是ハ單リ我が憲法ノミニ限ラズ、世界何レノ國ノ憲法ト雖モ、斯ル規定ノ存在シテ居ルモノハ唯一ツモナイ、若シアリト言ハル、ナラバ出シテ御覽ナサイ、出スコトハ出來ナイデアリマセウ、併ナガラ又何レノ國ニ於キマシテモ、憲法ニ規定ガ無イト云フ此一事實ヲ以テ、斯ル事柄ガ問題トナツタコトガ無イ、之ヲ問題ト爲シ、之ヲ議會ニ於キマシテ聲明シタル者ハ、世界廣シト雖モ我が寺内首相一人ノミデアリマス(其通り)ト呼フ者アリ何ガ故ニ憲法ニ規定ガ無イノデアリカ、憲法ニ規定スルノ事柄デハナイ、國家ガ苟クモ主權ヲ運用スルガ爲メ帝國議會ヲ設ケタ以上ハ、其議會ガ國政ノ運用ニ關シテ自己ノ意思ヲ表示スルノ權能ガ有ルト云フコトハ、是ハ當リ前ノ事デアリ(拍手)憲法ガ議會ヲ設ケタコト云フ其事實ヨリ生ズル所ノ必然ノ結果デアリ、唯之ヲバ第三者ニ對シテ表白スル場合ニ於キマシテハ、憲法自ラ其形式ヲ定メテ居リマス、即チ 天皇ニ對スル場合ニ於キマシテハ上奏ノ形式ヲ履ムベシ、政府ニ對スル場合ニ於キマシテハ建議ノ形式ヲ履ムベシト定メタル、併シナガラ議會ノ決議ト云フモノハ 天皇ニ對シテ奉呈スルモノデアリ、政府ニ對シテ提出スルモノデモナイ、院内ニ於テ自己ノ意見ヲ表白スル止ルモノデアリ、之ヲモ憲法ニ規定シナケレバナラヌトシテ見タナラバ、憲法ノ體裁ト云フモノハ全ク滅茶々トナツテ仕舞フノデアリマス、國家主權ノ大綱目ヲ規定スルヲ以テ原則トシテ居ル所ノ憲法ノ本質ト云フモノハ、全ク打破サレテ仕舞フノデアリ、幸ニシテ我が憲法起草者ノ中ニ於テハ、寺内首相ノ如キ分ラナイ考ヲ有テ居ル者ハ一人モ無カッタ、ソレ故憲法ノ上ニ於キマシテ斯ル規定ガ現ハレナカッタト云フコトハ、我が憲法ノ仕合デアリマス、然ルニ憲法ニ規定ガ無イカラト云ウテ、議會ニ決議權ナシトハ抑、何事デアル、又之ヲ憲法ノ形式解釋 寺内首相一派ガ常ニ崇拜シテ居ラル、所ノ彼ノ偏狹ナル形式論者ト雖モ此結論ニハ全然賛成スルデアラウト思フ、我が憲法ハ議會ニ對シテ上奏及建議ノ權能ヲ認メテ居ルノデアリ、而シテ上奏及建議ニ付キマシテハ何等ノ制限ハ無イ上奏ヲ以テ國務大臣ヲ彈劾スルコトモ自由デアリマス、建議ヲ以テ國務大臣ノ引責ヲ迫ルコトモ自由デアリマス、既ニ上奏及建議ニ於テ斯ル權利ヲ認メテ居ル以上ハデス——大ナル權利ヲ認メテ居ル以上ハ、小ナル權利ハ自然其中ニ含マレテ居ルモノデアルト云フ法律解釋ノ原則ヨリ申シマシテモ、議會ニ於キマシテ決議權ノアルト云フコトハ、是ハ當リ前ノ事デアリ、又若シ我が帝國議會ニハ決議權ガ無イ、内閣ノ信任案ヲ議決スルノ權能ハ無イト致シマシタナラバ、過去二十七年間ノ間ニ現ハレタル所ノ議會ノ歷史ヲ如何ニスル積リデアリ、此長キ年月ノ間ニ於キマシテ、我が帝國議會ハ屢内閣ノ信任案ヲ議決シ、其他重要ナル國家ノ事件ニ就テ、自己ノ意思ヲ表示シタルコトハ數限リモナイコトデアリ、又之ガ本トナツテ或ハ内閣ガ更迭シ、其他政治上ノ變動ヲ惹起シマシテ、憲政ノ發達ヲ促進シタルコトモ亦決シテ爭フベカラサル所ノ事實デアリ、若シ議

會ニ決議ノ權能ハ無イト致シマスレバ、過去ノ事實ハ如何ニ解釋スルカ、二十七年間
ニ現ハレテ居ル議會ノ歴史ト云フモノ、其要部ヲ抹殺シテ仕舞ハネナラヌト云フコト
ニ相成ルデアラウ、更ニ此點ニ關スル寺内伯ノ言論ハ、全然矛盾シテ居ル所ノ形蹟ガ有
ルデアリマス、何故デアルカト云フト、前議會ニ於キマシテ寺内首相ハ確カニ貴族院ノ
決議ニ向テ賛同ヲ致サレテ居ルデアアル、貴族院ニ於テ聯合國ニ對スル同情ノ決議
案、此決議ヲ致シテ際ニ於テ、寺内首相ハ自ラ壇上ニ立テ、此決議ハ時宜ニ適シ、極ク
適當ナル事トシテ政府モ御同意申ス次第、適當ノ方法ヲ以テ聯合國ニ通達スルコト
ヲ取次ギマスルコトニ致シマス、斯様ニ明言ヲ致シテ居ルデアアル、若シ議會ニ決議權
無シト致シマスルナラバ、此決議權ニ向テ寺内首相ガ賛同ノ意ヲ表シタト云フ事ハ、一
向譯ノ分ラヌコトニナルデアアル、議會ニ決議權ハ有ルガ獨リ内閣ノ信任案
ハ寺内首相ノ御意見デハ、議會ニ決議權ハ有ルガ獨リ内閣ノ信任案
ヲ議決スルノ權能ハ無イ、國務大臣ヲ彈劾スルノ權能ハ無イト言ハレルデアアルカ、彼ノ
官僚一派ノ人々ガ常ニ口ニ唱ヘテ居ル所ノ國務大臣ノ任免ハ、天皇ノ大權ニ屬スル
事デアアルカ、議會ハ之ニ向テ彼等ニ對シテ論議スルコトハ出來ナイト云フデアアルカ、
然ラバ是非非常ナ誤リデアアル、内閣ノ信任案ナルモノ、性質ヲバ全ク解セザルノ致ス所
デアアル、固ヨリ内閣ノ信任案ノ内容ハ種々アリマス、或ハ内閣ノ成立ヲ爭フ者ガアル、
或ハ國務大臣ノ能力ヲ爭フ者ガアル、或ハ政府ノ失政ヲ本トスルモノガアリマス、併ナガ
ラ其内容ノ如何ニ拘ラズ、天皇ノ大權トハ全然關係ハ無イデアアル、吾々ガ例ヘバ寺内
内閣ニ向テ不信案ヲ提出シテ、寺内内閣ノ成立ヲ爭フト云フモノハ如何ナル意味デア
ルカト云ヘバ、寺内伯ニ向テ大命ガ下ッタト云フ、其事ヲバ非難スルデアリナイ、天皇
ノ行為其モノニ向テ一指ヲ染メル者デハナイ、斯様ナ大馬鹿者ハ日本ニハ無イノ
デアリマス、寺内伯ニ向テ大命ガ下ッタト云フコトヲ非難スルノデアリナクシテ、寺内伯
ト云フ其人が、自ラ憲政ノ何者タルヲ辨ヘズ、國政ヲ運用スルノ能力無クシテ、此大
命ヲ御引受シタト云フ其行為ガ惡レイト云フコトヲ非難スルデアアル(拍手起ル) 天
皇ノ大權ト何處ニ關係ガアリマス、其他如何ナル内閣ノ信任案ト雖モ、天皇ノ行為
其モノニ向テ一言ノ論議ヲ加ヘタル者ハ過去ニ於テモ現ハレザルノミナラス、未來永遠
我國ニ於キマシテ現ハレト云フ理由ハ無イデアリマス、是位ノ事ノ義理ノ解ラナイヤウ
ナ者ガ、憲法ヲ論ジ憲政ヲ論ズルニ至テハ抑々上ノ至ト言ハナケレバナラヌデアアル、是
故ニ此議會ノ權能ニ付キマシテハ、寺内首相タルモノハ更ニ此壇上ニ於テ詳細ナル道
理上ノ説明ヲ與ヘタル、ノガ、是ガ至當デアルト思フデアリマス(答辯ノ必要ナシト
呼フ者アリ) 次ハ政黨内閣ニ關スル事デアアル(ヨセ) 「ツシナコトハヨセ」ト呼フ者アリ
地方長官會議ニ於テ寺内伯ノ述べラレタ所ニ依リマス、從來政黨政治家ノ主張
シタル政黨内閣ヲ排斥スルノ理由トシテ、政黨内閣ハ、至尊ノ大權ヲ干犯スルモノ
デアルト云フコトヲ明言サレテ居ル、若シ是ガ普通選舉界ノ議論デアリマスナラバ、本員ハ
寺内伯ナドニ向テ之ヲ質スルノ必要ハ認メナイ、併ナガラ苟モ總理大臣タルモノガ、全國
ノ高級官吏ヲ集メ、而モ議會解散ノ理由ヲ天下ニ發表セントスル其機會ニ於テ、責任
ヲ負テ聲明セラレタル以上ハ、本員亦之ヲ質ササルヲ得ナイデアリマス、一體政黨内
閣ヲ以テ大權ヲ干犯スルモノナリト云フガ如キハ、如何ナル道理ヲ本トシテ言ハレルデア
アル、寺内伯ト雖モ斯カル事ヲ斷言セラレマス以上ハ、大權ノ何物タル位ノ事ハ十分
辨ヘテ居ラレリニ相違ナイ、主權ノ本體ト其作用ノ區別位ナコトハ十分辨ヘテ居ル
ニ相違ナイト思フ、我國ノ主權ガ君主ニ屬シテ居ルト云フコトハ、是ハ當リ前ノ事デア
ル、又此主權ハ建國以來今日ニ至ルマデ會テ一度モ犯サレタコトハナイ、又之ヲ犯サント

試ミタ者モ無イデアアル、若シ此主權ノ本體ガ犯サレタ時ハ、即チ我帝國滅亡ノ時デア
リマス、併シナガラ主權ノ作用ニ至リマシテハ、是ハ時代ノ變遷ニ依テ千變萬化限リナ
イデアアル、此事ハ寺内首相ト雖モ認メラレルト思フ、之ヲ歷史上ノ事實ニ徵シマシテモ、
或時ハ、天皇親政ノ時代ガアリマス、又或時ハ外戚若クハ武門ノ手ニ依テ我國ノ主
權ガ運用セラレタル時代モアル、又維新以來長イ間我國ノ主權ハ一部少數ナル藩閥ノ
手ニ依テ運用セラレテ居ッタデアアル、併ナガラ此事實アルガ爲メニ主權ノ本體ガ傷ケラレ
タモノデハナイ、我國ノ主權ガ他人ニ移轉シタノ決シテ無イデアリマス(拍手起ル)
此道理ヲ根柢トスルニアラザレバ、我國體ト云フモノハ決シテ説明ハ出來ナイデア
ル、我國ノ國法ト云フモノハ斷シテ解釋スルコトハ出來ナイデアリマス、寺内伯ニ於テ
此道理ヲ認メラル、ナラバ宜シ、若シ認メラヌト云フナラバ、ツレハ實ニ大事件デア
ル、我國ノ歷史上ノ事實ニ向テ何ト解釋セラル、殊ニ中古以來ノ歷史上ノ事實ニ
向テ如何ナル解釋ヲ施サレルカ、國體ノ上ニ於キマシテモ亦國法ノ上ニ於キマシテモ、説
明ヲスルコトガ出來ナイト云フコトニナルデアリマス、立憲治下ニ於ケル政黨内閣、
是亦大權ノ一作用ニ外ナラヌデアアル、大權ヲ離レテ政黨内閣ノ存立ト云フモノハ決シテ
無イ、大權ノ命令無クシテ如何ナル内閣ト雖モ出現スルコトハ出來ナイデアアル、政黨
内閣ノ主張ガ何デ大權ヲ干犯デアアル、何テ憲法違反デアアルカ、政黨内閣デアアルカ官僚
内閣デアアルカト云フコトハ、是ハ憲法自體ノ問題デハナクシテ、憲法ヲ運用ニ關スル所ノ問
題デアリマス(拍手起ル) 我國ノ憲法ニ於キマシテハ、政黨内閣ト雖モ、官僚内閣ト雖
モ、其他如何ナル内閣ト雖モ、決シテ否認ヲ致シテ居ラヌデアアル、官僚内閣ヲ是ナリト
スル者ハ官僚内閣ヲ立テガ宜イデアアル、政黨内閣ヲ是ナリトスル者ハ政黨内閣ヲ主
張スルガ宜イデアアル、是ガ何ノ大權ヲ干犯ニナル、何ノ憲法違反ニナリマス、寺内伯ノ演
説ヲ見マスルト(好加減ニシロ)ト呼フ者アリ 内閣ハ大權ノ發動ニ依テ進退スベキノ
外、漫リニ外界ノ容喙ヲ許スベキモノデハナイト論ジテ居リマス、或ハ國務大臣ノ任免ハ全
權ニ依テ定マリ、決シテ外界ノ容喙ヲ許スベキモノニアラズト云フ居ラレリ(其通
リト呼フ者アリ) 大權事項デアラナラバ、何ガ故ニ國民ガ容喙スルコトガ出來ナイカ、今
日寺内伯ニ限ラズ、彼ノ官僚一派ノ人々ト云フ者ハ、動モスルト國務大臣ノ任免ハ
天皇ノ大權デアルト論ズル、彼等ハ獨リ國務大臣ノ任免ノミガ大權ノ發動デアラト官吏
任免ノ全部ハ大權ノ發動デアルト云フコトヲ忘レテ居ルデアアル、我國ニ於テ、上ハ總
理大臣ヨリ下ハ一屬吏ノ末ニ至ルマデ、大權ノ發動ニ基カザル官吏ハ一人モナイ、又大
權ノ發動ハ決シテ官吏ノ任免バカリデハアリマセヌ、宣戰講和、條約ヲ始メテ許多
ノ種類ノアルト云フコトハ、憲法ヲ一讀スレバ直ニ分ルデアアル、若シ大權事項デア
ル、吾々國民タル者ハ少シモ容喙スルコトガ出來ナイト致シタナラバ、立憲政治ト云フ
モノハ全ク暗デアアル、帝國議會ハ直ニ閉ヂテ仕舞ハナケレバナラヌデアアル、殊ニ斯ク論ゼ
ラル、寺内伯自身ヨリ大權ノ發動ニ向テ容喙シ、實ニ容喙シタルノミナラス、ツレニ向
フテ非難攻撃ノ矢ヲ放ツタルコトノ一人デハナイカ(拍手起ル) 前議會ニ於テ寺内首相及
本野外相ハ此壇上ニ於テ何ト申シマシタ、前内閣時代ニ現ハレタコロノ日獨宣戰ニ
對シ、又日支交渉ニ對シテ非難攻撃ノ矢ヲ放ツタノデハナイカ、宣戰講和、其他外交上
ノ權能ハ是悉ク、天皇ノ大權事項デアリマス、若シ大權事項ニ容喙スルコトガ不謹慎
デアラナラバ、寺内本野兩大臣ノ言動ハ確カニ不謹慎デアアル(拍手起ル) 若シ大權事項
ニ容喙スル事ハ非國民ノ所爲デアラナラバ、寺内本野兩大臣ノ行ハ確ニ非國民ノ所爲ナ
リト言ハナケレバナラヌデアリマス(拍手起ル) 殊ニ今日憲政運用ノ點ヨリ見マスルナ
ラバ、立憲君主制ノ目的ヲ達スル所ノ方法ハ、政黨内閣ヲ外ニシテ斷シテ無イデアリマ

ス、君主立憲ノ目的ハ何處ニテ、言ハシテ君意ノ一意ヲ圖ルニ在ルノアル、此大理想ニ到達スルニ於テ、政黨内閣ニ依ラズシテ何ヲ其目的ヲ達スルコトガ出來マスカ(拍手起ル)殊ニ今日我國ノ政界ノ實狀ニ照ラシメテモ、多數國民ノ後援アル者ガ内閣ヲ組織スル、所謂政黨内閣ト云フモノハ、大權ヲ干犯スルモノナル、多數國民ノ贊同ガナシ、二三元老ノ後援ニ依テ内閣ヲ組織スル所ノ所謂官僚内閣ハ、何モ大權ヲ干犯スルモノナシト云フ議論ハ、何處ヲ叩イタラ出ルノアルカ(拍手起ル)寺内伯等ノ言フ事ハ本員等ノ智識ヲ以テハ到底解釋スルコトハ出來ヌノアル、夫故ニ是等ノ事ニ付テ若シ寺内首相ニ於テ相當ニ憲法上ノ考ガ有リマスナラバ、以上述べタル所ノ諸種ノ論點ニ付テ、逐一此席上ニ於テ辯明ヲ爲サルガ宜シト思フ、念ノ爲ニ質問ノ要項ヲ此處ニ置キマス、此席上ニ於テ十分御説明アラムコトヲ茲ニ要求シテ置キマス

(拍手起ル)

○國務大臣(伯爵寺内正毅君) 議長
○議長(大岡育造君) 寺内總理大臣

(國務大臣伯爵寺内正毅君)

○國務大臣(伯爵寺内正毅君) 唯今ノ御質問ニ對シテ簡單ニ御答ラシテ置キマス、私ハ前議會ノ末、此議場ニ多數黨ノ決議ヲ將ニ成ラントスル時ニ最後ニ演説ヲ致シマシタガ、其演説ニ於テ絶ヘテ決議ガナラヌト申サヌノアリマス、不法ナル決議ヲ爲サントスルニ於テハ、政府ハ相當ノ處置ヲ執ル、斯ウ云フコトヲ申シタノアル、又地方官ニ訓示ヲ致シマシタ時ニ、衆議院ノ或ル多數黨政府ヲ作ラヌケレバナラヌト強要スルノハイケナイト、斯ウ云フコトヲ申シタノアリマス、其他ニハ何等申シタコトハ無い、又憲法上ノ御議論ガ大分出マシタガ、是ハ私ハ何トモ申上ゲヌコトニ致シマス

(ツレハ答辭ニナラヌ)答辭ニナラヌト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 關和知君

(關和知君登壇)

(拍手起ル)

○關和知君 寺内首相ノ施政ノ方針ヲ致シテ、地方官會議ニ於テ發表セラレタル所ノ方針、或ハ一般ノ官吏ニ對スル訓示ト云フガ如キモノヲ拜讀致シマス、如何ニモ首相ガ現代ノ國民思想ニ付テ深ク懸念ヲ爲サレテ居ルト云フコトヲ本員ハ諒トスル者デアル、併シ首相ノ懸念セラレタル所ノ國民思想ニ付テハ、其訓示ニ於テ談ズル所ノ内容ニ付テ觀察致シマス、甚シク其實ヲ誤解シ若クハ曲解シテ居ル、更ニ時代ノ思潮ニ付テ全ク與リ知ラザルヤウナ感ヲ私ハ持ツノアリマス、寺内内閣ガ國民ノ思想ニ付テ懸念セラレ、結果ト致シテ、其内閣ノ成立以來僅ニ八箇月ノ間ニ於テ、國民思想ノ表現タル所ノ言論新聞雜誌等ガ、此内閣ニ依テ發賣頒布ヲ禁止セラレ、若クハ其記述タル所ノモノガ起訴セラレテ、刑事ノ問題ヲ惹起シテ居ルト云フ事柄ガ、今日ニ於テ殆ド二百餘件ノ多キニ達シテ居ルト云フコトアリマス、勿論此多クノ言論若クハ出版物ノ間ニ於テハ、全ク淫靡卑猥ノ文字ト致シテ默視スルコトノ出來ナイ所ノモノモ幾分存在シテ居ルト云フコトハ、本員モ認メテ居リマス、併シ此内閣ガ是等言論界ニ加ヘタル所ノ一ノ干渉若クハ壓迫トモ謂フベキ事柄ガ、主トシテ政治上ノ議論、國民ガ憲政ニ對シテ國家ニ對シテ其本分ヲ盡スガ爲ニ、自由ニ意見思想ヲ發露スル場合ニ於テ、寺内内閣ノ目ハ直ニ之ヲ以テ危險ナルモノトシ、甚シキニ至テハ國體ヲ破壞シ、秩序ヲ紊ルガ如キ所ノ言ヒ前ヲ是等ノ言論ニ加ヘテ、或ハ禁止トナリ、或ハ起訴トナルノアリマス、現ニ本員ノ承知シテ居ル所ノ或ル新聞、或ハ或ル政治家、紳士、是等ノ人達ガ全ク政治上

ノ見地ヨリ致シテ、或ハ寺内内閣成立ノ其不條理ヲ論難シ、或ハ元老ナル者ノ國政ノ上ニ於ケル所ノ行動ニ付テ非難スルコトガアル、此事柄ガ直ニ忌ムベキ所ノ罪名ヲ惹起シテ、測ラザル所ノ禍ヲ買フテ居ルト云フコトハ、獨リ本員ノ認メテ甚ダ異トスルノミナラズ、苟モ事理ヲ解シ、立憲國民ノ本分ヲ解スル所ノ者ヨリスレバ、何ガ故ニ斯ノ如キ議論、斯ノ如キ文章ガ、危險ナル思想トシテ是ガ法律ノ上ニ問ハレ、是ガ發賣ヲ禁止セララルカト云フコトヲ疑ハザラ得ナイノアリマス、寺内首相ハ其幾度カノ訓示若クハ訓令ニ依テ、思想ノ上ニ、若クハ言論ノ上ニ、頗ル措辭ノ巧妙ナル文章ヲ以テ訓示セラレテ居リマスガ、併シナガラ其要旨ハ主トシテ己ノ内閣ヲ辯護シ、己ノ地位ヲ擁護スルガ爲ニ、不便ナリ不利ナリトスル議論ガ或ハ認メテ國體ノ破壞トナリ、皇室ノ尊嚴ヲ犯スガ如キ感ヲ與ヘルノアリマス、斯様ナ事ハ甚ダ遺憾至極ノ事デアリマス、凡ソ我國民七千万ノ同胞中、唯今同僚ノ齋藤君ガ述べラレタルガ如ク、國體ノ尊嚴ヲ害シ若クハ皇室ノ神聖ヲ罔スルガ如キ者ハ、一人トシテアリマセウカ、近來我ガ政界ノ空氣ガ極メテ陰險トナリ、幾度カ行ハル、内閣ノ更迭若クハ政權ノ授受ト云フモノガ、全ク國民ノ前ニ公明正大ナル理義ニ依テ運用セラレズシテ、一部陰謀若クハ、祕策ニ依テ、曖昧ナル政權ガ授受セラレ、内閣ガ更迭セラレ、ト云フ事ハ、御同僚眞ニ國家ノ爲メ憲政ノ爲メ痛嘆シテ措カザル所デアリマス(拍手起ル)此場合ニ於テ此時弊ヲ救ハガ爲メニ、憲政ニ忠ナランガ爲ニ、各、立ツ所ニ依テ政治上ノ意見ヲ闡ハスト云フコトハ、決シテハ犯罪デモナケレバ、又危險ナル行爲デモナイノアリマス(何ヲ言フノダト呼フ者アリ)然ルニ斯様ナ事柄ニ對シテ國民ノ思想ニ干渉シ、其獨立ヲ妨ケルト云フコトハ、單リ憲法ノ精神ニ反スルノミナラズ、文明國ノ體面ニ於テ、私ハ甚ダ遺憾ニ思フ、或ル先進國ノ批評家ハ、近來日本ニ於ケル所ノ今前ニ語ッタ所ノ問題ニ就テ、斯様ナル批評ヲ下シタ者ガアル、日本ノ國民ノ間ニハ獨立ノ思想ガ無い、獨立ノ思想ノ無キ國民ハ文明國民ト稱スルコトガ出來ナイ、文明國ト稱スルコトノ出來ナイ、即チ思想ノ獨立デキ國民ハ今日吾ミト對等ノ地位ニ立ツベキ資格ガ無いトマデ極論シタ所ノ批評家ガ有ルノデアリマス、又首相ノ訓示ノ中ニ斯様ナコトヲ屢、拜見ヲ致シマス、昨冬以來ノ鄰國ニ於ケル政變ヲ引證シマシタ云々、或ハ國體ニ云々、之ヲ一二回ナラズ首相ノ言辭ノ中ニ認メルノアリマス、鄰邦ノ政變ガ何デアルカ、鄰國ニ如何ナル政治上ノ變動ガ有ラウトモ、我ガ日本國ノ國民思想、我ガ此金甌無缺ノ國體ノ上ニハ、傍ラニ如何ナル政變ガ起ラウトモ、如何ナル革命騒動ガ起ラウトモ、此等ノ事ノ爲ニ露聊カモ我ガ國體ハ動搖スベキモノデハナイ、我國民思想ハ決シテ是ガ爲ニ攪亂サルベキモノデハナイ、首相ハ我今日ノ國民思想ハ斯ノ如キ事柄ノ爲ニ、或ハ動搖セラレ、或ハ破壞セラレ、モノデアルト御承知ニナッテ居ルノデアルカ、若シ然リトスルナラバ、是ハ大イナル誤解デアル、政治上ニ於ケル鄰國ノ政變若クハ革命ト云フコトノ其實、是ハ社會上ノ一ノ出來事デアル、之ニ就テ之ヲ報道シ、之ヲ論議スルト云フコトハ、決シテ恐ルベキ事デアリマセウ、又斯様ナル問題ノ論議セラレルニ依テ、我國體ノ尊嚴ハ斯クテコッ益、宇内ニ冠絶シ、千古ニ獨歩スルト云フコトハ、愈、以テ吾ミ國民ニ認メラレノデアリマス(拍手起ル)當局ノ政治家、自ラ鄰國ノ政變出來事ノ爲ニ周章狼狽シテ、故ラニ地方官ニ綿密ナル注意ヲ與ヘルト云フガ如キコトハ、其固陋ノ思想實ニ憫ムベキモノデアリマス(拍手起ル)此點ニ就テ現内閣總理大臣ハ如何ナル御考ヲ以テ今後ニ處セラレノデアルカ、私ノ極メテ尊敬スル所ノ國民黨ノ領袖犬養君、此頃ハ所見ヲ異ニシテ、忽チ寺内内閣ヲ信ズルニ至ッタ所ノ其先輩政治家犬養君モ、寺内内閣ノ此鄰國ノ政變ニ付テ國民思想ノ動搖ヲ疑フコト云フ如キコトハ極メテ固陋ノ思想デアル、舊式ノ思想デアルト云フコトヲ語ッタヤニ聞キマス、

寺内内閣ノ果シテ今後日本ノ現代ノ國民思想ニ對シテ、犬養君ノ所謂舊式ノ思想ヲ以テ、之ニ臨マル、テアラウカ、或ハ如何ナル御意見ガ他ニアルカ、此點ニ付テ爲收家トシテ重大ナル國民思想ノ問題デアリマスカラ、茲ニ總理大臣ノ明答ヲ願ウテ降壇ヲ致シマス

(拍手起ル)

○國務大臣(男爵後藤新平君) 議長……
○議長(大岡育造君) 後藤内務大臣

(國務大臣男爵後藤新平君登壇)

○國務大臣(男爵後藤新平君) 唯今閣和知君カラ御質問ガアリマシタ、首相ノ訓示ニ對シテ御話モアリマシタ、是ハ私カラ御答スル限リデアリマセヌガ、想案スルニ誤解デアラウト思ヒマス、又言論ノ尊重ニ就テ御質問デアッテ、近來無用ノ、又嚴酷ニ失スル所ノ處分ヲスルカニ就テ御質問ガ有ツタヤウニ考ヘル、近來ノ言論ノ如何ナル傾向ヲ有ツテ居ルカト云フコトニ就テハ、是ハ茲ニ辯ズルコトヲ要セヌノデ、併ナガラ言論ヲ尊重スルト云フコトニ就テハ、縷々御述ベニナリマシタ御趣旨ハ、少シモ政府ノ視ル所ト違フハ居リマセヌ、唯根本ニ於テ誤解ガアッテ、統計ナドニ就テ少シモ御注意ハナシ見エマスカラ、此統計ニ付テハ政府委員ノ内務次官カラ確ニ御覽ニ入レルヤウニ致シタイト思ヒマスガ、若シ統計ガ怖クテ御覽ニナラヌト云フナラハ、意見ヲ申述ベルダケニ致シテ置キマシテモ差支アリマセヌ

(何ノ事カ分ラナイト呼フ者アリ)

○閣和知君 唯今後藤内閣ノ御答辯ニ依リマスルト、言論ヲ尊重スルト云フコトニ就テハ本員ト考テ異ニシテ居ラナイ、斯様ナ御答ニ承知ヲ致シマシタガ、果シテ内務當局ガ言論ヲ尊重スルト云フコトガ吾ト意見ヲ同ジウシテ居ルコトデアラナラハ、願クハ從來ノ如ク、所謂刀筆ノ吏——時代ノ思想モ文明モ解釋スルコトノ能力ノ乏シキ、若クハ疑ハル、所ノ小官吏、屬僚ノ眼ヲ以テ現代ニ於ケル幾多ノ言論ヲ支配シ、若クハ制裁スルト云フガ如キコトハ、以來御注意アッテ御改メ下サルコトデアラウト信ジマスガ、此點ハ内務大臣併セテ總理大臣ニ希望ヲ致シテ置キマス

○議長(大岡育造君) 尙質問ノ通告モアリマシタガ、大分取消ガアリマシテ、唯今テ通告ハ終リマシタ、依テ議事日程ノ順序ニ依テ是カラ決議ヲ求メマス、日程第一及第三ハ關聯シタル議案ナルニ依リ、一括シテ議題トナスニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガ無ケレバ日程第一、裁判所ノ設立ニ關スル法律案、第三、大正二年法律第九號中改正法律案ヲ一括シテ議題ニ供シマス

第一 裁判所ノ設立ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

裁判所ノ設立ニ關スル法律案

埼玉縣秩父郡秩父町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ秩父區裁判所ト稱ス
千葉縣津郡木更津町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ木更津區裁判所ト稱ス
千葉縣香取郡佐原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ佐原區裁判所ト稱ス
茨城縣久慈郡太田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ太田區裁判所ト稱ス
茨城縣行方郡麻生町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ麻生區裁判所ト稱ス
栃木縣那須郡大田原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ大田原區裁判所ト稱ス
群馬縣利根郡沼田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ沼田區裁判所ト稱ス

官報號外 大正六年六月二十七日 衆議院議事速記第三號

後藤國務大臣ノ答辯 裁判所ノ設立ニ關スル法律案 第一讀會
大正二年法律第九號中改正法律案 第一讀會

(一九)

群馬縣新田郡太田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ新田區裁判所ト稱ス
靜岡縣小笠原郡掛川町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ掛川區裁判所ト稱ス
長野縣下水内郡飯山町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ飯山區裁判所ト稱ス
長野縣北佐久郡岩村町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ岩村區裁判所ト稱ス
長野縣西筑摩郡福島町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ水曾區裁判所ト稱ス
長野縣北安曇郡大町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ大町區裁判所ト稱ス
新潟縣南蒲原郡三條町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ三條區裁判所ト稱ス
京都府中郡峯山町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ峯山區裁判所ト稱ス
兵庫縣明石郡明石町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ明石區裁判所ト稱ス
兵庫縣揖保郡龍野町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ龍野區裁判所ト稱ス
德島縣那賀郡富岡町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ富岡區裁判所ト稱ス
香川縣三豐郡觀音寺町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ觀音寺區裁判所ト稱ス
高知縣高岡郡須崎町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ須崎區裁判所ト稱ス
岐阜縣安八郡大垣町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ大垣區裁判所ト稱ス
福井縣遠敷郡雲濱村ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ小濱區裁判所ト稱ス
石川縣能美郡小松町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ小松區裁判所ト稱ス
富山縣下新川郡魚津町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ魚津區裁判所ト稱ス
山口縣都濃郡德山町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ德山區裁判所ト稱ス
岡山縣小田郡笠岡町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ笠岡區裁判所ト稱ス
岡山縣阿哲郡新見町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ新見區裁判所ト稱ス
岡山縣眞庭郡勝山町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ勝山區裁判所ト稱ス
島根縣簸川郡今市町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ今市區裁判所ト稱ス
長崎縣東彼杵郡大村町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ大村區裁判所ト稱ス
佐賀縣杵島郡武雄町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ武雄區裁判所ト稱ス
福岡縣八女郡福島町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ八女區裁判所ト稱ス
大分縣速見郡杵築町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ杵築區裁判所ト稱ス
大分縣南海部郡佐伯町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ佐伯區裁判所ト稱ス
熊本縣上益城郡御船町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ御船區裁判所ト稱ス
熊本縣球磨郡人吉町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ人吉區裁判所ト稱ス
鹿兒島縣川邊郡高嶺村ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ高嶺區裁判所ト稱ス
宮崎縣西臼杵郡高千穂村ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ高千穂區裁判所ト稱ス
沖繩縣宮古郡平良村ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ平良區裁判所ト稱ス
宮城縣柴田郡大河原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ大河原區裁判所ト稱ス
山形縣最上郡新庄町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ新庄區裁判所ト稱ス
巖手縣二戸郡福岡町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ二戸區裁判所ト稱ス
秋田縣山本郡能代港町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ能代區裁判所ト稱ス
青森縣北津輕郡五所川原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ五所川原區裁判所ト稱ス
青森縣西津輕郡鰺ヶ澤町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ鰺ヶ澤區裁判所ト稱ス
北海道壽都郡壽都町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ壽都區裁判所ト稱ス

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

二二七

第三 大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出) 第一讀會
大正二年法律第九號中改正法律案
大正二年法律第九號中左ノ通改正ス
別表裁判所管轄區域表中熊谷區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

八日市場		千葉縣ノ内		秩父		熊谷		埼玉縣ノ内	
香取郡ノ内		匝瑳郡		秩父郡ノ内		比企郡ノ内		大里郡	
多古町		海上郡		小鹿野町		松山町		北埼玉郡ノ内	
飯高村		山武郡		三澤村		菅谷村		埼玉縣ノ内	
久賀村		鶴舞町		矢納村		七郷村		忍町	
日吉村		千種村		日野澤村		明覺村		埼玉縣ノ内	
東條村		東西村		倉尾村		南吉見村		星河村	
吉田村		養老村		三田川村		西吉見村		須影村	
		平三村		兩神村		北吉見村		中條村	
				影森村				成田村	
								中島村	
								羽生町	
								新郷村	
								屈巢村	
								太井村	
								川俣村	
								持田村	
								星宮村	
								須加村	
								長野村	
								太田村	
								共和村	
								大田村	
								野本村	
								唐子村	
								平村	
								野本村	
								大瀧村	
								尾田村	
								國神村	
								原谷村	
								高篠村	
								野上村	
								大田村	
								兩神村	
								影森村	
								浦山村	
								三田川村	
								倉尾村	
								日野澤村	
								矢納村	
								三澤村	
								小鹿野町	
								秩父郡ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	
								秩父縣ノ内	
								埼玉縣ノ内	

同表中水戸區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム		同表中土浦區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム		同表中水戸區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム	
佐原		太田		水戸	
千葉縣ノ内 香取郡ノ内 佐原町 小御門村 大須賀村 神里村 萬歳村		茨城縣ノ内 久慈郡 那珂郡ノ内 大宮町 玉川村 長倉村		茨城縣ノ内 水戸市 那珂郡ノ内 湊町 佐野村 五聖村 鹿島郡ノ内 鉾田町 諏訪村	
滑河町 高岡村 本大須賀村 八都村 神代村		瓜連村 鹽田村 八里村		東茨城郡 平磯町 柳河村 柳河村 夏海村 新宮村	
神崎町 米澤村 香西村 森山村 橋村		靜村 山方村 嶺郷村		西茨城郡 前渡村 石神村 國田村 大谷村 上島村	
香取町 瑞穂村 津宮村 眞文村 東城村		大場村 檜澤村 上野村 小瀬村		多賀郡 中野村 神崎村 戸多村 沼前村 白鳥村	
小見川町 新島村 大倉村 府馬村 山倉村		上野村 大賀村 野口村		勝田村 額田村 芳野村 木崎村 德宿村	
佐原		太田		水戸	
千葉縣ノ内 香取郡ノ内 佐原町 小御門村 大須賀村 神里村 萬歳村		茨城縣ノ内 久慈郡 那珂郡ノ内 大宮町 玉川村 長倉村		茨城縣ノ内 水戸市 那珂郡ノ内 湊町 佐野村 五聖村 鹿島郡ノ内 鉾田町 諏訪村	
滑河町 高岡村 本大須賀村 八都村 神代村		瓜連村 鹽田村 八里村		東茨城郡 平磯町 柳河村 柳河村 夏海村 新宮村	
神崎町 米澤村 香西村 森山村 橋村		靜村 山方村 嶺郷村		西茨城郡 前渡村 石神村 國田村 大谷村 上島村	
香取町 瑞穂村 津宮村 眞文村 東城村		大場村 檜澤村 上野村 小瀬村		多賀郡 中野村 神崎村 戸多村 沼前村 白鳥村	
小見川町 新島村 大倉村 府馬村 山倉村		上野村 大賀村 野口村		勝田村 額田村 芳野村 木崎村 德宿村	

同表中宇都宮區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

宇都宮	栃木縣ノ内 宇都宮市	河内郡 上都賀郡 芳賀郡
大田原	栃木縣ノ内 那須郡	鹽谷郡

同表中前橋區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

前橋	群馬縣ノ内 前橋市 群馬郡ノ内 澁川町 古卷村 小野上村 山田郡ノ内 大間々町	勢多郡 佐波郡 伊香保町 總社町 明治村 豐秋村 東島村 元總社村 駒寄村 白郷井村
沼田	群馬縣ノ内 利根郡	福岡村

新田	群馬縣ノ内 新田郡 山田郡ノ内 桐生町 蕨川村	邑樂郡 川内村 廣澤村 梅田村 相生村 毛里田村
----	-------------------------------------	---

同表中濱松區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

濱松	靜岡縣ノ内 濱松市 磐田郡ノ内 見付町 豐濱村 於保村 大井村 龍川村 上阿多古村 周智郡ノ内 城西村	濱名郡 引佐郡 袋井町 西淺羽村 西貝村 池田村 今井村 龍山村 下阿多古村 奧山村
----	---	---

掛川	靜岡縣ノ内 小笠郡 榛原郡ノ内 川崎町 初倉村 御前崎村 磐田郡ノ内 幸浦村 周智郡ノ内 森 一宮村	金谷町 五和村 白羽村 東淺羽村 上淺羽村 笠西村 久努村 飯田村 園田村 熊切村
----	--	--

同表中長野區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

長野	長野縣ノ内 長野市 更級郡ノ内 稻荷山町 川柳村 更級村 笹井村 東福寺村 埴科郡ノ内 松代町	上水内郡 篠ノ井町 更級村 信田村 信里村 榮村 清野村 西條村 豐榮村 東條村 寺尾村
飯山	長野縣ノ内 下水内郡	下高井郡

同表中上田區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

上田	長野縣ノ内 小縣郡 北佐久郡ノ内 北御牧村 埴科郡ノ内 埴代町 埴生村 更級郡ノ内 村上村	坂城町 南條村 中之條村 戸倉村 五加村 杭瀬下村 森村 倉科村 雨宮縣村
----	---	---

同表中松本區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

岩村田	長野縣ノ内 北佐久郡ノ内 岩村町 三井村 南大井村 五郎兵衛新田村 本牧村	小諸町 志賀村 御代田村 南御牧村 橫島村 東長倉村 高瀬村 小沼村 北大井村 布施村 三都和村
松本	長野縣ノ内 松本市 西筑摩郡ノ内 碓氷川村	東筑摩郡 南安曇郡
水曾	長野縣ノ内 西筑摩郡ノ内 福島町 三岳村 神坂村	木祖村 奈川村 駒ヶ根村 田立村 日義村 新開村 開田村 吾妻村
大町	長野縣ノ内 北安曇郡	

同表中新潟區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

新 潟		三 條	
新潟縣ノ内 新潟市 西蒲原郡ノ内 巻町 峰岡村 小吉村 角田村 中蒲原郡ノ内 村松町 橋本村 巢本村 早通村 兩川村 白井村	新潟縣ノ内 新潟市 西蒲原郡ノ内 道土村 岩室村 味方村 浦濱村 五泉町 管名村 金津村 横越村 小合村 須田村 赤塚村 菅根村 黒崎村 松野尾村 月瀉村 中野小屋村 和納村 坂井輪村 四ノ合村 内野村	新潟縣ノ内 南蒲原郡ノ内 三條町 下條村 本成寺村 西蒲原郡ノ内 地瀨堂町 太田村 中蒲原郡ノ内 七谷村 三島郡ノ内 大河津村	新潟縣ノ内 南蒲原郡ノ内 加茂町 田上村 福島村 福島村 島上村 吉田村 小池村 松長村 小中川村 彌彦村 粟生津村 大崎村 鹿峠村

同表中宮津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

宮 津	峯 山
京都府ノ内 與謝郡	京都府ノ内 中 郡
	竹野郡 熊野郡

同表中神戸區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

神 戸	明 石
兵庫縣ノ内 神戸市	兵庫縣ノ内 明石郡
尼崎市 武庫郡 川邊郡 有馬郡	美濃郡

同表中姫路區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

姫 路	龍 野
兵庫縣ノ内 姫路市 多可郡	兵庫縣ノ内 揖保郡
飾磨郡 印南郡 加古郡 加東郡 加西郡	赤穂郡 佐用郡 宍粟郡

同表中奈良區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

奈 良
奈良縣ノ内 奈良市 北葛城郡 吉野郡ノ内 四郷村
高見村 小川村 上龍門村

同表中五條區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

五 條
奈良縣ノ内 宇智郡 吉野郡ノ内 上市町 賀名生村 大塔村 白銀村
南葛城郡 下市町 秋野村 丹生村 中莊村 國樸村 十津川村 上北山村 下北山村 龍門村 天川村 吉野村 宗檜村 野追川村 川上村

同表中德島區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

德 島	富 岡
德島縣ノ内 德島市	德島縣ノ内 那賀郡
各東郡 勝浦郡 名西郡 板野郡	海部郡

同表中丸龜區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

丸 龜	觀音寺
香川縣ノ内 丸龜市 綾歌郡ノ内 坂出町 王越村 坂本村 造田村	香川縣ノ内 三豐郡
仲多度郡 宇多津町 金山村 川津村 土器村 栗熊村 岡田村 林田村 飯野村 長炭村	

同表中高知區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

高 知	須 崎
高知縣ノ内 高知市	高知縣ノ内 高岡郡
土佐郡 長岡郡 香美郡 吾川郡	

同表中岐阜區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

岐 阜
岐阜縣ノ内 岐阜市 郡上郡 加茂郡ノ内 田原村
稲葉郡 羽島郡 本巢郡 山縣郡 武儀郡 富岡村

大垣 岐阜縣ノ内 安八郡 海津郡 養老郡 不破郡 揖斐郡

同表中敦賀區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

敦賀 福井縣ノ内 敦賀郡 三方郡

小濱 福井縣ノ内 遠敷郡 大飯郡

同表中金澤區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

金澤 石川縣ノ内 金澤市 石川郡 河北郡

小松 石川縣ノ内 江沼郡 能美郡ノ内 小松町 安宅町 御幸村 苗代村 粟津村 大杉谷村 鳥越村 白江村 國府村 板津村 根上村 寺井野村 山上村 牧村 中海村 白峯村 西尾村 金野村 新九村 尾口村 湊村 栗生村 吉田村 久常村

同表中富山區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

富山 富山縣ノ内 富山市 上新川郡 婦負郡 中新川郡ノ内 五百石町 東三郷村 西三郷村 舟橋村 寺田村 利田村 大森村 高野村 上段村 東谷村 下段村 釜ヶ淵村 立山村

同表中山口區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

山口 山口縣ノ内 吉敷郡 佐波郡 美禰郡

同表中岩國區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

岩國 山口縣ノ内 玖珂郡 大島郡

同表中長崎區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

長崎 長崎縣ノ内 長崎市 西彼杵郡ノ内 上長崎村 小ヶ倉村 土井首村 深堀村 香焼村 伊王島村 高島村 蚊焼村 高濱村 鷺崎村 樺島村 爲石村 川原村 茂木村 日見村 矢上村 喜々津村 龜岳村 伊木力村 長興村 時津村 村松村 長浦村 鶴屋村 大串村 崎戸村 江島村 平島村 七釜村 多良村 瀬戸村 松島村 雪浦村 神浦村 黒崎村 三重村 式見村 福田村 小樽村 浦上山里村 西浦上村

同表中大森區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大森 大森縣ノ内 大森郡 邑智郡

同表中松江區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

松江 島根縣ノ内 松江市 八束郡 能義郡 仁多郡 大原郡 今市 島根縣ノ内 飯石郡 安濃郡 同表中大津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

同表中玉島區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

玉島 岡山縣ノ内 淺口郡 郡窪郡ノ内 倉敷町 大高村 帶江村 萬壽村 菅生村 中洲村 清音村 常盤村 山手村 三須村 岡田村 川邊村 二万村 德井田村 吳妹村 箭田村 園村 新木村 山田村 久代村 秦村 神在村

同表中高梁區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

高梁 岡山縣ノ内 上房郡 川上郡 吉備郡ノ内 下倉村 水内村 日美村 富山村 大和村

同表中津山區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

津山 岡山縣ノ内 岡山縣ノ内 勝田郡 英田郡 久米郡 勝山 岡山縣ノ内 眞庭郡

同表中新見區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

新見 岡山縣ノ内 阿智郡

同表中岡山區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

岡山 岡山縣ノ内 小田郡 後月郡

同表中笠岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

笠岡 岡山縣ノ内 小田郡 後月郡

同表中高梁區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

高梁 岡山縣ノ内 上房郡 川上郡 吉備郡ノ内 下倉村 水内村 日美村 富山村 大和村

同表中津山區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

津山 岡山縣ノ内 岡山縣ノ内 勝田郡 英田郡 久米郡 勝山 岡山縣ノ内 眞庭郡

同表中新見區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

新見 岡山縣ノ内 阿智郡

同表中岡山區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

岡山 岡山縣ノ内 小田郡 後月郡

同表中笠岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

笠岡 岡山縣ノ内 小田郡 後月郡

大村	長崎縣ノ内 北高來郡 東彼杵郡ノ内 大村町 三浦村 鈴田村 大村 千綿村 西大村 彼杵村 川瀨村 下波佐見村 上波佐見村 松原村
----	---

同表中佐賀區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

佐賀	佐賀縣ノ内 佐賀市 佐賀郡 神埼郡 三養基郡 小城郡
----	---

同表中柳河區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

柳河	福岡縣ノ内 大牟田市 三潯郡ノ内 山門郡 三池郡 大川町 城島町 江上村 青木村 蒲池村 三又村 田口村 大溝村 木佐木村 川口村 大野島村 久間田村
----	---

同表中大分區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大分	大分縣ノ内 大分市 速見郡ノ内 別府町 石垣村 北由布村 南由布村 北海部郡ノ内 川添村 丹生村 大在村 小佐井村 佐賀市村 神崎村 大野郡ノ内 犬飼町
----	---

杵築	大分縣ノ内 速見郡ノ内 杵築町 日田町 御越町 豐岡町 朝日村 川崎村 藤原村 中山香村 大浦村 上村 北杵築村 八坂村 東山香村 東國東郡ノ内 國東町 富來町 武藏町 安岐町 上國崎村 豐崎村 旭日村 中武藏村 朝來村 西安岐村 南安岐村 西國東郡ノ内 朝田村 大内村 西武藏村
----	--

同表中白杵區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

白杵	大分縣ノ内 北海部郡ノ内 白杵町 佐賀關町 一尺屋村 佐志生村 下江村 海邊村 下北津留村 上北津留村 南津留村 下浦村 青江村 津組村 日代村 四浦村 保戸島村 川登村 田野村 野津市村 戸上村 南野津村
----	--

佐伯	大分縣ノ内 南海部郡 大野郡ノ内 重岡村 小野市村
----	---------------------------------------

同表中熊本區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

熊本	熊本縣ノ内 熊本市 菊池郡ノ内 大津町 原水村 津田村 瀨田村 合志村 陣内村 平真城村 阿蘇郡ノ内 阿蘇村 北合志村 西合志村 田島村 上益城郡ノ内 山崎村 下益城郡ノ内 白水村 小川町 海東村 守富村 河江村 小野部田村 松橋町 豐福村 豐川村 杉合村 湯島村 天草郡ノ内 當尾村 豐福村 上村 中村 登立村 維和村
----	---

同表中八代區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

御船	熊本縣ノ内 上益城郡ノ内 御船町 甲佐町 木山町 飯野村 秋津町 河原村 高木村 宮内村 飯野村 津森村 大倉村 六嘉村 乙女村 下矢部村 津安村 御嶽村 中島村 瀧尾村 龍野村 福田村 白糸村 瀧川村 名連川村 水越村 豐秋村 陣村 小坂村 下益城郡ノ内 隈庄町 中山村 豐野村 年福村 東砥用村 西砥用村 杉上村 豐田村
----	---

同表中鹿兒島區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

鹿兒島	鹿兒島縣ノ内 鹿兒島市 日置郡ノ内 中伊集院村 上伊集院村 郡山村 日置村 吉利村 下伊集院村 伊作村 田布施村 阿多村 豐後郡ノ内 永吉村 末吉村 財部村 鹿兒島縣ノ内 川邊郡 揖宿郡
-----	---

同表中延岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

延岡	宮崎縣ノ内 東臼杵郡
高千穂	宮崎縣ノ内 西臼杵郡

同表中那覇區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

那覇	沖繩縣ノ内 那覇區
平良	沖繩縣ノ内 宮古郡

同表中仙臺區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

仙臺	宮城縣ノ内 仙臺市
大河原	宮城縣ノ内 柴田郡

同表中山形區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

山形	山形縣ノ内 山形市
新庄	山形縣ノ内 最上郡

同表中盛岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

盛岡	盛岡縣ノ内 盛岡市
二戸	盛岡縣ノ内 二戸郡

同表中遠野區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

遠野	盛岡縣ノ内 上閉伊郡
----	---------------

同表中一關區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

一關	巖手縣ノ内 西磐井郡
	水澤町
	古城村
	金城崎村
	東磐井郡
	江刺郡
	前澤町
	佐倉河村
	真城村
	南郡田村
	若柳村
	白山村
	永岡村

同表中秋田區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

秋田	秋田縣ノ内 秋田市
龍代	秋田縣ノ内 山本郡

同表中青森區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

青森	青森縣ノ内 青森市
	上北郡ノ内
	七戸町
	大深内村
	野邊地町
	六ヶ所村
	東津輕郡
	下北郡
	横濱村
	天間林村
	甲地村
	浦野館村

同表中弘前區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

五所川原	青森縣ノ内 北津輕郡
	中津輕郡ノ内
	新和村
	南津輕郡ノ内
	如岡村
	和德村
	相馬村
	高杉村
	裾野村
	女鹿澤村
	六郷村
	中郷村
	大光寺村
	大鰐村
	藏館村
	碓ヶ關村
	富木館村
	十二里村
	山形村
	猿賀村
	竹館村
	碓ヶ關村
	野澤村
	常盤村
	藤崎村
	尾上村
	金田村
	尾崎村
	大杉村
	浪岡村
	光田寺村
	大浦村
	駒越村
	藤代村
	千年村
	堀越村
	西目屋村
	東目屋村
	豐田村
	和德村
	清水村
	岩木村
	船澤村
	南津輕郡ノ内
	弘前市
	青森縣ノ内

同表中函館地方裁判所ノ部ニ左ノ一項ヲ加フ

弘前	青森縣ノ内 弘前市
岩内	北海道ノ内 岩内郡
倶知安町	東俱知安村
	真狩村
	喜茂別村
	狩太村
	古宇郡
	磯谷郡
	歌奏郡
	島牧郡
	北海道ノ内
	壽都郡

同表中岩内區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

岩内	北海道ノ内 岩内郡
	古宇郡
	磯谷郡
	歌奏郡
	島牧郡
	北海道ノ内
	壽都郡

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前從前ノ管轄裁判所ニ於テ受理シタル事件ハ其ノ裁判所ニ於テ之ヲ完結ス

○議長(大岡育造君) 司法大臣

(國務大臣松室致君登壇)

○國務大臣(松室致君) 裁判所ニ關スル法律案提出ノ理由ヲ簡單ニ申述セマス
(「高聲ニ願ヒマス」ト呼フ者アリ) 大正二年ノ改革ニ際シマシテ、全國百二十八箇所ノ裁判所ヲ廢セラレマシタ(「聞エマセヌ」ト呼フ者アリ) 爾來種々ノ點ニ不便ヲ感シマス所カラシテ、地方ノ人民ヨリ屢々請願ヲ受ケマシテ、又議會ニ於テモ必要ノ建議ガ出マシタノデアリマス、ソレヲ當局ニ於キマシテモ種々取調ヲ致シマシタ結果、色々ノ不便必要ヲ感ジテ參リマシタノデアリマス、テ其主モナルモノヲ簡單ニ申上ゲマスルト、裁判所ガ少クナリマシタ爲ニ、其訴訟ヲスル人、ソレカラ又刑事テハ犯罪ノ搜查、ソレカラ裁判ヲ致シマスル爲ニ、距離ガ遠イ所カラ日子ヲ費スコト多ク、刑事ノ如キハ拘留——被告人ノ拘留ハ大變長クナル、ソレカラ民事ニアリマシテハ訴訟人ガ非常ニ迷惑ヲ感ズルノミナラズ、日子ト費用ヲ費スコトガ多イ爲ニ、遂ニ權利ヲ伸張スルコトガ出來ナイ、ソレカラ又民事上被告人トナリマシタ者ハ、距離ノ遠イ爲ニ多少ノ不服アリマシテモ、其不服ヲ申述ベテ諸リ自分ノ權利ヲ擁護スルコトガ出來ナイト云フヤウナ事ガアリマスルカラ、ドウシテモ此裁判所ハ復舊シナケレバナラス(「簡單」ト呼フ者アリ) ソレテ極ク必要ナモノヲ擇ビマシテ、此度百二十八箇所ノ中カラ僅カニ——「テヤアリマセヌガ、四十六箇所ヲケケノ」(「高聲ニ願ヒマス」ト呼フ者アリ) 設置法律案ヲ出シマシタノデアリマス、ソレカラ又大正二年法律第九號中改正法律案、是ハ此裁判所設置ニ關シマシテ目下定メテ居リマスル所ノ裁判所ノ管轄ヲ變更スル必要ガ起ルノデアリマス、其管轄變更ニ關スル所ノ法律案デアリマス、宜シク御贊成ヲ願ヒマス

○議長(大岡育造君) 赤間嘉之吉君ヨリ質問ノ通告ガアリマス——赤間嘉之吉君

(赤間嘉之吉君登壇)

○赤間嘉之吉君 唯今司法大臣ノ御説明ガゴザイマシテ、理由ノ一斑ハ分リマシテゴザイマスルガ、今迄段々聞イテ居リマシタ所ニ據リマス、人民ノ方デハ訴訟事務ノ外ニ不動產登記事務ノ爲ニ大變不便ヲ感ズル、ソレガ爲ニ裁判所或ハ出張所ノ増設ヲ必要トスルト云フヤウナコトヲ聞イテ居リマシタノデアリマス、今度裁判所増設ノ法律案ノ出マシタノハ、其理由ハ包含シテハ居リマス、一應御伺ヒ致シタイと思ヒマス、ソレトモウ——「ソレ」置キタイノハ(「高聲ニ願ヒマス」ト呼フ者アリ) 不動產ノ登記事務ヲ市町村長ニ取扱ハスト云フヤウナ御考ハ政府デハ御座イマス、現今ノ制度ニ依ルト、不動產ノ登記ヲ致シマスルハ印鑑ノ證明、土地臺帳ノ謄本ノ必要ガアル、印鑑簿ハ町村長ガ持ッテ居ル、土地臺帳ハ稅務署ニ在ル、登記簿ハ裁判所デ持ッテ居ルト云フヤウナ譯デ、一筆ノ登記ヲスルノハ、登記ノ申請者ハ二箇所ニ行カナケレバナラヌト云フヤウナコトガアル、ソレガ爲ニ三日モ四日モ——「筆」登記ヲスルノハ掛ルト云フヤウナコトニナツテ居リマス、ソレデハ町村長ニ取扱ハセルト云フコトニ致シタナラバ、餘程便利ニナリハセヌカト考ヘテ居リマスガ、サウ云フ御考ハ政府ニ御坐イマス、又人民ガ此裁判

所ニ登記ニ參リマスルト致シマス、登記官吏、登記官吏自身ニ取扱ッテ居レバ、宜シウゴザイマス、ケレドモ、登記ヲ扱ッテ居ルノハ裁判所書記若クハ雇ノ人ガ扱ッテ居ッテ、非常ニ他ノ行政官廳ニ比較シテ見ルト不親切ナル、デ、ソレト又登記申請者ノ困リマスノハ、登記價格ニ付テ始終登記官吏ト申請者トノ間ニ爭ガアル、ソレハ町村長ニ取扱セラヌルト、實際ノ事情ニ通ジテ居ルカラシテ、價格ノ點ニ付テ爭ヒガ少イコトニナルト思ヒマス、旁々町村長ニ取扱ハシタナラバ餘程便利ニナリハセヌカト考ヘテ居リマスガ、政府ノ方デサウ云フ御考ハ御坐イマセヌカ、一應本案ノ審議上必要ガ御坐イマスカラ御尋致シマス

○議長(大岡育造君) 司法大臣

(國務大臣松室致君登壇)

○國務大臣(松室致君) 唯今ノ御尋ノ質問ニ對シマシテ御答致シマス、第一第二共ニ今當局者ニ於テハサウ云フ考ハ持ッテ居リマセヌ、第一ハ最モ理由ニ這入ッテ居ラナイカト云フコトデアリマス、ケレドモ、其理由ハ矢張り入ッテ居リマセヌ、登記所ハ全ク別デス

(「分ラヌ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

○恆松隆慶君 本案ハ第一第二ヲ一括シテ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレムコトヲ望ミマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ本案ヲ付託スベキ委員ハ十八名、議長指名ニ致シマス、日程第五、東洋拓殖株式會社法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——大藏大臣

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

第五 東洋拓殖株式會社法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

東洋拓殖株式會社法中改正法律案

第一條 東洋拓殖株式會社ハ朝鮮及外國ニ於ケル拓殖資金ノ供給其ノ他拓殖事業ノ經營ヲ目的トスル株式會社トシ其ノ本店ヲ東京ニ置ク

第三條中「日韓兩國人」ヲ「日本人」ニ改ム

第六條中「東京」ヲ「京城、奉天」ニ改ム

第七條中「四人以上」ヲ「三人以上」ニ改ム

第八條中「副總裁及理事」ヲ「理事」ニ、同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

總裁事故アルトキハ理事中一人其ノ職務ヲ代理シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

第九條 總裁ハ政府之ヲ命シ其ノ任期ヲ五年トス

理事ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ二倍ノ候補者ヲ選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ其ノ任期ヲ四年トス

選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ其ノ任期ヲ四年トス

選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ其ノ任期ヲ四年トス

選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ其ノ任期ヲ四年トス

選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ其ノ任期ヲ四年トス

選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ其ノ任期ヲ四年トス

選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ其ノ任期ヲ四年トス

選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ其ノ任期ヲ四年トス

選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ其ノ任期ヲ四年トス

選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ其ノ任期ヲ四年トス

選舉シ政府其ノ中ヨリ之ヲ命シ其ノ任期ヲ四年トス

監事ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス

第十條中「副總裁」ヲ削ル

第十一條 東洋拓殖株式會社ハ左ノ業務ヲ營ムモノトス

一 拓殖ノ爲ニ必要ナル資金ノ供給

二 拓殖ノ爲ニ必要ナル農業、水利事業及土地ノ取得、經營、處分

三 拓殖ノ爲ニ必要ナル移民ノ募集及分配

四 移民ノ爲ニ必要ナル建築物ノ築造、賣買及貸借

五 移民及ハ農業者ニ對シ拓殖ノ爲ニ必要ナル物品ノ供給及其ノ生産シタル物品ノ分配

六 委託ニ因ル土地ノ經營及管理

七 其ノ他拓殖ノ爲ニ必要ナル事業ノ經營

前項第七號ノ事業ヲ經營シ又ハ外國ニ於テ前項第一號乃至第六號ノ事業ヲ營ムトスルトキハ其ノ事業及地域ニ付豫メ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條 政府ハ必要ト認ムルトキハ前條第一項第一號以外ノ業務ニ使用スル資金ノ額ヲ制限スルコトヲ得

第十三條 第十一條第一項第一號ノ資金供給ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フヘシ

一 移民ニ對シ二十五年内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル移民費ノ貸付

二 生産者ニ對シ其ノ生産物ヲ擔保トスル一年以内ノ貸付

三 三十年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル不動産又ハ不動産上ノ權利ヲ擔保トスル貸付

四 公共團體又ハ特別ノ法令ニ依リ組織シタル産業ニ關スル組合ニ對シ三十年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル無擔保貸付

五 農業者二十人以上連帶シテ債務ヲ負フ者ニ對シ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル無擔保貸付

六 移民取扱業其ノ他拓殖事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ノ株券又ハ債權ノ應募、引受

七 移民取扱業其ノ他拓殖事業ヲ營ムコトヲ目的トスル會社ノ株券又ハ債權ヲ質トスル五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル貸付

八 法令ノ規定ニ依リ設定シタル財團ヲ擔保トスル三十年以内ノ年賦償還又ハ五年以内ノ定期償還ノ方法ニ依ル貸付

前項第二號ノ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ手形割引ノ方法ニ依ルコトヲ得

第十三條ノ二 東洋拓殖株式會社ハ定期預リ金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ定期預リ金ハ前條第一項第二號又ハ第七號ノ貸付ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十四條中「又ハ動産」及「但書」ヲ削ル

第十五條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ舊債アル場合ニ於テ東洋拓殖株式會社ヨリ借入スル新債ヲ以テ舊債ヲ償還スル效果ニ依リ新債ノ第一順位ノ擔保ト爲ルコトヲ得ヘキトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條中「國債證券」ノ下ニ「若ハ政府ノ認可ヲ受ケタル有價證券」ヲ加フ

第二十二條ノ二 東洋拓殖株式會社ハ日本勸業銀行ノ代理店タルコトヲ得

東洋拓殖株式會社ハ日本勸業銀行ノ貸付ヲ代理シタル場合ニ於テハ日本勸業銀行ニ對シ債務者ノ爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

第三十三條中「韓國政府ノ任命シタル監理官ト共同シテ」ヲ削ル

第三十七條ノ二 東洋拓殖株式會社ノ貸付金ノ利子及割引料ノ最高歩合ハ每營業年度ノ初ニ於テ政府ノ認可ヲ受クヘシ

第四十條ノ二 政府ノ所有スル株式ニ對シテハ大正六年度以降大正十三年度迄ノ營業期ノ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セス但シ每營業期ニ於ケル利益カ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込資本額ニ對シ年八分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ政府以外ノ者ノ所有スル株式ニ對スル配當ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ配當シ尙殘餘アルトキハ平等ニ配當スヘシ

第四十一條中「副總裁」及「副總裁又ハ理事」ヲ「理事」ニ、及「第四十條」ヲ「第四十條又ハ第四十條ノ二」ニ改メ第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 第十二條又ハ第三十四條ノ規定ニ基キ發シタル命令ニ違反シタルトキ

三ノ二 第十三條、第十四條乃至第十七條ノ規定ニ違反シ資金ヲ供給シタルトキ

三ノ三 第十三條ノ二第二項ノ規定ニ違反シ預リ金ヲ使用シタルトキ

第四十二條中「副總裁」ヲ削ル

附則

本法ハ大正六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ理事タル者ノ任期ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

（國務大臣勝田主計君登壇）

○國務大臣（勝田主計君） 本案改正ノ大體ノ要旨ハ、第一點ハ從來モヤッテ居リマシタガ、拓殖ニ要シマス所ノ資金ヲ專ラ貸付ヲ致スト云フ精神ヲ以テ改正ヲ致シマシタ、即チ日本勸業銀行ヲシテ朝鮮ニ於テハ拓殖會社ニ代理貸付ヲサセルト云フ途モ此點ニ於テ開クコトニ致シマシタ、是ガ第一點、第二點ハ先刻一寸申シマシタ如クニ、此會社ヲシテ移民會社ノ社債或ハ株券ヲ引受ケシメ、又ハ移民ニ代理貸付ヲ爲サシメルト云フ所ノ方法ヲ開キマシタノガ、是ガ第二點、第三點ハ是ハ先刻一寸申シマシタガ、滿蒙ニ於キマス所ノ拓殖ノ爲ニ資金ヲ貸付ケルコト、即チモ少シ具體的ニ申シマスレバ、所謂不動産貸付ヲ滿洲ニ於テヤルト云フコトガ第三點デアリマス、ソレカラ條文ノ整理並ニ組織其他ニ互ツテモ多少改正ノ點ガアリマスガ、是ハクダクシク申上テマヘス、唯一ツ申上テ置キマスノハ、補助ノ點デ御坐イマスガ、從來ハ御承知ノ如ク拓殖會社ニ

對シテハ年二十萬圓ノ補助ヲ致シテ居リマシタノデアリマスガ、今回ハ色、拓殖會社ニ重大ノ任務ヲ負ハシマスカラ、此補助ノ方法ヲ改メマシテ、政府ノ持テ居リマス所ノ株ニ對スル其配當ヲ、大正六年ヨリ十三年ニ亘ルノ間免シタル、モ少シ具體的ニ申上ゲマスルト、二百萬圓政府ガ持テ居ル、ツレニ對シテ六分トスレバ三六、十八萬圓、免除シタル云フコトデアリマシテ、若シ是ガ配當率ガ八分ニナリマス、制限ヲ置キマシテ、ツレ以上ニナリマスレバ、政府ノ株ニ配當ヲ致サセルト云フ規定ニ變ヘマシタノデアリマス、大體右ノ如キ主旨デアリマシテ、此ノ如ク廣ク仕事ヲヤラセマスニ就テハ、大ニ拓殖會社ノ業務ヲ鞭達指導シナケレバナリマセヌニ依リマシテ、此監督ガ今マデハ朝鮮總督府デアリマシタガ、中央ニ移シマシテ、中央ニ於テ之ヲ監督スル、斯様ナ精神ヲ以チマシテ此法案ヲ提出致シマシタ、ドウカ御審議ノ上御協賛下サレンコトヲ切望致シマス

○議長(大岡育造君) 御質問ガ有リマセヌケレバ、日程第六右議案ノ審查ヲ付記スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○恆松隆慶君 本案モ十八名ノ委員、議長ヨリ指名アランコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガ無ケレバ此案ノ審查ヲナス爲メ十八名ノ議長指名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマス、日程第七、北海道拓殖鐵道建設費及利子支出ニ關スル法律案ノ一讀會ヲ開キマス、後藤內務大臣

第七 北海道拓殖鐵道建設費利子支出ニ關スル法律案

第一讀會

北海道拓殖鐵道建設費利子支出ニ關スル法律案
北海道拓殖事業促進ノ目的ヲ以テスル鐵道建設ノ爲帝國鐵道會計法第二條第一項ノ規定ニ依リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲ストキハ豫算ノ定ムル所ニ依リ其ノ利子ノ全部又ハ一部ニ相當スル金額ヲ北海道拓殖費ヨリ支出スルコトヲ得

前項ノ金額ハ之ヲ帝國鐵道特別會計ニ繰入ルヘシ

(國務大臣男爵後藤新平君登壇)

○國務大臣(男爵後藤新平君) 本案提出ノ理由ヲ簡單ニ申述ベマス、北海道拓殖十五年計畫ト云フモノガ明治四十三年ニ定メラレマシタ、其後七箇年ノ實施ヲ經マシタガ、其實績豫期ノ如ク擧ラヌデアリマス、此度之ニ改正ヲ加ヘマシテ、拓殖ノ效ヲ擧ゲヤウト云フコトニ致シマシタガ、其計畫ノ中ニ就テ、交通機關ノ設備ヲ最モ必要ト致シマス、而シテ此北海道ニ於ケル鐵道ノ架設ノ年度割カラシマス、急ニ之ヲ成效スルコト能ハヌト云フ虞ガアリマス、故ニ先ヅ北海道廳ト鐵道院トノ間ニ北海道ノ計畫ヲ示シテ協定スル所アデ、根室線外ニ線ノ工事ヲ繰上ゲマシテ、又新タニ旭川線外四線ヲ繰上ゲテ、其工事ヲ急ゲト云フタメニ要スル所ノ公債ノ利子ヲ、一般會計ヨリ鐵道特別會計ニ組入レテ速成ヲスルト云フコトヲ提出セラレタル所ノ法案ガ、即チ是デ御坐イマス、大要右ノヤウナル次第、鐵道ノ速成ヲナシテ以テ拓殖ノ功ヲ速ニ奏シタ

イト云フ計畫デアリマスカラ、御審議ノ上協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 日程第八、右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○恆松隆慶君 本案ハ前ノ案ト少シ違ヒハゴザンスルガ、便宜上第五東洋拓殖株式會社ノ法律案ノ委員ニ、是ハ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガ無ケレバ恆松君ノ動議ノ如ク決シマシタ、日程第九輕便鐵道補助法中改正法律案第一讀會ヲ開キマス——後藤總裁

第九 輕便鐵道補助法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

輕便鐵道補助法中改正法律案

輕便鐵道補助法中左ノ通改正ス

第三條 第一條ノ補助金ノ年額ハ最高百五十萬圓トス

附則

本法ハ大正六年度ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員男爵後藤新平君登壇)

○政府委員(男爵後藤新平君) 此輕便鐵道補助法中改正法律案提出ノ理由ヲ簡單ニ茲ニ申述ベマス、輕便鐵道補助ノ計畫ハ此法律ノ初メテ制定セラレマシタ際ノ金額ヲ、今日マデ其儘ニシテアルデアリマス、併シ此法律制定ノ後ニ於キマシテ、一部ノ改正ヲ加ヘラレテ、補助ノ年限ガ延長サレテ居リマス、五年ガ十年ニナツテ居リマス、是ハ諸君ノ内デ御承知デアリマセウ、其施行後ノ実績ニ依リマシテ、此増額ヲ必要ト致シマシタ、其不足ヲ補ッテ當初ノ目的ヲ達シタイト云フデアリマスカラ、御審議ノ上協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 日程第十、右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○恆松隆慶君 本案ハ十八名ノ委員、議長ノ指名ニナランコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガ無ケレバ恆松君ノ動議ノ通り決シマシタ——日程第十一、借入鐵道及輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——後藤總裁

第十一 借入鐵道及輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律案

第一讀會

借入鐵道及輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律案
第一條 政府ハ現ニ借入使用スル橫濱鐵道株式會社所屬ノ鐵道及阿波國共

同汽船株式會社所屬ノ輕便鐵道ヲ買收ス

第二條 前條ノ鐵道及輕便鐵道買收ノ期日ハ政府之ヲ指定ス

第三條 買收價格ハ買收ノ日ニ於ケル鐵道又ハ輕便鐵道ノ建設費以內ニ於テ之ヲ協定ス

前項ノ建設費ハ政府カ借入契約ニ依リ建設改良又ハ補充ノ爲支出シタル工事費ヲ控除シタルモノトス

第四條 買收代價ハ政府ノ定ムル價額ニ依リ五十五年內ニ償還スヘキ五分利附國債證券ヲ以テ之ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五十圓未滿ノ端數ハ之ヲ券面金額五十圓トス

政府ハ買收ノ爲必要ナル額ヲ限度トシ前項ノ公債ヲ發行スルコトヲ得第一項ノ場合ニ於テ特ニ要求アルトキハ現金ヲ以テ買收代價ヲ交付スルコトヲ得

(政府委員男爵後藤新平君登壇)

○政府委員(男爵後藤新平君) 茲ニ提出ニナツテ居リマス借入鐵道及輕便鐵道ノ買收ニ關スル法律案ノ提出ノ理由ヲ簡單ニ申述セマス、此提出ニナツテ居リマスノ橫濱鐵道並ニ小松島鐵道デアリマスガ、德島小松島間ノ鐵道デアリマス、橫濱鐵道ハ明治四十三年三月以來政府ニ借上テ運用ヲ致シテ居リマス、又小松島德島間ノ鐵道ハ大正二年以來政府ニ借入レテアルデアリマス、此二ノ鐵道ハ國有幹線ト密接ノ關係ガ有リマシテ、今日此聯絡上ノ必要、運輸上ノ必要ヨリ之ヲ統一經營スルコトヲ最モ便利ト致シマス、ソコデ此度ハ其二鐵道ヲ買入レマシテ、今後ノ修繕其他運輸ノ便ナルコトニ對シテハ、我物トシテ總テノ施設ヲ十分ニ致シマシテ、此鐵道ノ效用ヲ完ウシタイト云フニ在ルデアリマス、御審議ノ上協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 日程第十二、右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第十二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○恆松隆慶君 本案ハ既ニ第九ノ日程ガ十八名ノ委員ニ付託シテゴザイマスノデ、其同一ノ委員ニ付託セラレムコトヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガ無ケレバ恆松君動議ノ如ク決シマシタ、日程第十三、軍人救護法案ノ第一讀會ヲ開キマス

第十三 軍事救護法案(政府提出)

第一讀會

軍事救護法案

軍事救護法

第一條 傷病兵、其ノ家族若ハ遺族又ハ下士兵卒ノ家族若ハ遺族ハ本法ニ依リ之ヲ救護ス

第二條 本法ニ於テ傷病兵ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 陸海軍下士兵卒ニシテ戰闘又ハ公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲兵役ヲ免セラレタル者

二 前號ニ掲クル者ヲ除クノ外陸海軍下士兵卒ニシテ故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非スシテ戰地ニ於テ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲兵役ヲ免セラレタル者

第三條 本法ニ於テ下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士兵卒又ハ傷病兵ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二 前號ニ掲クル者ヲ除クノ外陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士兵卒又ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受ケヘキ者ニシテ現役兵ノ入營シタル時、下士兵卒ノ應召シタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

前項各號ノ陸海軍現役兵ニハ未入營現役兵及歸休兵ヲ包含セス

第四條 本法ニ於テ下士兵卒又ハ傷病兵ノ遺族ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 戰死シタル陸海軍下士兵卒又ハ第二條各號ノ傷病若ハ疾病ノ爲死歿シタル陸海軍下士兵卒若ハ傷病兵ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ下士兵卒又ハ傷病兵カ死亡ノ時屬シタル家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二 前號ニ掲クル者ヲ除クノ外戰死シタル陸海軍下士兵卒又ハ第二條各號ノ傷病若ハ疾病ノ爲死歿シタル陸海軍下士兵卒若ハ傷病兵ニ依リ扶養ヲ受ケヘキ者ニシテ下士兵卒ノ死亡ノ時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

第五條 救護ハ現役兵ノ入營下士兵卒ノ應召傷病若ハ死亡又ハ傷病兵ノ死亡ノ爲生活スルコト能ハサル者ニ對シテノミ之ヲ爲ス

第六條 救護ノ種類ハ生業扶助、醫療、現品給與及現金給與トス

第七條 救護ノ程度及方法ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 傷病兵六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ者並其ノ家族及遺族ニ對シ救護ヲ爲サス

第九條 下士兵卒又ハ傷病兵六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間其ノ傷病兵及其ノ下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族ニ對シ救護ヲ爲サス

第十條 下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族又ハ遺族六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ救護ヲ爲サス六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同シ

第十一條 下士兵卒ニシテ逃亡シ又ハ陸軍懲治隊ニ收容セラレタル者ニ付テハ其ノ逃亡又ハ收容ノ間其ノ家族ニ對シ救護ヲ爲サス

第十二條 下士兵卒又ハ傷病兵ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ付テハ其ノ傷病兵並其ノ下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族及遺族ニ對シ情狀ニ因リ救護ヲ爲サス又ハ救護ノ程度ヲ減少スルコトヲ得

第十三條 傷病兵ニシテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者ニ對シテハ救護ヲ爲サス第十四條 下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族ニ對スル救護ハ下士兵卒又ハ傷病兵死亡後仍三月内之ヲ繼續スルコトヲ得

第十五條 下士兵卒ノ家族ニ對スル救護ハ下士兵卒ノ傷病兵トナリタル後仍三月内之ヲ繼續スルコトヲ得

第十六條 本法ニ依ル救護ハ他ノ法令ノ適用ニ付テハ貧困ノ爲ニスル公費ノ救助ニ非サルモノト看做ス

第十七條 本法ニ依リ給與ヲ受ケタル救護金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セス

第十八條 本法ニ依ル救護金品ハ既ニ給與ヲ受ケタルト否トニ拘ラス之ヲ差押フルコトヲ得ス

第十九條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

附則 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○議長(大岡育造君) 後藤內務大臣

○國務大臣(男爵後藤新平君) 此處ニ提出ニナツテ居リマス、軍人救護法案ニ對シテ大要ヲ説明致シマス、此軍人救護法案ハ傷病兵又其傷病兵ノ家族遺族又現在ノ下士兵卒ノ家族遺族ヲ生計ニ困難ヲ致シテ居ル者ガアリマス、之ニ對シテハ今日マデハ公私ノ團體又篤志者ニ於テ救護ニ力ヲ致シテ居ル者アリマス、政府モ亦之ニ注意ヲ致シテ居リマス、其救護ノ方法ガ全ク届カヌノデアリマス、此衆議院ニ於テモ建議案ヲ提出サレタノデアリマス、此軍隊ノ下士兵卒ノ現役ニアル者ノ家族又ハ傷病兵ノ家族ナドニ對シテ、相當ノ救護ヲ致スト云フコトニ就テハ、今更此處ニ其必要ヲ辯ズルコトヲ要セヌガラウト思ヒマス、此事ニ對シマシテハ明治三十七年ノ勅令モアリマス、是レハ未ダ以テ足レリトスルコトノ出來ヌコトハ諸君モ御承知ノ通りデアラウト思ヒマス、ソコデ此度其法律案ヲ出シ、又恩給法ト相俟テ此軍隊ノ士氣振作、國防ノ充實ニ力ヲ致シタイ、斯ウ云フ意味デゴザイマス、御審議ノ上協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 日程第十四、右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第十四 右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉

○恆松隆慶君 本案ノ委員ハ九名ト致シマシテ、議長指名ナラムコトヲ希望シマス

○議長(大岡育造君) 恆松君ノ動議ニ御異議アリマセスカ

○議長(大岡育造君) 異議ナシト認メマス、依テ恆松君ノ動議ノ如ク決シテ、九名ノ委員、議長指名デアリマス、日程第十五、軍人恩給法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス

第十五 軍人恩給法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

軍人恩給法中改正法律案

第十條中「軍人前條ニ該當スル傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキ」ヲ「現役階ヲ第六條ニ依ル官階」ニ改ム

第十五條中「前條ニ該當スル傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキ」ヲ「現役ヲ離レタルトキ」ニ改ム

第十八條中「海軍水雷夫及北海道移住ノ際定規ノ補助ヲ受ケタル屯田兵下士卒」ヲ「及海軍水雷夫」ニ改メ同條ニ左ノ一號ヲ加フ

八 北海道ニ移住ノ際定規ノ補助ヲ受ケタル屯田兵下士卒ニシテ從軍シ又ハ屯田兵村監視若クハ屯田兵部隊附トナリ軍隊ノ常務ニ服シタルキハ其日數

附則

本法ハ大正七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條第八號ノ改正規定ハ本法施行前ニ現役ヲ離レ又ハ現役中死歿シタル者ニモ之ヲ適用ス

前項ノ規定ニ該當スル者又ハ其ノ遺族ニシテ本法施行ノ際本法規定ノ退職恩給(免除恩給增加恩給又ハ扶助料ヲ受ケタル者)ハ本法施行ノ日ヨリ本法規定ノ退職恩給(免除恩給增加恩給又ハ扶助料ヲ受ケタル者)ニ併セ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法規定ノ金額ヲ受ケタル者ニハ本法施行ノ日ヨリ本法規定ノ金額ヲ給ス

本法施行ノ際扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法規定ノ金額ヲ受ケタル者ニハ大正九年一月一日ヨリ本法規定ノ金額ヲ給ス但シ下士以下ノ者ノ遺族ニハ本法施行ノ日ヨリ大正七年十二月三十一日迄ハ本法施行前ノ規定ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ金額ニ該金額ト本法規定ノ金額トノ差額三分ノ一、大正八年一月一日ヨリ大正八年十二月三十一日迄ハ同上ノ差額三分ノ二ヲ併給シ准士官以上ノ者ノ遺族ニハ大正八年一月一日ヨリ大正八年十二月三十一日迄ハ本法施行前ノ規定ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ金額ニ該金額ト本法規定ノ金額トノ差額二分ノ一ヲ併給ス

本法施行ノ際退職恩給又ハ免除恩給ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法規定ノ金額トノ差額二分ノ一ヲ併給ス

本法施行ノ際退職恩給又ハ免除恩給ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法規定ノ金額トノ差額二分ノ一ヲ併給ス

本法施行ノ際退職恩給又ハ免除恩給ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法規定ノ金額トノ差額二分ノ一ヲ併給ス

本法施行ノ際退職恩給又ハ免除恩給ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法規定ノ金額トノ差額二分ノ一ヲ併給ス

本法施行ノ際退職恩給又ハ免除恩給ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法規定ノ金額トノ差額二分ノ一ヲ併給ス

ノ金額ヲ受ケサル者ニハ大正十一年一月一日ヨリ本法規定ノ金額ヲ給ス但シ大正十一年一月一日ヨリ大正十一年十二月三十一日迄ハ本法施行前ノ規定ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ金額ニ該金額ト本法規定ノ金額トノ差額二分ノ一ヲ併給ス

前三項ノ場合ニ於テ陸軍卒ニ付テハ陸軍一等卒ノ額ニ依ル
第四項乃至第六項ノ規定ハ第三項ノ規定ニ依リ退職恩給、免除恩給、増加恩給又ハ扶助料ヲ給スル者ニ之ヲ適用セス

本法施行ノ際陸軍武官傷病扶助及ヒ死亡ノ者祭案並ニ其家族扶助概則、海軍退隱令又ハ陸軍武官恩給令ニ依リ扶助料、退隱料又ハ恩給ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ第四項乃至第六項ノ規定ニ準シ本法規定ノ金額ヲ給ス

前項ノ規定ニ依リ退隱料又ハ恩給ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ノ遺族ニハ前項ノ規定ヲ準用ス

第五項又ハ第九項ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者權利消滅シタル場合ニ於テ轉給ヲ受クヘキ者ニ給スヘキ扶助料ニ付テハ第五項ノ規定ヲ準用ス

第三項ノ規定ニ依リ新ニ退職恩給、免除恩給、増加恩給又ハ扶助料ヲ受ケムトスル者及第三項乃至第六項又ハ第九項ノ規定ニ依リ金額ノ増加ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ七年内ニ之ヲ請求スルニ非サレハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノトス

第十項又ハ第十一項ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ハ轉給ヲ受クヘキ事由ノ生シタル日ヨリ七年内ニ金額ノ増加ヲ請求スルニ非サレハ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノトス但シ大正九年一月一日以後ニ於テ轉給ヲ受クヘキ事由ノ生シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

○議長(大岡育造君) 大島陸軍大臣

○議長(大岡育造君) 大島陸軍大臣

○國務大臣(大島健一君) 本改正法律案ハ、先年衆議院ニ於テ提出ニナリマシタ案ト略、同様デアリマス、依テ概要ヲ申上ケルコトニ致シマス、其改正ノ要點ハ二ツデアリマシテ、從來戰傷其他公務ニ依ル傷病ニ對スル増加恩給ト稱スル一ノ恩給ガ増シテ與ヘテアリマシタ、ソレヲ算定致シマスニハ、負傷當時ノ官等ニ依ルデアリマシタガ、從來症狀ヲ算定シマスニハ、何時モ現役ヲ去ル時ニ於テ算定ヲシテ居リマス、故ニ其時期ニ於ケル官等ニ依リ算定ヲスルコト云フコトニ致シマス、今一ツハ從來北海道ノ屯田兵村ノ豫備兵村ノ屯田兵、屯田ノ下士兵卒デアリマス者ガ、兵村ノ勤務、即チ軍事上ノ勤務、兵村監視ト申シマス、ソレカラ兵村ノ司令部附ト云フヤウナモノヲ致シマス者ガ、全ク現役同等デアッテ、現役ノ者ト相伍シテ勤務ニ從事致シ、自分ノ開墾ノ業務ニハ手ヲ出スコトガ出來ナカッタデアリマス、然ルニ是ガ服役年數ニ算用ヲシテナイト云フノデ、從來屬、請願モアリマシタ、本院ノ御提案中ニモ入ッテ居リマシタノデ、其兵村ニ於ケル勤務ノ時日ヲ現役ニ算用ヲスルコトニ改正ニナルデアリマス、次ハ常ニ他方面ヨリ請願等モアリマス恩給ノ改正デアリマス、御承知ノ通り從來數回改正ニナリマシタ恩給ガ、

段々殖ヘテ今日ニ參ッテ居ルノニ、從來今日ニナラヌ以前ニ於テ受ケタ所ノ恩給ハ、其改正ノ時期ニ於テ大ニ差ガアリマス、之ヲ現行規定ノ額ニ上セルト云フコトノ改正デアリマス、是等ノ理由ハ屢、御論議ニナッタデアリマスカラ、別段理由ハ申上ゲマセヌ、之ヲ支給ヲ致シマスノニ、一時ニ——財政ノ都合デ總テ一時ニ増加シテヤルコトハ出來マセヌ、五箇年ニ別チマシテ、最モ支給金額ノ少ナイ所ノ扶助料、即チ下士以下遺族扶助料ト云フガ如キモノヲ第一ニ致シマシテ、次ニ准士官以上ノ遺族扶助料ヲ受ケテ居ル者ヲ第二ト致ス、最後ニ將校等恩給ノ多イ者ヲヤルト云フヤウナ順序ニ別ケマシテ、凡ソ一年五十萬圓内外ヲ増加致シテ、五年ニ至ッテ初メテ全恩給若クハ扶助料ヲ支給スルコト云フコトヲ御座イマス、ドウゾ御審議ノ上御協賛ヲ願ヒマス

○議長(大岡育造君) 日程第十六、右議案ノ審查ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第十六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
○恆松隆慶君 本案ヲ付託スベキ委員ハ十八名、議長指名アラシコトヲ望ム
(「贊成」ト呼フ者アリ笑聲起ル)
○議長(大岡育造君) 恆松君ノ御動議ニ贊成ガアッテ異議ガアリマセヌカラ、右動議ノ如ク決シマシタ、委員ノ氏名ハ公報ヲ以テ御報告ヲ申シマス、次會ノ日程ハ——明後日ノ日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、今日ハ是ニテ散會(拍手起ル)
午後五時三十二分散會

衆議院議事速記第二號中正誤
頁 段 行
五 上 三二 終リノ君ノ字ヲ除ク

官報號外

大正六年六月二十七日

衆議院議事速記錄第三號

四〇